

(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔省令〕

〔目次〕

- 日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・農林水産三)

〔法規的告示〕

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件
(農林水産・経済産業・環境四)
- 紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示(外務一八八)
- 航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示等の一部を改正する告示(国土交通三七六)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
(同三七七)
- 奥尻空港の施設について告示した事項に変更があった件(同三七八)
- 多良間空港の施設について告示した事項に変更があつた件(同三七九)

三 三 三 三 三

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 裁判所 | 破産、免責、再生関係 |
| 特殊法人等 | 教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令及び代執行関係 |
| 地方公共団体 | 国立研究開発法人国立がん研究センター令和五事業年度財務諸表関係 |
| 会社その他 | 会社決算公告 |

四〇 三 三

〔国会事項〕

〔公告〕
諸事項

○財務省令第三号

日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十二条第二項、第十二条の二第一項並びに第十九条第二項及び第三項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十五日

農林水産大臣 財務大臣 江藤 拓 勝信

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後
--	---	---	---

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十条 法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。

一 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあつては、カナダ及び欧州連合の加盟国

二 有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあつては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英國、オーストラリア、スイス及びニュージーランド

州連合の加盟国

三 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあつては、カナダ及び欧州連合の加盟国

四 （略）

（外国格付の表示）

第三十四条 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
（略）	（略）

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

四 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

	改	正	前
--	---	---	---

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十条 法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。

一 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあつては、カナダ

二 有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあつては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英國、オーストラリア、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

三 有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあつては、カナダ

四 （略）

（外国格付の表示）

第三十四条 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
（略）	（略）

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

四 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

イ・ロ （略）

農林水産省
○經濟産業省告示第四号
環境省

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年農林水産省告示第二号）の一部を次のように変更したので、同法第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月十五日

法規的告示

別記様式第七号中「5 当該廃止の年月日」のトビ「6 日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第48条第1項第1号ハ(4)に規定する業務の廃止の通知をした者の該当の有無」を加える。
この省令は、公布の日の翌日から施行する。

<p>2 (略) 第四十九条 (略) 2 (登録認証機関の認証等の報告)</p> <p>3 登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証品質外國格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外國小分け業者又は認証方法外國取扱業者（以下この条において「認証事業者」と総称する。）が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外國取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第七号による報告書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>六 前条第一項第一号ハ(4)に規定する認証の取消しに係る弁明の機会の付与について通知した日からその取消しをする日又は取消しをしないことを決定する日までの間に同号二(4)の規定による業務の廃止の通知をした者の場合は、その旨</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>八 認証事業者が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外國取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

農林水産省
○經濟産業省告示第二号
環境省

次の表に於り、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分（以下「傍縁部分」といふ。）で、これに該当する改正後欄に掲げる規定の傍縁部分があるものは、これを当該傍縁部分のものに改め、改正後欄に掲げる規定の傍縁部分で、これに該当する改正前欄に掲げる規定の傍縁部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍縁部分で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍縁部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義</p> <p>(略)</p> <p>こうした中、平成24年7月に再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が開始され、再生可能エネルギー電気の発電の事業性が大幅に改善されたこと等を踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、当該地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっている。具体的には、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進し、これを市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の所得の向上等経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結び付けるとともに、これらを継続させることにより、農山漁村の自律的な発展を図っていく必要がある。特に、再生可能エネルギー電気の発電を農山漁村の基幹産業である農林漁業の発展に結び付けることは、地域の活力や持続可能性を高めるものであり、重要である。</p> <p>(略)</p> <p>法の運用開始後、平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している。こうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす企業や消費者等が現れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やIOT技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。また、事業者が需要家と直接電力購入契約を結ぶPPA（Power Purchase Agreement）モデルの取組も行われている。このほか、地域の農林漁業施設に再生可能エネルギーを供給し、再生可能エネルギーの地産地消と農林水産業のCO2ゼロエミッション化の両立を目指す取組も進んでいる。</p> <p>さらに、近年では令和6年能登半島地震や令和6年台風第10号などの自然災害が相次ぎ、大規模な停電も発生した。今後も、気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中で、蓄電池を活用した再生可能エネルギー電気の非常用電源としての確保や、非常に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性が高まりつつある。</p> <p>このような状況の変化を踏まえながら、自然災害時等のレジリエンス強化や地方創生に資するエネルギーの地産地消など、新たな時代にふさわしい地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、農山漁村、地域の活性化を図ることが重要である。</p>	<p>第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 意義</p> <p>(略)</p> <p>こうした中、平成24年7月に再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギー電気の発電の事業性が大幅に改善されたこと等を踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、当該地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっている。具体的には、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進し、これを市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の所得の向上等経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結び付けるとともに、これらを継続させることにより、農山漁村の自律的な発展を図っていく必要がある。特に、再生可能エネルギー電気の発電を農山漁村の基幹産業である農林漁業の発展に結び付けることは、地域の活力や持続可能性を高めるものであり、重要である。</p> <p>(略)</p> <p>法の運用開始後、平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している。こうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす企業や消費者等が現れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やIOT技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。</p> <p>さらに、平成30年には平成30年7月豪雨、台風第21号、台風第24号及び、平成30年北海道胆振東部地震と立て続けに自然災害が発生し、大規模停電に見舞われた。今後も、気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中で、非常に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性が高まりつつある。</p> <p>このような状況の変化を踏まえながら、平成の次の新たな時代にふさわしい農山漁村、地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、農山漁村、地域の活性化を図ることが重要である。</p>

2 目標

2030年度において、法の措置の活用により、再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地域を200地域以上構築することを目指す。また、地域の未利用資源等を活用して、地域の農林漁業関連施設等でエネルギーの地産地消を推進する、農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区を100地区以上創出することを目指す。

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

1 国による施策の総合的な推進

(略)

(1) (略)

(2) 農地法、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等に関する知見の提供

(略)

(3) モデル事例の紹介等

(略)

また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の関係者によるネットワークを形成し、課題やその克服方法の共有等を行うためのプラットフォームの構築を推進する。

再生可能エネルギーの一層の拡大に向けては、再生可能エネルギー発電事業が地元に受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再生可能エネルギー発電事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的である。そこで、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」において、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の普及・促進に向けて、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰する。

(4) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

再生可能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となっており、導入量が急増している。我が国においても、平成24年7月のFIT制度の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は令和4年度には約22%にまで拡大した。特に、我が国は、陸上の平地面積が小さく、海上は急峻な海底地形であるなど、地理的制約がある中で、導入容量は再生可能エネルギー全体で世界第6位となるなど、導入が着実に進展している。

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図る、S+3Eの大原則の下で、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら再生可能エネルギーの最大限の導入を促すこととしている。

① 地域との共生

FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が進んだ結果、安全面、防災面、景観、生物多様性等の観点における環境への影響や将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。また、太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定され、計画的な対応が必要となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現行でいる地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを目指す。

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

1 国による施策の総合的な推進

(略)

(1) (略)

(2) 農地法、森林法、漁港漁場整備法等に関する知見の提供

(略)

(3) モデル事例の紹介等

(略)

また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の関係者によるネットワークを形成し、課題やその克服方法の共有等を行うためのプラットフォームの構築を推進する。

(4) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

(新設)

② 事業規律の強化

令和6年4月に施行された、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）により一部改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、地域住民との適切なコミュニケーションを図るため、説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知をFIT制度及びFIP制度（Feed-in Premium）。市場価格を踏まえて計算される参考価格と基準価格の差額等をプレミアムとして交付する制度であり、事業者の収入水準は市場価格に連動する。以下同じ。）の認定基準とした。また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対してFIT・FIP交付金を一時停止する措置を導入した。併せて、令和5年10月から、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関する許認可について、FIT・FIP認定申請の要件として、認定手続を厳格化した。

さらに、令和5年3月に施行された、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）により一部改正された電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、小規模な太陽光発電設備に技術基準の適合維持義務を課す等の規律強化を行った。

これらの措置等を実効的に講じるため、令和6年度から、全国の再生可能エネルギー発電施設に対して現地調査を行う体制を構築する等、執行体制の強化を図っている。

③ 農山漁村におけるエネルギー管理システムの導入

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村に合わせたエネルギー管理システム（Village Energy Management System。以下「VEMS」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進める。

(5) 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来の目的に即して取り組むことで、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上し、地域の農業の振興に資することが期待される。今後とも適切な営農の確保を前提に地域活性化に資する形でこうした望ましい営農型太陽光発電について導入を進めていく。また、発電設備下における最適な栽培体系の実証や電力の地産地消を含めたモデル的な取組の支援のほか、望ましい営農型太陽光発電のあり方について、具体的に整理を行う。

（新設）

（新設）

エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）を踏まえ、再生可能エネルギーについては、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と固定価格買取制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き進める。また、再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村などの地域に合わせたエネルギー管理システム（以下「EMS」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進める。

(5) 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置して発電する営農型太陽光発電（以下「営農型太陽光発電」という。）は、営農の適切な継続を通じて農地の有効活用が図られるとともに、営農による収入、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上することにより、荒廃農地の再生や条件不利地域での営農や定住を下支えし、地域の農業の振興に資することが期待される。また、多面的な機能を有する農地上で発電をする形態であることから、地域の農業と調和しながら地域の農業を発展させ、地域の活力の向上につなげることも重要である。さらに、営農型太陽光発電については、農業と発電事業とを両立させることが必要であるこ

一方、営農が適切に行われないなど、営農型太陽光発電の本来の目的から外れている事例も見られ、農村地域で問題化している。この状況を踏まえ、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るために、令和6年4月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第9号）を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農振興局長通知）を制定したところであり、これら農地法令等に基づき、関係省庁で連携しながら、不適切な営農型太陽光発電の解消を図っていく。

(6) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化や地方創生に大きく貢献するとともに、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。同時に、エネルギー基本計画において示された再生可能エネルギーの地産地消の推進や第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵とされた「地域循環共生圏」の創造、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）で示された循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行にも寄与するものである。

具体的には、地域の創意工夫のもとで形成されるP P Aモードや再生可能エネルギー発電設備に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギーを活用するモデルはもとより、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力（地域内の発電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。）等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネルギー・蓄エネルギーに取り組むモデル等を構築することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることが期待される。

このため、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。また、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、ロボット技術やI C Tを活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

(7) (略)

(8) 国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方

とから、営農型太陽光発電に取り組む農業者は、中長期的に地域の農業を担い、その栽培した農産物が十分な市場評価を得ることやその販売計画に無理がないことが望ましい。

このため、農地の有効活用や農業者の所得向上に結びつく営農型太陽光発電を促進するため、優良事例の情報収集と周知、(8)の相談窓口における対応、資金調達の円滑化のための金融機関への情報提供、必要な手続の円滑化等を行う。

(6) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化に大きく貢献するとともに、エネルギー基本計画において示された2050年を見据えた長期的な対応を通じた地域の脱炭素化や第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において示された「地域循環共生圏」の形成に寄与し、また、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。また、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力（地域内の発電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。）等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネ蓄エネ価値を合わせて地域へ供給することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることが期待される。

このため、再生可能エネルギーの地産地消の取組を、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、地域資源を活用する再生可能エネルギー設備とE M Sを備えた、地域活性化のモデルとなる取組のノウハウの共有化及び他地域への展開等により、中長期にわたり着実に推進していく。また、再生可能エネルギーの地産地消による取組を消費者や取引先が認識し選択できるようロゴマークの作成や商品、企業、産地等の情報発信等について検討する。さらに、ロボット技術やI C Tを活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

(7) (略)

(8) 国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方

農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所等の國の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等の國の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

(9) 被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン2.0（令和6年9月10日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。

(10) 新たな技術の地域における実装等

太陽光発電の適地が限られる中、従来設置が進んでいなかった耐荷重性の低い建築物の屋根や建物の壁面等への設置を進める観点から、令和6年11月に次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会において策定した「次世代型太陽電池戦略」に基づき、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備えるペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装を進めいくこととしている。

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

2 (略)

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

(略)

1 基本的事項

(1) (略)

(2) また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合は、以下の点に十分留意するものとする。

ア～ウ (略)

エ 農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

2・3 (略)

農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所と連携しつつ、國の施策等について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

(9) 被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けた送電線の増強等に取り組む。

(新設)

2 (略)

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

(略)

1 基本的事項

(1) (略)

(2) また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合は、以下の点に十分留意するものとする。

ア～ウ (略)

エ 農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法（昭和26年法律第249号）、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

2・3 (略)

- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- 1 (略)
 - 2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

 - (1) 再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組
 - ① 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

(略)
 - ② 農林漁業関連施設の整備

(略)
 - ③ 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進
 - ・ 木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組
 - ・ 売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組
 - ・ 売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組 等
 - ④ 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

(略)
 - ⑤ 農林漁業者の確保の推進

(略)
 - (2) 地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組
 - ・ 再生可能エネルギー電気・熱を地域内の農林漁業関連施設等に供給する取組を通じてエネルギーの地産地消や農林水産業のCO₂ゼロエミッション化に貢献する取組
 - ・ 食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組

- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- 1 (略)
 - 2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

（新設）

 - (1) 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

(略)
 - (2) 農林漁業関連施設の整備

(略)
 - (3) 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進
 - ・ 木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組。
 - ・ 食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組
 - ・ 発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組
 - ・ 売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組
 - ・ 売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組 等
 - (4) 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

(略)
 - (5) 農林漁業者の確保の推進

(略)
- （新設）

- ・ 発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、VEM-S等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組 等

3 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項
市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

4 (略)

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

1 基本計画の作成に関する留意事項

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 農林地所有権移転等促進事業

(略)

①・② (略)

③ 所有权移転等促進計画の作成

(略)

ア・イ (略)

ウ 権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る地域計画、農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適當であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④ (略)

2・3 (略)

4 基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、地域計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

(略)

5 (略)

3 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項
市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

4 (略)

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

1 基本計画の作成に関する留意事項

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 農林地所有権移転等促進事業

(略)

①・② (略)

③ 所有权移転等促進計画の作成

(略)

ア・イ (略)

ウ 権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適當であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④ (略)

2・3 (略)

4 基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

(略)

5 (略)

6 協議会の運営に関する留意事項

(略)

(1) 協議会の組織

(略)

①～③ (略)

④ ①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア 設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ～カ (略)

⑤・⑥ (略)

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

(1) (略)

(2) 認定手続

(略)

① (略)

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付け、FIT制度及びFIP制度における事業計画認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があつたものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第7条第4項第1号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があつたものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

(3)・(4) (略)

8 (略)

9 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

(略)

なお、当該撤去に係る費用については、FIT制度における調達価格及びFIP制度における基準価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

10 (略)

6 協議会の運営に関する留意事項

(略)

(1) 協議会の組織

(略)

①～③ (略)

④ ①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア 設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港漁場整備法、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ～カ (略)

⑤・⑥ (略)

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

(1) (略)

(2) 認定手続

(略)

① (略)

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付け、固定価格買取制度における設備認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があつたものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第7条第4項第1号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があつたものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

(3)・(4) (略)

8 (略)

9 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

(略)

なお、当該撤去に係る費用については、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度における調達価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

10 (略)

その他提示

○外務省持長紙四百十八号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和七年五月十五日

外務大臣 岩屋 繁	T R 3174820	2015/ 3/ 5	2025/ 3/ 3	T S 2949330	2019/ 3/ 8	2025/ 3/ 3	M J 1370467	2021/ 8/ 5	2025/ 3/ 4
	T R 3469091	2016/ 6/ 29	2025/ 3/ 3	T S 3064083	2019/ 4/ 4	2025/ 3/ 3	M J 1442477	2021/ 12/ 23	2025/ 3/ 4
	T R 3498603	2016/ 7/ 6	2025/ 3/ 3	T S 3128364	2019/ 3/ 22	2025/ 3/ 3	M J 1692092	2022/ 11/ 10	2025/ 3/ 4
	T R 3533635	2016/ 7/ 4	2025/ 3/ 3	T S 3411610	2019/ 5/ 20	2025/ 3/ 3	M J 1696836	2022/ 11/ 9	2025/ 3/ 4
	T R 3560964	2015/ 4/ 23	2025/ 3/ 3	T S 3985751	2019/ 7/ 25	2025/ 3/ 3	M J 1737221	2022/ 11/ 25	2025/ 3/ 4
	T R 3920098	2015/ 4/ 17	2025/ 3/ 3	T S 4044565	2019/ 7/ 30	2025/ 3/ 3	M J 1806645	2023/ 2/ 2	2025/ 3/ 4
	T R 4178248	2015/ 5/ 26	2025/ 3/ 3	T S 4079585	2019/ 8/ 7	2025/ 3/ 3	M J 1827924	2023/ 1/ 12	2025/ 3/ 4
	T R 4187964	2015/ 5/ 22	2025/ 3/ 3	T S 4117956	2019/ 8/ 9	2025/ 3/ 3	M J 1940343	2023/ 3/ 30	2025/ 3/ 4
	T R 4325717	2015/ 7/ 22	2025/ 3/ 3	T S 4170706	2019/ 8/ 20	2025/ 3/ 3	M J 1963238	2023/ 3/ 10	2025/ 3/ 4
旅券番号	発行年月日	失効年月日		T R 4533522	2015/ 7/ 23	2025/ 3/ 3	T S 4282670	2019/ 8/ 22	2025/ 3/ 3
M N 5035870	1993/11/16	1998/11/16		T R 4704503	2015/ 9/ 18	2025/ 3/ 3	T S 4507321	2019/ 9/ 30	2025/ 3/ 3
M R 4526841	2003/10/14	2008/10/14		T R 4773295	2015/ 9/ 2	2025/ 3/ 3	T S 4507322	2019/ 9/ 30	2025/ 3/ 3
T G 6415339	2005/ 1/ 5	2015/ 1/ 5		T R 5164849	2015/12/18	2025/ 3/ 3	T S 4798165	2019/11/13	2025/ 3/ 3
M U 3662448	2015/ 7/ 31	2020/ 7/ 31		T R 5550741	2016/ 2/ 22	2025/ 3/ 3	T S 4949649	2019/12/ 5	2025/ 3/ 3
T Z 0794327	2012/ 4/ 16	2022/ 4/ 16		T R 5619375	2016/ 3/ 8	2025/ 3/ 3	T S 5041402	2019/12/26	2025/ 3/ 3
M U 6096258	2017/ 5/ 26	2022/ 5/ 26		T R 6808803	2016/ 9/ 29	2025/ 3/ 3	T S 5093119	2020/ 1/ 7	2025/ 3/ 3
T R 1095638	2013/12/ 6	2023/12/ 6		T R 7221862	2016/12/16	2025/ 3/ 3	T S 5136463	2020/ 1/ 9	2025/ 3/ 3
M J 0540856	2020/ 1/ 10	2025/ 1/ 10		T R 7382425	2017/ 1/ 11	2025/ 3/ 3	T T 1091341	2020/ 2/ 25	2025/ 3/ 3
T T 7710675	2024/12/21	2025/ 2/ 17		T R 7424233	2017/ 1/ 17	2025/ 3/ 3	T T 1383770	2020/ 9/ 30	2025/ 3/ 3
T T 4638385	2023/10/ 4	2025/ 2/ 21		T R 7674771	2017/ 2/ 13	2025/ 3/ 3	T T 1494207	2020/ 8/ 11	2025/ 3/ 3
T R 8289972	2017/ 5/ 24	2025/ 2/ 25		T R 7842237	2017/ 3/ 13	2025/ 3/ 3	T T 1641132	2021/ 4/ 2	2025/ 3/ 3
T R 9622871	2017/12/14	2025/ 2/ 25		T R 8559198	2017/ 6/ 20	2025/ 3/ 3	T T 1791238	2021/ 9/ 9	2025/ 3/ 3
T R 4994782	2015/11/ 2	2025/ 2/ 28		T R 8639123	2017/ 6/ 29	2025/ 3/ 3	T T 2214075	2022/ 7/ 1	2025/ 3/ 3
T R 7572562	2017/ 2/ 8	2025/ 2/ 28		T R 8872224	2017/ 8/ 7	2025/ 3/ 3	T T 2445047	2022/ 8/ 25	2025/ 3/ 3
T T 1698563	2021/ 3/ 31	2025/ 2/ 28		T R 9068345	2017/ 9/ 7	2025/ 3/ 3	T T 2559216	2022/10/ 5	2025/ 3/ 3
T T 6124468	2024/ 6/ 14	2025/ 2/ 28		T R 9094684	2017/ 9/ 5	2025/ 3/ 3	T T 2818278	2022/12/28	2025/ 3/ 3
T Z 1134033	2016/ 6/ 28	2025/ 2/ 28		T R 9408158	2017/10/27	2025/ 3/ 3	T T 2908614	2023/ 1/ 5	2025/ 3/ 3
M J 1172193	2020/ 4/ 3	2025/ 3/ 3		T R 9454610	2017/10/27	2025/ 3/ 3	T T 3239857	2023/ 3/ 23	2025/ 3/ 3
M J 1238087	2020/ 5/ 11	2025/ 3/ 3		T R 9454611	2017/10/27	2025/ 3/ 3	T T 3353930	2023/ 4/ 3	2025/ 3/ 3
M J 1480570	2021/10/29	2025/ 3/ 3		T S 0293411	2018/ 3/ 14	2025/ 3/ 3	T T 3662534	2023/ 6/ 8	2025/ 3/ 3
M J 1601333	2022/ 9/ 1	2025/ 3/ 3		T S 0366773	2018/ 3/ 22	2025/ 3/ 3	T T 3888149	2023/ 7/ 11	2025/ 3/ 3
M J 1682027	2022/ 9/ 13	2025/ 3/ 3		T S 0852518	2018/ 5/ 10	2025/ 3/ 3	T T 3979999	2023/ 7/ 4	2025/ 3/ 3
M J 1883236	2023/ 2/ 20	2025/ 3/ 3		T S 0883013	2018/ 6/ 12	2025/ 3/ 3	T T 4031952	2023/ 7/ 7	2025/ 3/ 3
M J 2235728	2023/ 6/ 26	2025/ 3/ 3		T S 1058113	2018/ 6/ 25	2025/ 3/ 3	T T 4115016	2023/ 7/ 31	2025/ 3/ 3
M J 2341643	2023/ 7/ 10	2025/ 3/ 3		T S 1269460	2018/ 7/ 23	2025/ 3/ 3	T T 4153703	2023/ 7/ 24	2025/ 3/ 3
M J 2375901	2023/ 7/ 31	2025/ 3/ 3		T S 1317851	2018/ 8/ 3	2025/ 3/ 3	T T 4526429	2023/ 9/ 26	2025/ 3/ 3
M J 2737068	2023/11/ 2	2025/ 3/ 3		T S 1752233	2018/10/17	2025/ 3/ 3	T T 5164324	2023/12/28	2025/ 3/ 3
M J 2827051	2024/ 1/ 5	2025/ 3/ 3		T S 1761453	2018/ 9/ 27	2025/ 3/ 3	T T 5202366	2024/ 1/ 9	2025/ 3/ 3
M J 3493322	2024/ 5/ 24	2025/ 3/ 3		T S 1935756	2018/10/25	2025/ 3/ 3	T T 5903668	2024/ 4/ 9	2025/ 3/ 3
M J 3494126	2024/ 5/ 30	2025/ 3/ 3		T S 2069596	2018/11/ 5	2025/ 3/ 3	T T 6199239	2024/ 5/ 24	2025/ 3/ 3
M J 3775926	2024/ 8/ 1	2025/ 3/ 3		T S 2075217	2018/11/13	2025/ 3/ 3	T T 7231695	2024/10/23	2025/ 3/ 3
M J 4041725	2024/10/17	2025/ 3/ 3		T S 2119549	2018/11/15	2025/ 3/ 3	T T 7268185	2024/11/29	2025/ 3/ 3
M J 4187264	2024/11/29	2025/ 3/ 3		T S 2234249	2018/12/13	2025/ 3/ 3	T T 7323696	2024/10/30	2025/ 3/ 3
M J 4273879	2025/ 1/ 14	2025/ 3/ 3		T S 2276147	2018/12/17	2025/ 3/ 3	T Z 1083788	2015/ 9/ 4	2025/ 3/ 3
M J 4282497	2025/ 1/ 14	2025/ 3/ 3		T S 2415608	2019/ 1/ 9	2025/ 3/ 3	T Z 1223937	2017/ 8/ 29	2025/ 3/ 3
M J 4327504	2025/ 2/ 5	2025/ 3/ 3		T S 2647536	2019/ 1/ 31	2025/ 3/ 3	T Z 2092566	2021/10/21	2025/ 3/ 4
M J 4344201	2025/ 1/ 23	2025/ 3/ 3		T S 2761757	2019/ 2/ 15	2025/ 3/ 3	M J 1227525	2021/ 4/ 1	2025/ 3/ 4
							M J 1353193	2023/ 3/ 27	2025/ 3/ 4
							T R 6718457	2016/ 9/ 8	2025/ 3/ 4

T R 6758126	2016/ 9/27	2025/ 3/ 4	T S 3795706	2019/ 7/ 4	2025/ 3/ 4	T Z 1158380	2016/ 9/28	2025/ 3/ 4	T R 5544136	2016/ 2/ 5	2025/ 3/ 5
T R 6771581	2016/ 9/15	2025/ 3/ 4	T S 4005299	2019/ 7/24	2025/ 3/ 4	T Z 1287140	2019/ 1/27	2025/ 3/ 4	T R 5577524	2016/ 2/10	2025/ 3/ 5
T R 6989854	2016/11/11	2025/ 3/ 4	T S 4080110	2019/ 7/26	2025/ 3/ 4	T Z 1394899	2019/12/ 4	2025/ 3/ 4	T R 5593149	2016/ 1/26	2025/ 3/ 5
T R 7079760	2016/11/22	2025/ 3/ 4	T S 4101536	2019/ 8/ 8	2025/ 3/ 4	T Z 2070119	2021/ 6/ 3	2025/ 3/ 4	T R 5767962	2016/ 3/ 3	2025/ 3/ 5
T R 7114951	2016/12/ 7	2025/ 3/ 4	T S 4154473	2019/ 8/13	2025/ 3/ 4	M J 1159077	2020/11/20	2025/ 3/ 5	T R 5915280	2016/ 4/11	2025/ 3/ 5
T R 7303153	2016/12/28	2025/ 3/ 4	T S 4556269	2019/10/ 7	2025/ 3/ 4	M J 1269361	2020/12/13	2025/ 3/ 5	T R 6104342	2016/ 5/13	2025/ 3/ 5
T R 7448679	2017/ 1/19	2025/ 3/ 4	T T 1250505	2020/ 5/21	2025/ 3/ 4	M J 1275090	2020/ 5/29	2025/ 3/ 5	T R 6152410	2016/ 5/13	2025/ 3/ 5
T R 7503370	2017/ 1/27	2025/ 3/ 4	T T 1269709	2020/ 3/25	2025/ 3/ 4	M J 1421711	2021/ 7/14	2025/ 3/ 5	T R 6370095	2016/ 8/ 5	2025/ 3/ 5
T R 7833876	2017/ 2/28	2025/ 3/ 4	T T 1489524	2020/ 8/24	2025/ 3/ 4	M J 1447525	2021/10/11	2025/ 3/ 5	T R 6560715	2016/ 9/ 2	2025/ 3/ 5
T R 7942467	2017/ 3/22	2025/ 3/ 4	T T 1571668	2021/ 1/27	2025/ 3/ 4	M J 1588019	2022/ 6/ 9	2025/ 3/ 5	T R 6651486	2016/ 9/14	2025/ 3/ 5
T R 7969981	2017/ 3/30	2025/ 3/ 4	T T 1863921	2021/ 8/ 2	2025/ 3/ 4	M J 1751517	2022/11/30	2025/ 3/ 5	T R 6653200	2016/ 8/31	2025/ 3/ 5
T R 8156951	2017/ 4/21	2025/ 3/ 4	T T 1935005	2021/11/17	2025/ 3/ 4	M J 1790318	2023/ 3/ 2	2025/ 3/ 5	T R 6876151	2016/10/21	2025/ 3/ 5
T R 8255517	2017/ 5/10	2025/ 3/ 4	T T 2021163	2022/ 3/16	2025/ 3/ 4	M J 1843775	2023/ 1/26	2025/ 3/ 5	T R 7011147	2016/11/15	2025/ 3/ 5
T R 8288390	2017/ 5/17	2025/ 3/ 4	T T 2088742	2022/ 4/14	2025/ 3/ 4	M J 1924954	2023/ 3/ 6	2025/ 3/ 5	T R 7244349	2016/12/20	2025/ 3/ 5
T R 8799884	2017/ 7/27	2025/ 3/ 4	T T 2209895	2022/ 5/22	2025/ 3/ 4	M J 1972735	2023/ 4/ 4	2025/ 3/ 5	T R 7729687	2017/ 2/20	2025/ 3/ 5
T R 8897196	2017/ 8/23	2025/ 3/ 4	T T 2244534	2022/ 6/15	2025/ 3/ 4	M J 2321173	2023/ 7/10	2025/ 3/ 5	T R 7966692	2017/ 3/27	2025/ 3/ 5
T R 9005612	2017/ 8/21	2025/ 3/ 4	T T 2510287	2022/ 8/30	2025/ 3/ 4	M J 2335366	2023/ 7/ 3	2025/ 3/ 5	T R 8231490	2017/ 5/ 2	2025/ 3/ 5
T R 9032649	2017/ 8/23	2025/ 3/ 4	T T 2689009	2022/10/21	2025/ 3/ 4	M J 2455624	2023/ 8/15	2025/ 3/ 5	T R 8503478	2017/ 6/21	2025/ 3/ 5
T R 9108131	2017/ 8/30	2025/ 3/ 4	T T 2714001	2022/12/13	2025/ 3/ 4	M J 2482462	2023/ 8/22	2025/ 3/ 5	T R 8746391	2017/ 8/ 3	2025/ 3/ 5
T R 9143365	2017/ 9/ 4	2025/ 3/ 4	T T 3028682	2023/ 2/16	2025/ 3/ 4	M J 2686468	2023/11/ 9	2025/ 3/ 5	T R 8766323	2017/ 7/25	2025/ 3/ 5
T R 9320035	2017/10/13	2025/ 3/ 4	T T 3549539	2023/ 5/12	2025/ 3/ 4	M J 2829419	2023/12/18	2025/ 3/ 5	T R 9090149	2017/ 9/22	2025/ 3/ 5
T R 9420726	2017/11/ 1	2025/ 3/ 4	T T 3553006	2023/ 5/ 2	2025/ 3/ 4	M J 2891128	2024/ 1/10	2025/ 3/ 5	T R 9147312	2017/ 9/22	2025/ 3/ 5
T R 9421141	2017/11/ 2	2025/ 3/ 4	T T 3572044	2023/ 5/16	2025/ 3/ 4	M J 2986700	2024/ 1/29	2025/ 3/ 5	T R 9306710	2017/10/10	2025/ 3/ 5
T R 9749587	2017/12/20	2025/ 3/ 4	T T 3705826	2023/ 5/29	2025/ 3/ 4	M J 3050155	2024/ 1/30	2025/ 3/ 5	T R 9500872	2017/11/16	2025/ 3/ 5
T R 9787126	2018/ 1/10	2025/ 3/ 4	T T 3738488	2023/ 6/ 9	2025/ 3/ 4	M J 3429526	2024/ 5/ 9	2025/ 3/ 5	T R 9563707	2017/11/24	2025/ 3/ 5
T R 9898066	2018/ 1/17	2025/ 3/ 4	T T 4315902	2023/ 8/21	2025/ 3/ 4	M J 3446030	2024/ 5/17	2025/ 3/ 5	T R 9764990	2017/12/25	2025/ 3/ 5
T R 9913966	2018/ 1/30	2025/ 3/ 4	T T 4598556	2023/ 9/19	2025/ 3/ 4	M J 3555862	2024/ 6/18	2025/ 3/ 5	T R 9809655	2018/ 1/ 4	2025/ 3/ 5
T R 9965038	2018/ 1/17	2025/ 3/ 4	T T 4945988	2023/11/27	2025/ 3/ 4	M J 3826533	2024/ 9/10	2025/ 3/ 5	T R 9928038	2018/ 1/22	2025/ 3/ 5
T S 0111264	2018/ 2/16	2025/ 3/ 4	T T 5048606	2023/12/13	2025/ 3/ 4	M J 4098881	2024/10/30	2025/ 3/ 5	T S 0103519	2018/ 2/20	2025/ 3/ 5
T S 0272823	2018/ 3/ 6	2025/ 3/ 4	T T 5284034	2024/ 1/12	2025/ 3/ 4	M J 4325035	2025/ 1/16	2025/ 3/ 5	T S 0306202	2018/ 3/ 9	2025/ 3/ 5
T S 0305577	2018/ 3/ 8	2025/ 3/ 4	T T 5377583	2024/ 1/23	2025/ 3/ 4	M J 4395505	2025/ 2/12	2025/ 3/ 5	T S 0376169	2018/ 3/28	2025/ 3/ 5
T S 0317997	2018/ 3/16	2025/ 3/ 4	T T 5397908	2024/ 1/26	2025/ 3/ 4	M Z 2185014	2023/ 9/ 5	2025/ 3/ 5	T S 0445729	2018/ 3/28	2025/ 3/ 5
T S 0555409	2018/ 4/11	2025/ 3/ 4	T T 5401042	2024/ 2/ 2	2025/ 3/ 4	T R 3127760	2015/ 3/ 5	2025/ 3/ 5	T S 0575336	2018/ 4/20	2025/ 3/ 5
T S 0775439	2018/ 5/29	2025/ 3/ 4	T T 5429930	2024/ 2/ 6	2025/ 3/ 4	T R 3215682	2015/ 3/26	2025/ 3/ 5	T S 0598300	2018/ 4/25	2025/ 3/ 5
T S 1271472	2018/ 7/30	2025/ 3/ 4	T T 5733837	2024/ 3/22	2025/ 3/ 4	T R 3560216	2015/ 4/ 1	2025/ 3/ 5	T S 1140659	2018/ 7/ 2	2025/ 3/ 5
T S 1680169	2018/ 8/28	2025/ 3/ 4	T T 5913254	2024/ 4/ 5	2025/ 3/ 4	T R 3907336	2015/ 4/ 3	2025/ 3/ 5	T S 1231933	2018/ 7/23	2025/ 3/ 5
T S 1788944	2018/10/ 1	2025/ 3/ 4	T T 6099523	2024/ 4/30	2025/ 3/ 4	T R 4080401	2015/ 5/20	2025/ 3/ 5	T S 1385466	2018/ 8/ 7	2025/ 3/ 5
T S 1891703	2018/10/11	2025/ 3/ 4	T T 6114874	2024/ 5/13	2025/ 3/ 4	T R 4192176	2015/ 7/ 1	2025/ 3/ 5	T S 1517062	2018/ 9/ 4	2025/ 3/ 5
T S 2385815	2018/12/27	2025/ 3/ 4	T T 6272955	2024/ 6/ 6	2025/ 3/ 4	T R 4402125	2015/ 7/10	2025/ 3/ 5	T S 1527100	2018/ 9/ 6	2025/ 3/ 5
T S 2584010	2019/ 1/25	2025/ 3/ 4	T T 6310851	2024/ 7/ 3	2025/ 3/ 4	T R 4458970	2015/ 7/21	2025/ 3/ 5	T S 1533194	2018/ 9/ 6	2025/ 3/ 5
T S 2599721	2019/ 1/28	2025/ 3/ 4	T T 6777013	2024/ 8/ 8	2025/ 3/ 4	T R 4476869	2015/ 8/11	2025/ 3/ 5	T S 1611975	2018/ 8/21	2025/ 3/ 5
T S 2710406	2019/ 2/ 8	2025/ 3/ 4	T T 6980622	2024/ 9/ 5	2025/ 3/ 4	T R 4511003	2015/ 9/ 8	2025/ 3/ 5	T S 1617209	2018/ 8/16	2025/ 3/ 5
T S 3246717	2019/ 5/ 7	2025/ 3/ 4	T T 7384146	2024/12/ 5	2025/ 3/ 4	T R 4548500	2015/ 9/14	2025/ 3/ 5	T S 1815972	2018/10/ 5	2025/ 3/ 5
T S 3269333	2019/ 4/19	2025/ 3/ 4	T T 7427701	2024/11/27	2025/ 3/ 4	T R 5092835	2015/11/13	2025/ 3/ 5	T S 2600489	2019/ 2/ 5	2025/ 3/ 5
T S 3273220	2019/ 4/17	2025/ 3/ 4	T T 7430564	2024/12/ 9	2025/ 3/ 4	T R 5424259	2016/ 2/ 1	2025/ 3/ 5	T S 3147451	2019/ 4/10	2025/ 3/ 5
T S 3456094	2019/ 5/16	2025/ 3/ 4	T T 7506746	2024/12/19	2025/ 3/ 4	T R 5492259	2016/ 1/15	2025/ 3/ 5	T S 3160835	2019/ 4/ 5	2025/ 3/ 5
T S 3662006	2019/ 6/12	2025/ 3/ 4	T T 7846967	2025/ 2/21	2025/ 3/ 4	T R 5519773	2016/ 3/11	2025/ 3/ 5	T S 3269699	2019/ 4/19	2025/ 3/ 5

T S 4245360	2019/ 8/26	2025/ 3/ 5	T T 7601555	2025/ 1/15	2025/ 3/ 5	T R 4936132	2015/ 9/18	2025/ 3/ 6	T S 1928214	2018/10/23	2025/ 3/ 6
T S 4245434	2019/ 8/26	2025/ 3/ 5	T T 7724032	2025/ 2/ 7	2025/ 3/ 5	T R 5022448	2015/10/21	2025/ 3/ 6	T S 2067692	2018/11/15	2025/ 3/ 6
T S 4265393	2019/ 9/ 3	2025/ 3/ 5	T T 7833279	2025/ 1/31	2025/ 3/ 5	T R 5110333	2015/12/25	2025/ 3/ 6	T S 2067994	2018/11/ 7	2025/ 3/ 6
T S 4491395	2019/ 9/30	2025/ 3/ 5	T Z 1077657	2016/ 6/ 1	2025/ 3/ 5	T R 5475003	2016/ 1/12	2025/ 3/ 6	T S 2336383	2018/12/18	2025/ 3/ 6
T S 4555014	2019/10/10	2025/ 3/ 5	T Z 1092043	2015/11/30	2025/ 3/ 5	T R 5533038	2016/ 2/12	2025/ 3/ 6	T S 2424264	2018/12/26	2025/ 3/ 6
T S 4689260	2019/10/31	2025/ 3/ 5	T Z 1160376	2016/11/ 2	2025/ 3/ 5	T R 5707327	2016/ 3/ 4	2025/ 3/ 6	T S 2724226	2019/ 2/ 8	2025/ 3/ 6
T S 5080071	2019/12/23	2025/ 3/ 5	T Z 1236459	2017/10/ 3	2025/ 3/ 5	T R 5894396	2016/ 4/13	2025/ 3/ 6	T S 2841509	2019/ 2/28	2025/ 3/ 6
T S 5170440	2020/ 1/15	2025/ 3/ 5	T Z 1276928	2018/ 7/ 4	2025/ 3/ 5	T R 6028936	2016/ 4/13	2025/ 3/ 6	T S 2973612	2019/ 3/13	2025/ 3/ 6
T S 5357102	2020/ 1/30	2025/ 3/ 5	T Z 1288106	2018/ 6/19	2025/ 3/ 5	T R 6162744	2016/ 5/27	2025/ 3/ 6	T S 3014696	2019/ 4/10	2025/ 3/ 6
T T 1046405	2020/ 2/25	2025/ 3/ 5	T Z 2022830	2020/ 6/26	2025/ 3/ 5	T R 6162745	2016/ 5/27	2025/ 3/ 6	T S 3935537	2019/ 7/18	2025/ 3/ 6
T T 1046450	2020/ 2/25	2025/ 3/ 5	T Z 2296531	2025/ 2/20	2025/ 3/ 5	T R 6230594	2016/ 5/25	2025/ 3/ 6	T S 4105433	2019/ 8/ 9	2025/ 3/ 6
T T 1264173	2020/ 3/23	2025/ 3/ 5	M J 1064915	2020/ 3/23	2025/ 3/ 6	T R 6275644	2016/ 7/13	2025/ 3/ 6	T S 4718456	2019/11/13	2025/ 3/ 6
T T 1792770	2021/ 6/28	2025/ 3/ 5	M J 1155093	2020/ 3/26	2025/ 3/ 6	T R 6419332	2016/ 8/ 3	2025/ 3/ 6	T S 4737764	2019/11/11	2025/ 3/ 6
T T 1856324	2021/ 9/ 6	2025/ 3/ 5	M J 1155094	2020/ 3/26	2025/ 3/ 6	T R 6485329	2016/ 8/15	2025/ 3/ 6	T S 4798632	2019/11/14	2025/ 3/ 6
T T 2238293	2022/ 6/ 7	2025/ 3/ 5	M J 1265024	2020/ 8/ 4	2025/ 3/ 6	T R 6486607	2016/ 8/10	2025/ 3/ 6	T S 5101773	2020/ 1/ 7	2025/ 3/ 6
T T 2604271	2022/ 9/27	2025/ 3/ 5	M J 1386191	2022/ 1/ 5	2025/ 3/ 6	T R 6497720	2016/ 8/15	2025/ 3/ 6	T S 5271002	2020/ 1/22	2025/ 3/ 6
T T 2706992	2022/11/ 8	2025/ 3/ 5	M J 1425997	2021/ 6/ 4	2025/ 3/ 6	T R 6585109	2016/ 8/19	2025/ 3/ 6	T T 1178736	2020/ 3/ 4	2025/ 3/ 6
T T 2787234	2022/12/26	2025/ 3/ 5	M J 1492419	2021/12/24	2025/ 3/ 6	T R 6842088	2016/10/11	2025/ 3/ 6	T T 1583050	2020/10/ 1	2025/ 3/ 6
T T 2800678	2022/12/ 9	2025/ 3/ 5	M J 1503415	2022/ 4/ 4	2025/ 3/ 6	T R 6991142	2016/10/31	2025/ 3/ 6	T T 1795114	2021/ 6/14	2025/ 3/ 6
T T 2820984	2022/12/12	2025/ 3/ 5	M J 1631723	2022/ 8/18	2025/ 3/ 6	T R 7309108	2016/12/21	2025/ 3/ 6	T T 2139495	2022/ 4/18	2025/ 3/ 6
T T 2968124	2023/ 2/ 2	2025/ 3/ 5	M J 1755694	2022/12/28	2025/ 3/ 6	T R 7502979	2017/ 1/26	2025/ 3/ 6	T T 2180810	2022/ 4/22	2025/ 3/ 6
T T 3329517	2023/ 3/23	2025/ 3/ 5	M J 1774276	2022/11/21	2025/ 3/ 6	T R 7692118	2017/ 2/22	2025/ 3/ 6	T T 2324314	2022/ 6/23	2025/ 3/ 6
T T 3350278	2023/ 3/22	2025/ 3/ 5	M J 1832553	2023/ 1/13	2025/ 3/ 6	T R 8874715	2017/ 8/14	2025/ 3/ 6	T T 2526016	2022/10/14	2025/ 3/ 6
T T 3381280	2023/ 4/ 3	2025/ 3/ 5	M J 2009136	2023/ 5/ 1	2025/ 3/ 6	T R 9034690	2017/ 9/ 5	2025/ 3/ 6	T T 2712475	2022/12/ 2	2025/ 3/ 6
T T 3536748	2023/ 5/18	2025/ 3/ 5	M J 2009137	2023/ 5/ 1	2025/ 3/ 6	T R 9302490	2017/10/23	2025/ 3/ 6	T T 2762444	2022/12/ 2	2025/ 3/ 6
T T 3616019	2023/ 5/19	2025/ 3/ 5	M J 2043182	2023/ 3/31	2025/ 3/ 6	T R 9452766	2017/11/ 7	2025/ 3/ 6	T T 2996357	2023/ 2/ 9	2025/ 3/ 6
T T 3793550	2023/ 6/20	2025/ 3/ 5	M J 2043262	2023/ 3/31	2025/ 3/ 6	T R 9504877	2017/12/ 6	2025/ 3/ 6	T T 3082104	2023/ 2/13	2025/ 3/ 6
T T 3836555	2023/ 6/ 7	2025/ 3/ 5	M J 2551793	2023/ 8/18	2025/ 3/ 6	T R 9722419	2017/12/13	2025/ 3/ 6	T T 3934510	2023/ 6/26	2025/ 3/ 6
T T 3907679	2023/ 7/ 3	2025/ 3/ 5	M J 2619136	2023/ 9/10	2025/ 3/ 6	T R 9730802	2017/12/18	2025/ 3/ 6	T T 4126416	2023/ 7/24	2025/ 3/ 6
T T 4232336	2023/ 7/30	2025/ 3/ 5	M J 4127251	2024/12/ 3	2025/ 3/ 6	T R 9902291	2018/ 1/23	2025/ 3/ 6	T T 4161944	2023/ 7/21	2025/ 3/ 6
T T 4412988	2023/ 8/24	2025/ 3/ 5	M J 4276159	2025/ 1/21	2025/ 3/ 6	T S 0032087	2018/ 2/ 6	2025/ 3/ 6	T T 4197022	2023/ 8/ 7	2025/ 3/ 6
T T 4523394	2023/ 9/11	2025/ 3/ 5	M J 4449872	2025/ 2/21	2025/ 3/ 6	T S 0052324	2018/ 2/ 1	2025/ 3/ 6	T T 4815258	2023/10/20	2025/ 3/ 6
T T 4544332	2023/ 9/11	2025/ 3/ 5	M Z 2178374	2023/ 8/14	2025/ 3/ 6	T S 0233860	2018/ 2/28	2025/ 3/ 6	T T 4909125	2023/12/ 1	2025/ 3/ 6
T T 4552076	2023/ 9/29	2025/ 3/ 5	M Z 2178375	2023/ 8/14	2025/ 3/ 6	T S 0242588	2018/ 3/ 7	2025/ 3/ 6	T T 5174706	2024/ 1/12	2025/ 3/ 6
T T 4757335	2023/10/30	2025/ 3/ 5	M Z 2196783	2023/10/20	2025/ 3/ 6	T S 0409374	2018/ 4/ 3	2025/ 3/ 6	T T 5256583	2024/ 1/26	2025/ 3/ 6
T T 4952129	2023/12/ 7	2025/ 3/ 5	T R 3242753	2015/ 3/18	2025/ 3/ 6	T S 0458079	2018/ 4/11	2025/ 3/ 6	T T 5500678	2024/ 2/ 5	2025/ 3/ 6
T T 4999643	2023/12/ 6	2025/ 3/ 5	T R 3377177	2016/ 6/ 7	2025/ 3/ 6	T S 0496285	2018/ 4/12	2025/ 3/ 6	T T 5552593	2024/ 3/ 5	2025/ 3/ 6
T T 5130419	2024/ 1/10	2025/ 3/ 5	T R 3437067	2016/ 7/ 1	2025/ 3/ 6	T S 0589595	2018/ 4/24	2025/ 3/ 6	T T 5613242	2024/ 3/ 4	2025/ 3/ 6
T T 5495072	2024/ 3/ 1	2025/ 3/ 5	T R 3478820	2016/ 6/24	2025/ 3/ 6	T S 0610372	2018/ 4/16	2025/ 3/ 6	T T 6016407	2024/ 4/17	2025/ 3/ 6
T T 5997909	2024/ 4/25	2025/ 3/ 5	T R 3599285	2015/ 4/ 3	2025/ 3/ 6	T S 0863962	2018/ 5/31	2025/ 3/ 6	T T 6557088	2024/ 7/26	2025/ 3/ 6
T T 6023594	2024/ 5/ 1	2025/ 3/ 5	T R 4046900	2015/ 5/19	2025/ 3/ 6	T S 1122640	2018/ 7/ 4	2025/ 3/ 6	T T 7063452	2024/10/ 1	2025/ 3/ 6
T T 6638746	2024/ 8/20	2025/ 3/ 5	T R 4124083	2015/ 6/ 1	2025/ 3/ 6	T S 1205443	2018/ 7/12	2025/ 3/ 6	T T 7104391	2024/10/ 4	2025/ 3/ 6
T T 6779676	2024/ 8/14	2025/ 3/ 5	T R 4237179	2015/ 7/ 2	2025/ 3/ 6	T S 1383999	2018/ 8/ 9	2025/ 3/ 6	T T 7260907	2024/10/21	2025/ 3/ 6
T T 6998684	2024/ 9/17	2025/ 3/ 5	T R 4445740	2015/ 7/22	2025/ 3/ 6	T S 1544918	2018/ 9/ 7	2025/ 3/ 6	T T 7383151	2024/11/27	2025/ 3/ 6
T T 7340026	2024/12/ 2	2025/ 3/ 5	T R 4462922	2015/ 8/17	2025/ 3/ 6	T S 1771884	2018/10/ 3	2025/ 3/ 6	T T 7648795	2025/ 1/20	2025/ 3/ 6
T T 7342679	2024/11/22	2025/ 3/ 5	T R 4611849	2015/ 8/28	2025/ 3/ 6	T S 1872134	2018/10/17	2025/ 3/ 6	T T 7697957	2025/ 1/10	2025/ 3/ 6
T T 7551639	2025/ 1/ 9	2025/ 3/ 5	T R 4671054	2015/ 8/ 7	2025/ 3/ 6	T S 1885947	2018/10/10	2025/ 3/ 6	T T 7865677	2025/ 2/19	2025/ 3/ 6

T Z 1237925	2018/ 3/ 7	2025/ 3/ 6	T R 7930421	2017/ 3/28	2025/ 3/ 7	T T 5554304	2024/ 2/28	2025/ 3/ 7	T R 4849062	2015/10/ 1	2025/ 3/10
T Z 1387306	2019/11/13	2025/ 3/ 6	T R 8332326	2017/ 5/22	2025/ 3/ 7	T T 5624185	2024/ 2/28	2025/ 3/ 7	T R 4863676	2015/10/ 9	2025/ 3/10
T Z 1397220	2019/12/20	2025/ 3/ 6	T R 8518536	2017/ 6/21	2025/ 3/ 7	T T 5655500	2024/ 2/22	2025/ 3/ 7	T R 4895541	2015/10/19	2025/ 3/10
T Z 2104705	2022/ 2/ 7	2025/ 3/ 6	T R 8639484	2017/ 6/30	2025/ 3/ 7	T T 6071725	2024/ 5/10	2025/ 3/ 7	T R 5398453	2016/ 1/ 6	2025/ 3/10
T Z 2176100	2023/ 3/24	2025/ 3/ 6	T R 8679493	2017/ 7/11	2025/ 3/ 7	T T 6150905	2024/ 5/13	2025/ 3/ 7	T R 5467574	2016/ 1/22	2025/ 3/10
T Z 2198676	2023/ 7/24	2025/ 3/ 6	T R 8820947	2017/ 8/ 2	2025/ 3/ 7	T T 6653969	2024/ 7/22	2025/ 3/ 7	T R 5469985	2016/ 2/ 1	2025/ 3/10
T Z 2240803	2024/ 2/15	2025/ 3/ 6	T R 9106958	2017/ 9/12	2025/ 3/ 7	T T 6781712	2024/ 8/19	2025/ 3/ 7	T R 5701009	2016/ 3/10	2025/ 3/10
T Z 2248031	2024/ 9/ 5	2025/ 3/ 6	T R 9331667	2017/10/16	2025/ 3/ 7	T T 6854151	2024/ 8/15	2025/ 3/ 7	T R 5730963	2016/ 2/29	2025/ 3/10
M J 1081845	2020/ 3/11	2025/ 3/ 7	T R 9380330	2017/10/18	2025/ 3/ 7	T T 6880639	2024/ 9/10	2025/ 3/ 7	T R 5795193	2016/ 3/28	2025/ 3/10
M J 1160310	2022/ 1/13	2025/ 3/ 7	T R 9689541	2017/12/19	2025/ 3/ 7	T T 7661026	2025/ 1/17	2025/ 3/ 7	T R 6037557	2016/ 4/18	2025/ 3/10
M J 1262214	2021/ 2/26	2025/ 3/ 7	T R 9779786	2017/12/27	2025/ 3/ 7	T Z 2043188	2020/12/17	2025/ 3/ 7	T R 6727868	2016/ 9/16	2025/ 3/10
M J 1266951	2022/11/ 4	2025/ 3/ 7	T R 9934696	2018/ 2/ 2	2025/ 3/ 7	M J 1281320	2021/ 6/ 8	2025/ 3/10	T R 7101022	2016/11/25	2025/ 3/10
M J 1428956	2021/ 8/ 3	2025/ 3/ 7	T S 0200427	2018/ 3/ 2	2025/ 3/ 7	M J 1433579	2021/11/ 4	2025/ 3/10	T R 7194395	2016/12/13	2025/ 3/10
M J 1569971	2022/ 6/ 2	2025/ 3/ 7	T S 0540307	2018/ 4/20	2025/ 3/ 7	M J 1601587	2022/ 8/26	2025/ 3/10	T R 7661050	2017/ 2/21	2025/ 3/10
M J 1836459	2023/ 2/ 2	2025/ 3/ 7	T S 1041469	2018/ 6/20	2025/ 3/ 7	M J 1629215	2022/ 9/ 9	2025/ 3/10	T R 7828716	2017/ 3/ 6	2025/ 3/10
M J 1882777	2023/ 3/10	2025/ 3/ 7	T S 1047410	2018/ 7/17	2025/ 3/ 7	M J 1643772	2022/ 8/15	2025/ 3/10	T R 7870435	2017/ 3/14	2025/ 3/10
M J 1995449	2023/ 3/31	2025/ 3/ 7	T S 1303524	2018/ 7/27	2025/ 3/ 7	M J 1695597	2022/11/ 1	2025/ 3/10	T R 8335264	2017/ 5/19	2025/ 3/10
M J 2396435	2023/ 7/16	2025/ 3/ 7	T S 1492239	2018/ 9/ 7	2025/ 3/ 7	M J 1790625	2023/ 1/13	2025/ 3/10	T R 8440139	2017/ 6/ 6	2025/ 3/10
M J 2745911	2023/11/10	2025/ 3/ 7	T S 1519945	2018/ 8/21	2025/ 3/ 7	M J 1817068	2023/ 3/ 2	2025/ 3/10	T R 8483899	2017/ 6/ 8	2025/ 3/10
M J 2979398	2024/ 1/31	2025/ 3/ 7	T S 2180499	2018/12/ 7	2025/ 3/ 7	M J 1931156	2023/ 3/13	2025/ 3/10	T R 8508768	2017/ 6/16	2025/ 3/10
M J 3283277	2024/ 4/11	2025/ 3/ 7	T S 2736768	2019/ 2/18	2025/ 3/ 7	M J 1950772	2023/ 3/20	2025/ 3/10	T R 8952916	2017/ 8/16	2025/ 3/10
M J 4094517	2024/11/12	2025/ 3/ 7	T S 2901956	2019/ 3/ 8	2025/ 3/ 7	M J 2373015	2023/ 7/27	2025/ 3/10	T R 8957157	2017/ 8/15	2025/ 3/10
M J 4125387	2024/11/28	2025/ 3/ 7	T S 2940186	2019/ 3/ 7	2025/ 3/ 7	M J 2531127	2023/ 8/15	2025/ 3/10	T R 8957984	2017/ 8/18	2025/ 3/10
M J 4369842	2025/ 1/23	2025/ 3/ 7	T S 3026375	2019/ 3/28	2025/ 3/ 7	M J 2531129	2023/ 8/15	2025/ 3/10	T R 8983079	2017/ 8/30	2025/ 3/10
M Z 2119101	2022/11/ 2	2025/ 3/ 7	T S 3322778	2019/ 4/23	2025/ 3/ 7	M J 2549230	2023/ 9/22	2025/ 3/10	T R 9183550	2017/ 9/22	2025/ 3/10
T R 3185056	2015/ 4/ 8	2025/ 3/ 7	T S 3382602	2019/ 5/10	2025/ 3/ 7	M J 2606971	2023/ 9/25	2025/ 3/10	T R 9318001	2017/10/ 6	2025/ 3/10
T R 3553187	2015/ 4/10	2025/ 3/ 7	T S 3461731	2019/ 5/27	2025/ 3/ 7	M J 2765437	2023/11/17	2025/ 3/10	T R 9511022	2017/11/17	2025/ 3/10
T R 4021845	2015/ 6/10	2025/ 3/ 7	T S 3766398	2019/ 7/ 1	2025/ 3/ 7	M J 2793641	2023/12/12	2025/ 3/10	T R 9937745	2018/ 1/11	2025/ 3/10
T R 4069999	2015/ 5/ 1	2025/ 3/ 7	T S 3913134	2019/ 7/ 9	2025/ 3/ 7	M J 2965776	2024/ 1/23	2025/ 3/10	T S 0417396	2018/ 3/30	2025/ 3/10
T R 4345434	2015/ 7/ 6	2025/ 3/ 7	T S 4659666	2019/10/25	2025/ 3/ 7	M J 3007884	2024/ 1/24	2025/ 3/10	T S 0434900	2018/ 3/22	2025/ 3/10
T R 4365000	2015/ 5/29	2025/ 3/ 7	T S 5042584	2019/12/20	2025/ 3/ 7	M J 3236724	2024/ 3/21	2025/ 3/10	T S 0467525	2018/ 4/ 5	2025/ 3/10
T R 4426068	2015/ 7/23	2025/ 3/ 7	T S 5141561	2020/ 1/ 7	2025/ 3/ 7	M J 3259926	2024/ 4/ 9	2025/ 3/10	T S 0588372	2018/ 4/18	2025/ 3/10
T R 4657750	2015/10/ 6	2025/ 3/ 7	T T 1110379	2020/ 3/ 2	2025/ 3/ 7	M J 3616504	2024/ 7/16	2025/ 3/10	T S 0982822	2018/ 6/ 9	2025/ 3/10
T R 4832537	2015/10/ 2	2025/ 3/ 7	T T 1220400	2020/ 3/19	2025/ 3/ 7	M J 4214572	2024/12/20	2025/ 3/10	T S 1167969	2018/ 7/10	2025/ 3/10
T R 5230792	2015/11/24	2025/ 3/ 7	T T 2020977	2022/ 1/ 7	2025/ 3/ 7	M J 4214681	2024/12/20	2025/ 3/10	T S 1357116	2018/ 8/ 2	2025/ 3/10
T R 5365831	2015/12/28	2025/ 3/ 7	T T 2124124	2022/ 5/10	2025/ 3/ 7	M J 4261908	2025/ 1/29	2025/ 3/10	T S 1358221	2018/ 8/ 3	2025/ 3/10
T R 5802126	2016/ 3/24	2025/ 3/ 7	T T 2404163	2022/ 7/29	2025/ 3/ 7	M Z 2089273	2022/ 1/25	2025/ 3/10	T S 1374439	2018/ 7/31	2025/ 3/10
T R 5820005	2016/ 3/22	2025/ 3/ 7	T T 2669499	2022/11/14	2025/ 3/ 7	M Z 2251543	2025/ 1/28	2025/ 3/10	T S 1419064	2018/ 8/16	2025/ 3/10
T R 6059420	2016/ 5/12	2025/ 3/ 7	T T 2701407	2022/12/ 2	2025/ 3/ 7	T R 3575977	2015/ 3/19	2025/ 3/10	T S 1460814	2018/ 8/16	2025/ 3/10
T R 6104844	2016/ 5/ 6	2025/ 3/ 7	T T 2702314	2022/10/31	2025/ 3/ 7	T R 3936755	2015/ 5/15	2025/ 3/10	T S 1477178	2018/ 8/23	2025/ 3/10
T R 6183914	2016/ 5/24	2025/ 3/ 7	T T 3107951	2023/ 2/20	2025/ 3/ 7	T R 4230067	2015/ 6/ 9	2025/ 3/10	T S 1612131	2018/ 8/22	2025/ 3/10
T R 6277699	2016/ 7/ 7	2025/ 3/ 7	T T 3248982	2023/ 3/17	2025/ 3/ 7	T R 4246007	2015/ 6/17	2025/ 3/10	T S 1708781	2018/ 9/14	2025/ 3/10
T R 6786715	2016/10/ 6	2025/ 3/ 7	T T 3705582	2023/ 5/24	2025/ 3/ 7	T R 4518475	2015/ 8/18	2025/ 3/10	T S 1875080	2018/10/12	2025/ 3/10
T R 6982209	2016/11/ 7	2025/ 3/ 7	T T 4055534	2023/ 7/12	2025/ 3/ 7	T R 4530132	2015/ 8/11	2025/ 3/10	T S 1919755	2018/10/19	2025/ 3/10
T R 7452891	2017/ 1/ 6	2025/ 3/ 7	T T 4094022	2023/ 7/20	2025/ 3/ 7	T R 4596285	2015/ 9/ 1	2025/ 3/10	T S 2245980	2018/12/ 6	2025/ 3/10
T R 7587468	2017/ 1/31	2025/ 3/ 7	T T 4586005	2023/10/ 5	2025/ 3/ 7	T R 4662074	2015/ 8/14	2025/ 3/10	T S 2967960	2019/ 3/12	2025/ 3/10
T R 7908763	2017/ 3/17	2025/ 3/ 7	T T 5214576	2024/ 1/15	2025/ 3/ 7	T R 4847657	2015/10/26	2025/ 3/10	T S 2975489	2019/ 3/18	2025/ 3/10

T S 3284702	2019/ 4/16	2025/ 3/10	T Z 1228636	2017/10/16	2025/ 3/10	T R 7375171	2017/ 1/18	2025/ 3/11	T T 1637433	2020/10/21	2025/ 3/11
T S 3474244	2019/ 5/17	2025/ 3/10	T Z 1246569	2018/ 1/ 8	2025/ 3/10	T R 7425691	2017/ 1/23	2025/ 3/11	T T 1870088	2021/ 9/21	2025/ 3/11
T S 3474245	2019/ 5/17	2025/ 3/10	T Z 1357174	2019/ 6/11	2025/ 3/10	T R 7445520	2017/ 1/24	2025/ 3/11	T T 2181960	2022/ 4/28	2025/ 3/11
T S 3889981	2019/ 7/ 8	2025/ 3/10	T Z 2103278	2022/ 1/25	2025/ 3/10	T R 7588082	2017/ 2/ 2	2025/ 3/11	T T 2197447	2022/ 5/25	2025/ 3/11
T S 4318824	2019/ 8/31	2025/ 3/10	T Z 2135682	2022/ 6/15	2025/ 3/10	T R 7617819	2017/ 2/ 7	2025/ 3/11	T T 2514911	2022/ 9/26	2025/ 3/11
T S 4793066	2019/11/ 5	2025/ 3/10	T Z 2237670	2024/11/ 8	2025/ 3/10	T R 7799492	2017/ 3/ 6	2025/ 3/11	T T 2762723	2022/12/ 2	2025/ 3/11
T S 4832908	2019/11/19	2025/ 3/10	M J 1069486	2020/ 4/10	2025/ 3/11	T R 8012589	2017/ 3/31	2025/ 3/11	T T 2808122	2022/12/28	2025/ 3/11
T S 4900538	2019/12/ 5	2025/ 3/10	M J 1275192	2020/ 6/ 4	2025/ 3/11	T R 8130659	2017/ 4/10	2025/ 3/11	T T 2875102	2022/12/21	2025/ 3/11
T S 4951261	2019/12/12	2025/ 3/10	M J 1314886	2022/12/ 2	2025/ 3/11	T R 8301299	2017/ 5/25	2025/ 3/11	T T 2886183	2023/ 2/ 9	2025/ 3/11
T S 5017090	2019/12/20	2025/ 3/10	M J 1380629	2020/11/17	2025/ 3/11	T R 8719149	2017/ 7/24	2025/ 3/11	T T 2898698	2023/ 2/ 9	2025/ 3/11
T S 5138719	2020/ 1/ 7	2025/ 3/10	M J 1398733	2021/ 2/ 8	2025/ 3/11	T R 8824432	2017/ 8/ 4	2025/ 3/11	T T 2954092	2023/ 3/ 1	2025/ 3/11
T S 5158249	2020/ 1/17	2025/ 3/10	M J 1428739	2021/10/15	2025/ 3/11	T R 8830719	2017/ 8/ 1	2025/ 3/11	T T 3100806	2023/ 2/21	2025/ 3/11
T S 5240450	2020/ 1/31	2025/ 3/10	M J 1455254	2021/11/10	2025/ 3/11	T R 8887659	2017/ 8/ 8	2025/ 3/11	T T 3196970	2023/ 3/10	2025/ 3/11
T S 5296291	2020/ 1/27	2025/ 3/10	M J 1491014	2022/ 3/15	2025/ 3/11	T R 8915628	2017/ 8/ 9	2025/ 3/11	T T 3491493	2023/ 4/20	2025/ 3/11
T S 5348955	2020/ 1/31	2025/ 3/10	M J 1522659	2022/ 6/ 3	2025/ 3/11	T R 9284061	2017/ 9/29	2025/ 3/11	T T 3595703	2023/ 5/31	2025/ 3/11
T T 1464774	2022/ 1/25	2025/ 3/10	M J 1532297	2022/ 4/21	2025/ 3/11	T R 9318225	2017/10/10	2025/ 3/11	T T 3629472	2023/ 5/17	2025/ 3/11
T T 1478485	2021/ 6/11	2025/ 3/10	M J 1903073	2023/ 3/ 9	2025/ 3/11	T R 9751755	2017/12/22	2025/ 3/11	T T 3829693	2023/ 6/ 2	2025/ 3/11
T T 1653564	2021/ 6/ 2	2025/ 3/10	M J 2123411	2023/ 5/16	2025/ 3/11	T S 0544818	2018/ 4/20	2025/ 3/11	T T 3881412	2023/ 6/20	2025/ 3/11
T T 1906056	2021/10/19	2025/ 3/10	M J 2171466	2023/ 5/25	2025/ 3/11	T S 0787890	2018/ 6/ 4	2025/ 3/11	T T 3927474	2023/ 6/20	2025/ 3/11
T T 2045007	2022/ 2/28	2025/ 3/10	M J 2454179	2023/ 8/ 7	2025/ 3/11	T S 0866206	2018/ 5/28	2025/ 3/11	T T 4076933	2023/ 7/28	2025/ 3/11
T T 2456409	2022/10/17	2025/ 3/10	M J 2516265	2023/ 8/31	2025/ 3/11	T S 1168216	2018/ 7/11	2025/ 3/11	T T 4198730	2023/ 8/ 9	2025/ 3/11
T T 2519614	2022/ 9/10	2025/ 3/10	M J 2624416	2023/ 9/13	2025/ 3/11	T S 1280771	2018/ 7/26	2025/ 3/11	T T 4294600	2023/ 8/10	2025/ 3/11
T T 2635938	2022/11/28	2025/ 3/10	M J 2725456	2023/10/20	2025/ 3/11	T S 1349247	2018/ 8/ 2	2025/ 3/11	T T 5858486	2024/ 4/ 5	2025/ 3/11
T T 2672235	2022/12/13	2025/ 3/10	M J 2929719	2024/ 2/ 1	2025/ 3/11	T S 1777020	2018/ 9/26	2025/ 3/11	T T 6457859	2024/ 7/ 3	2025/ 3/11
T T 2744936	2022/11/15	2025/ 3/10	M J 3670723	2024/ 7/31	2025/ 3/11	T S 1845550	2018/10/16	2025/ 3/11	T T 6613497	2024/ 7/30	2025/ 3/11
T T 2745869	2022/12/ 1	2025/ 3/10	M J 4095308	2024/11/22	2025/ 3/11	T S 1941889	2018/10/25	2025/ 3/11	T T 7101350	2024/ 9/26	2025/ 3/11
T T 3540978	2023/ 5/31	2025/ 3/10	M J 4320683	2025/ 1/20	2025/ 3/11	T S 1999463	2018/11/ 2	2025/ 3/11	T T 7201681	2024/10/10	2025/ 3/11
T T 4127464	2023/ 7/27	2025/ 3/10	M J 4449017	2025/ 2/19	2025/ 3/11	T S 2239441	2018/12/ 5	2025/ 3/11	T T 7316538	2024/11/ 6	2025/ 3/11
T T 4614267	2023/ 9/22	2025/ 3/10	M Z 2024271	2021/ 8/31	2025/ 3/11	T S 2274877	2018/12/12	2025/ 3/11	T Z 1143867	2016/ 9/ 2	2025/ 3/11
T T 4857945	2023/11/14	2025/ 3/10	M Z 2024272	2021/ 8/31	2025/ 3/11	T S 2399126	2019/ 1/ 9	2025/ 3/11	T Z 1220621	2017/ 7/27	2025/ 3/11
T T 5054083	2024/ 1/11	2025/ 3/10	T R 3187367	2015/ 3/30	2025/ 3/11	T S 2586800	2019/ 1/30	2025/ 3/11	T Z 2147085	2022/ 9/30	2025/ 3/11
T T 5208833	2023/12/23	2025/ 3/10	T R 3575707	2015/ 3/18	2025/ 3/11	T S 2657550	2019/ 2/ 6	2025/ 3/11	M J 1300787	2021/ 2/10	2025/ 3/12
T T 5404531	2024/ 2/ 9	2025/ 3/10	T R 4330873	2015/ 7/ 2	2025/ 3/11	T S 2895125	2019/ 3/ 4	2025/ 3/11	M J 1908547	2023/ 2/27	2025/ 3/12
T T 5577080	2024/ 3/ 1	2025/ 3/10	T R 4442595	2015/ 8/13	2025/ 3/11	T S 2925558	2019/ 3/ 5	2025/ 3/11	M J 2359732	2023/ 7/20	2025/ 3/12
T T 5911287	2024/ 5/ 7	2025/ 3/10	T R 4692051	2015/ 9/16	2025/ 3/11	T S 2984217	2019/ 3/18	2025/ 3/11	M J 2359733	2023/ 7/20	2025/ 3/12
T T 6274628	2024/ 6/ 7	2025/ 3/10	T R 4969396	2015/10/30	2025/ 3/11	T S 3067648	2019/ 3/28	2025/ 3/11	M J 2515223	2023/ 8/25	2025/ 3/12
T T 6989659	2024/ 8/30	2025/ 3/10	T R 5416591	2016/ 1/ 5	2025/ 3/11	T S 3237274	2019/ 4/12	2025/ 3/11	M J 2570955	2023/ 8/29	2025/ 3/12
T T 7253487	2024/11/ 8	2025/ 3/10	T R 5487774	2016/ 1/19	2025/ 3/11	T S 3248162	2019/ 4/17	2025/ 3/11	M J 2577044	2023/ 8/31	2025/ 3/12
T T 7388349	2024/11/19	2025/ 3/10	T R 5795766	2016/ 3/17	2025/ 3/11	T S 3822080	2019/ 7/ 3	2025/ 3/11	M J 2736773	2023/10/31	2025/ 3/12
T T 7456320	2024/12/13	2025/ 3/10	T R 5809152	2016/ 3/29	2025/ 3/11	T S 3834574	2019/ 7/ 4	2025/ 3/11	M J 2964342	2024/ 1/26	2025/ 3/12
T T 7495550	2024/12/ 4	2025/ 3/10	T R 5838481	2016/ 3/16	2025/ 3/11	T S 4203178	2019/ 9/11	2025/ 3/11	M J 3457744	2024/ 5/27	2025/ 3/12
T T 7579550	2024/12/19	2025/ 3/10	T R 6069624	2016/ 4/19	2025/ 3/11	T S 4310789	2019/ 9/ 4	2025/ 3/11	M J 3457745	2024/ 5/27	2025/ 3/12
T T 7587314	2024/12/27	2025/ 3/10	T R 6445758	2016/ 8/12	2025/ 3/11	T S 5012420	2019/12/18	2025/ 3/11	M J 3744325	2024/ 8/23	2025/ 3/12
T T 7654145	2025/ 1/22	2025/ 3/10	T R 6863728	2016/10/ 4	2025/ 3/11	T S 5031921	2019/12/13	2025/ 3/11	M J 4141012	2024/11/27	2025/ 3/12
T T 7744344	2025/ 1/31	2025/ 3/10	T R 7128410	2016/12/ 2	2025/ 3/11	T S 5194527	2020/ 1/21	2025/ 3/11	M J 4466644	2025/ 3/ 3	2025/ 3/12
T T 7804079	2025/ 1/29	2025/ 3/10	T R 7194079	2016/12/ 2	2025/ 3/11	T S 5336717	2020/ 2/ 4	2025/ 3/11	M Z 2041288	2021/ 3/22	2025/ 3/12
T Z 1166552	2016/12/ 5	2025/ 3/10	T R 7227720	2016/12/26	2025/ 3/11	T S 5364921	2020/ 2/ 7	2025/ 3/11	M Z 2058195	2021/ 6/18	2025/ 3/12

M Z 2140024	2023/ 3/ 2	2025/ 3/12	T S 1835032	2018/10/12	2025/ 3/12	T T 6213545	2024/ 5/31	2025/ 3/12	T R 8304781	2017/ 5/18	2025/ 3/13
T R 3195155	2015/ 4/ 8	2025/ 3/12	T S 2057686	2018/11/ 6	2025/ 3/12	T T 6351614	2024/ 6/20	2025/ 3/12	T R 8451913	2017/ 6/ 8	2025/ 3/13
T R 3243285	2015/ 3/26	2025/ 3/12	T S 2499209	2019/ 1/24	2025/ 3/12	T T 6400127	2024/ 6/14	2025/ 3/12	T R 8584914	2017/ 6/27	2025/ 3/13
T R 3781693	2015/ 3/24	2025/ 3/12	T S 2666543	2019/ 2/ 1	2025/ 3/12	T T 6634584	2024/ 8/ 9	2025/ 3/12	T R 8726070	2017/ 7/14	2025/ 3/13
T R 4123966	2015/ 5/29	2025/ 3/12	T S 2977660	2019/ 3/19	2025/ 3/12	T T 7875592	2025/ 2/ 1	2025/ 3/12	T R 8728386	2017/ 7/24	2025/ 3/13
T R 4458515	2015/ 8/17	2025/ 3/12	T S 3036636	2019/ 3/20	2025/ 3/12	T T 7875593	2025/ 2/ 1	2025/ 3/12	T R 8887691	2017/ 8/ 8	2025/ 3/13
T R 4648360	2015/ 9/10	2025/ 3/12	T S 3310488	2019/ 4/ 9	2025/ 3/12	T Z 1118455	2016/ 3/14	2025/ 3/12	T R 8896456	2017/ 8/ 7	2025/ 3/13
T R 4740174	2015/ 8/28	2025/ 3/12	T S 3859914	2019/ 7/18	2025/ 3/12	T Z 1188585	2017/ 2/21	2025/ 3/12	T R 9489586	2017/11/10	2025/ 3/13
T R 4931046	2015/10/23	2025/ 3/12	T S 3900872	2019/ 7/11	2025/ 3/12	T Z 1345934	2019/ 4/24	2025/ 3/12	T R 9523541	2017/11/10	2025/ 3/13
T R 5188531	2015/11/17	2025/ 3/12	T S 3958808	2019/ 7/22	2025/ 3/12	M J 1140175	2020/ 4/ 1	2025/ 3/13	T R 9739559	2017/12/22	2025/ 3/13
T R 5236236	2015/12/21	2025/ 3/12	T S 4150020	2019/ 8/ 9	2025/ 3/12	M J 1238237	2020/ 5/18	2025/ 3/13	T S 0346459	2018/ 3/15	2025/ 3/13
T R 5249490	2015/12/11	2025/ 3/12	T S 4259842	2019/ 8/22	2025/ 3/12	M J 1253555	2020/ 9/ 4	2025/ 3/13	T S 0485383	2018/ 4/ 5	2025/ 3/13
T R 5475175	2016/ 1/13	2025/ 3/12	T S 4556824	2019/10/ 1	2025/ 3/12	M J 1400604	2021/ 1/25	2025/ 3/13	T S 0666226	2018/ 5/10	2025/ 3/13
T R 5591350	2016/ 1/28	2025/ 3/12	T S 4902332	2019/12/13	2025/ 3/12	M J 1456371	2021/ 8/31	2025/ 3/13	T S 1105763	2018/ 7/ 4	2025/ 3/13
T R 5619877	2016/ 3/11	2025/ 3/12	T S 5052927	2019/12/26	2025/ 3/12	M J 1540703	2022/ 5/27	2025/ 3/13	T S 1132852	2018/ 7/ 4	2025/ 3/13
T R 5703844	2016/ 3/23	2025/ 3/12	T S 5216437	2020/ 1/24	2025/ 3/12	M J 1672938	2022/11/30	2025/ 3/13	T S 1132960	2018/ 7/ 4	2025/ 3/13
T R 5723406	2016/ 3/ 8	2025/ 3/12	T T 1109515	2020/ 2/27	2025/ 3/12	M J 1929363	2023/ 3/ 1	2025/ 3/13	T S 1496845	2018/ 8/30	2025/ 3/13
T R 5885868	2016/ 3/23	2025/ 3/12	T T 1123850	2020/ 3/ 2	2025/ 3/12	M J 2106039	2023/ 5/ 1	2025/ 3/13	T S 1585326	2018/ 9/ 4	2025/ 3/13
T R 5977013	2016/ 4/13	2025/ 3/12	T T 1512724	2022/11/22	2025/ 3/12	M J 2513965	2023/ 8/21	2025/ 3/13	T S 1867600	2018/10/17	2025/ 3/13
T R 5978553	2016/ 4/ 8	2025/ 3/12	T T 1553918	2020/ 9/16	2025/ 3/12	M J 2517980	2023/ 8/22	2025/ 3/13	T S 1873423	2018/10/11	2025/ 3/13
T R 6475121	2016/ 8/ 4	2025/ 3/12	T T 1606805	2020/10/22	2025/ 3/12	M J 2708377	2023/11/ 8	2025/ 3/13	T S 1965418	2018/10/26	2025/ 3/13
T R 6561197	2016/ 8/25	2025/ 3/12	T T 2406594	2022/ 8/10	2025/ 3/12	M J 3226453	2024/ 3/28	2025/ 3/13	T S 2147202	2018/11/22	2025/ 3/13
T R 6879537	2016/10/12	2025/ 3/12	T T 2478410	2022/ 9/ 5	2025/ 3/12	M J 4348458	2025/ 1/24	2025/ 3/13	T S 2406537	2018/12/27	2025/ 3/13
T R 6914978	2016/10/11	2025/ 3/12	T T 2549305	2022/10/ 3	2025/ 3/12	M Z 2242065	2024/12/ 5	2025/ 3/13	T S 2664202	2019/ 2/ 7	2025/ 3/13
T R 6947662	2016/10/28	2025/ 3/12	T T 2581432	2022/10/ 3	2025/ 3/12	T R 3579133	2015/ 3/31	2025/ 3/13	T S 2686158	2019/ 2/ 9	2025/ 3/13
T R 7116456	2016/11/22	2025/ 3/12	T T 2844221	2023/ 1/19	2025/ 3/12	T R 3582170	2015/ 4/ 8	2025/ 3/13	T S 2806526	2019/ 2/27	2025/ 3/13
T R 7262707	2017/ 1/ 4	2025/ 3/12	T T 2937289	2023/ 1/24	2025/ 3/12	T R 4165642	2015/ 6/ 8	2025/ 3/13	T S 2893476	2019/ 3/ 6	2025/ 3/13
T R 7313808	2016/12/26	2025/ 3/12	T T 3019783	2023/ 1/27	2025/ 3/12	T R 4308981	2015/ 6/19	2025/ 3/13	T S 2996869	2019/ 3/13	2025/ 3/13
T R 7365092	2017/ 1/17	2025/ 3/12	T T 3058603	2023/ 2/28	2025/ 3/12	T R 4316808	2015/ 6/29	2025/ 3/13	T S 3025096	2019/ 3/25	2025/ 3/13
T R 7407293	2017/ 1/10	2025/ 3/12	T T 3749521	2023/ 6/12	2025/ 3/12	T R 4541689	2015/ 8/ 3	2025/ 3/13	T S 3065087	2019/ 3/19	2025/ 3/13
T R 7489278	2017/ 1/16	2025/ 3/12	T T 4006280	2023/ 7/12	2025/ 3/12	T R 4778478	2015/ 9/14	2025/ 3/13	T S 3236286	2019/ 4/25	2025/ 3/13
T R 7950015	2017/ 3/30	2025/ 3/12	T T 4084838	2023/ 7/19	2025/ 3/12	T R 4960067	2015/11/12	2025/ 3/13	T S 3352952	2019/ 4/23	2025/ 3/13
T R 8068450	2017/ 4/ 7	2025/ 3/12	T T 4313815	2023/ 8/14	2025/ 3/12	T R 5034036	2015/10/28	2025/ 3/13	T S 3404511	2019/ 5/24	2025/ 3/13
T R 8595040	2017/ 6/22	2025/ 3/12	T T 4880021	2023/10/31	2025/ 3/12	T R 5046772	2015/10/27	2025/ 3/13	T S 3467177	2019/ 5/17	2025/ 3/13
T R 8637488	2017/ 7/ 5	2025/ 3/12	T T 4923091	2023/11/14	2025/ 3/12	T R 5534092	2016/ 2/16	2025/ 3/13	T S 3588925	2019/ 6/ 5	2025/ 3/13
T R 8839381	2017/ 8/ 3	2025/ 3/12	T T 5071907	2023/12/19	2025/ 3/12	T R 5823097	2016/ 3/31	2025/ 3/13	T S 3727813	2019/ 6/ 9	2025/ 3/13
T R 9538099	2017/11/15	2025/ 3/12	T T 5118660	2023/12/13	2025/ 3/12	T R 6383633	2016/ 7/26	2025/ 3/13	T S 3735983	2019/ 6/20	2025/ 3/13
T S 0092086	2018/ 2/ 2	2025/ 3/12	T T 5174921	2024/ 1/ 4	2025/ 3/12	T R 6655542	2016/ 9/ 8	2025/ 3/13	T S 4230939	2019/ 8/30	2025/ 3/13
T S 0407286	2018/ 4/ 3	2025/ 3/12	T T 5203713	2024/ 1/15	2025/ 3/12	T R 6663878	2016/ 9/ 8	2025/ 3/13	T S 4266040	2019/ 9/ 6	2025/ 3/13
T S 0579620	2018/ 4/18	2025/ 3/12	T T 5311408	2024/ 1/23	2025/ 3/12	T R 6766925	2016/ 9/16	2025/ 3/13	T S 4340120	2019/ 8/29	2025/ 3/13
T S 0958359	2018/ 6/14	2025/ 3/12	T T 5321399	2024/ 1/15	2025/ 3/12	T R 7008394	2016/10/27	2025/ 3/13	T S 4588785	2019/10/ 9	2025/ 3/13
T S 1007458	2018/ 6/20	2025/ 3/12	T T 5331493	2024/ 2/ 2	2025/ 3/12	T R 7130573	2016/11/21	2025/ 3/13	T S 4730875	2019/11/12	2025/ 3/13
T S 1220563	2018/ 7/13	2025/ 3/12	T T 5363105	2024/ 1/29	2025/ 3/12	T R 7420026	2017/ 1/20	2025/ 3/13	T S 4743281	2019/11/13	2025/ 3/13
T S 1455357	2018/ 8/10	2025/ 3/12	T T 5516393	2024/ 2/ 5	2025/ 3/12	T R 7511580	2017/ 1/13	2025/ 3/13	T S 4849184	2019/11/20	2025/ 3/13
T S 1561269	2018/ 9/ 7	2025/ 3/12	T T 5519471	2024/ 2/16	2025/ 3/12	T R 7799359	2017/ 3/ 6	2025/ 3/13	T T 1175082	2020/ 3/ 5	2025/ 3/13
T S 1570994	2018/ 8/27	2025/ 3/12	T T 5863555	2024/ 4/15	2025/ 3/12	T R 8256102	2017/ 5/16	2025/ 3/13	T T 1916356	2021/11/17	2025/ 3/13
T S 1597247	2018/ 8/27	2025/ 3/12	T T 6073549	2024/ 5/ 7	2025/ 3/12	T R 8266709	2017/ 5/11	2025/ 3/13	T T 2254791	2022/ 5/25	2025/ 3/13

T T 2316688	2022/ 7/22	2025/ 3/13	M Z 2015488	2020/11/27	2025/ 3/14	T R 9136333	2017/ 9/ 8	2025/ 3/14	T T 3002834	2023/ 2/ 9	2025/ 3/14
T T 2391414	2022/ 7/31	2025/ 3/13	M Z 2137812	2023/ 1/23	2025/ 3/14	T R 9600157	2017/12/12	2025/ 3/14	T T 3023263	2023/ 2/ 7	2025/ 3/14
T T 2421506	2022/ 8/ 8	2025/ 3/13	M Z 2234712	2024/ 5/22	2025/ 3/14	T S 0135546	2018/ 2/19	2025/ 3/14	T T 3479965	2023/ 4/27	2025/ 3/14
T T 2688425	2022/10/21	2025/ 3/13	T R 3183004	2015/ 4/13	2025/ 3/14	T S 0339688	2018/ 3/16	2025/ 3/14	T T 3599746	2023/ 5/11	2025/ 3/14
T T 2691600	2022/10/27	2025/ 3/13	T R 3243749	2015/ 4/10	2025/ 3/14	T S 0398256	2018/ 3/22	2025/ 3/14	T T 3645437	2023/ 5/17	2025/ 3/14
T T 2708402	2022/11/14	2025/ 3/13	T R 3298084	2016/ 6/ 9	2025/ 3/14	T S 0494475	2018/ 4/10	2025/ 3/14	T T 4208178	2023/ 8/ 4	2025/ 3/14
T T 2817487	2022/12/26	2025/ 3/13	T R 3299852	2016/ 6/ 1	2025/ 3/14	T S 0781534	2018/ 5/17	2025/ 3/14	T T 4346118	2023/ 8/15	2025/ 3/14
T T 3204052	2023/ 3/ 5	2025/ 3/13	T R 3510247	2016/ 6/29	2025/ 3/14	T S 0983739	2018/ 6/14	2025/ 3/14	T T 4450188	2023/ 9/ 1	2025/ 3/14
T T 3787750	2023/ 5/29	2025/ 3/13	T R 3612030	2015/ 5/ 8	2025/ 3/14	T S 1077377	2018/ 6/28	2025/ 3/14	T T 5063215	2023/12/ 4	2025/ 3/14
T T 3849410	2023/ 6/21	2025/ 3/13	T R 3972935	2015/ 4/22	2025/ 3/14	T S 1140307	2018/ 7/ 4	2025/ 3/14	T T 5318917	2024/ 1/23	2025/ 3/14
T T 3876010	2023/ 6/23	2025/ 3/13	T R 4026968	2015/ 5/12	2025/ 3/14	T S 1511474	2018/ 8/30	2025/ 3/14	T T 6019399	2024/ 4/23	2025/ 3/14
T T 4117600	2023/ 7/25	2025/ 3/13	T R 4084279	2015/ 6/16	2025/ 3/14	T S 1830017	2018/10/ 2	2025/ 3/14	T T 6711113	2024/ 8/23	2025/ 3/14
T T 4896030	2023/11/ 9	2025/ 3/13	T R 4138377	2015/ 6/ 3	2025/ 3/14	T S 1910089	2018/10/17	2025/ 3/14	T T 6737268	2024/ 8/27	2025/ 3/14
T T 5302525	2024/ 1/10	2025/ 3/13	T R 4278370	2015/ 7/13	2025/ 3/14	T S 2165161	2018/11/28	2025/ 3/14	T T 7016513	2024/ 9/13	2025/ 3/14
T T 5321548	2024/ 1/16	2025/ 3/13	T R 4398519	2015/ 7/14	2025/ 3/14	T S 2261300	2018/12/14	2025/ 3/14	T T 7023978	2024/10/18	2025/ 3/14
T T 6717004	2024/ 8/16	2025/ 3/13	T R 4484424	2015/ 8/18	2025/ 3/14	T S 2261569	2018/12/10	2025/ 3/14	T T 7525127	2024/11/28	2025/ 3/14
T T 7924700	2025/ 3/ 4	2025/ 3/13	T R 4540338	2015/ 8/ 6	2025/ 3/14	T S 2547269	2019/ 1/28	2025/ 3/14	T T 7633670	2025/ 1/20	2025/ 3/14
T T 7972111	2025/ 2/19	2025/ 3/13	T R 4611934	2015/ 8/28	2025/ 3/14	T S 2638988	2019/ 1/30	2025/ 3/14	T T 7812798	2025/ 1/23	2025/ 3/14
T T 8096876	2025/ 3/ 4	2025/ 3/13	T R 4647271	2015/ 8/31	2025/ 3/14	T S 2647731	2019/ 2/ 1	2025/ 3/14	T Z 2172815	2022/12/ 7	2025/ 3/14
T Z 1100610	2016/ 2/ 2	2025/ 3/13	T R 4879128	2015/10/13	2025/ 3/14	T S 2721692	2019/ 2/12	2025/ 3/14	T T 4086957	2023/ 7/21	2025/ 3/16
T Z 1337079	2019/ 3/26	2025/ 3/13	T R 4905697	2015/10/23	2025/ 3/14	T S 2723983	2019/ 2/ 8	2025/ 3/14	M J 1189448	2021/10/14	2025/ 3/17
M J 1221099	2020/ 9/14	2025/ 3/14	T R 5295000	2015/12/16	2025/ 3/14	T S 2755123	2019/ 2/15	2025/ 3/14	M J 1268960	2021/ 1/21	2025/ 3/17
M J 1267931	2020/ 8/28	2025/ 3/14	T R 5334551	2015/12/25	2025/ 3/14	T S 2927203	2019/ 3/ 7	2025/ 3/14	M J 1344157	2022/ 9/16	2025/ 3/17
M J 1411713	2021/ 3/29	2025/ 3/14	T R 5918234	2016/ 3/30	2025/ 3/14	T S 3229393	2019/ 4/16	2025/ 3/14	M J 1516076	2022/ 3/23	2025/ 3/17
M J 1456915	2021/ 8/12	2025/ 3/14	T R 6086097	2016/ 4/27	2025/ 3/14	T S 3273879	2019/ 4/24	2025/ 3/14	M J 1657336	2022/11/15	2025/ 3/17
M J 1460094	2021/ 9/ 9	2025/ 3/14	T R 6443559	2016/ 8/ 3	2025/ 3/14	T S 3378446	2019/ 5/14	2025/ 3/14	M J 1686854	2022/10/17	2025/ 3/17
M J 1466879	2021/ 9/24	2025/ 3/14	T R 6508849	2016/ 8/23	2025/ 3/14	T S 4187476	2019/ 8/11	2025/ 3/14	M J 1745157	2022/11/11	2025/ 3/17
M J 1487928	2022/ 4/11	2025/ 3/14	T R 6773971	2016/ 9/28	2025/ 3/14	T S 4255326	2019/ 9/ 4	2025/ 3/14	M J 1863731	2023/ 2/15	2025/ 3/17
M J 1487929	2022/ 4/11	2025/ 3/14	T R 6804549	2016/11/ 8	2025/ 3/14	T S 4436792	2019/ 9/20	2025/ 3/14	M J 2028337	2023/ 4/24	2025/ 3/17
M J 1487930	2022/ 4/11	2025/ 3/14	T R 6940496	2016/10/27	2025/ 3/14	T S 4579590	2019/10/10	2025/ 3/14	M J 2451292	2023/ 8/ 3	2025/ 3/17
M J 1548704	2022/ 4/28	2025/ 3/14	T R 6958054	2016/10/19	2025/ 3/14	T S 4591269	2019/10/ 9	2025/ 3/14	M J 2759763	2023/10/25	2025/ 3/17
M J 1695155	2023/ 1/10	2025/ 3/14	T R 7091915	2016/12/ 1	2025/ 3/14	T S 4607908	2019/10/18	2025/ 3/14	M J 2994956	2024/ 2/16	2025/ 3/17
M J 1852575	2023/ 2/ 1	2025/ 3/14	T R 7190688	2016/12/ 5	2025/ 3/14	T S 4759038	2019/11/14	2025/ 3/14	M J 3167074	2024/ 4/ 8	2025/ 3/17
M J 1920767	2023/ 3/17	2025/ 3/14	T R 7433915	2017/ 1/26	2025/ 3/14	T S 4799236	2019/11/13	2025/ 3/14	M J 3173786	2024/ 3/13	2025/ 3/17
M J 1968072	2023/ 4/ 3	2025/ 3/14	T R 7512338	2017/ 1/20	2025/ 3/14	T S 4917584	2019/12/ 5	2025/ 3/14	M J 3737701	2024/ 7/29	2025/ 3/17
M J 2136283	2023/ 5/16	2025/ 3/14	T R 7889241	2017/ 3/21	2025/ 3/14	T S 5045260	2019/12/12	2025/ 3/14	M J 3852139	2024/ 8/13	2025/ 3/17
M J 2167665	2023/ 6/ 9	2025/ 3/14	T R 7963742	2017/ 3/24	2025/ 3/14	T S 5045261	2019/12/12	2025/ 3/14	M J 4142048	2024/12/10	2025/ 3/17
M J 2302879	2023/ 6/23	2025/ 3/14	T R 7991974	2017/ 3/30	2025/ 3/14	T S 5250290	2020/ 1/21	2025/ 3/14	M J 4311050	2025/ 1/20	2025/ 3/17
M J 2388014	2023/ 7/31	2025/ 3/14	T R 8016179	2017/ 3/31	2025/ 3/14	T T 1161274	2020/ 3/19	2025/ 3/14	M J 4440550	2025/ 2/28	2025/ 3/17
M J 2420178	2023/ 7/31	2025/ 3/14	T R 8022437	2017/ 4/ 7	2025/ 3/14	T T 1395366	2020/ 8/ 3	2025/ 3/14	M Z 2235500	2024/11/15	2025/ 3/17
M J 2461596	2023/ 8/ 8	2025/ 3/14	T R 8110927	2017/ 4/13	2025/ 3/14	T T 1569842	2020/10/ 1	2025/ 3/14	R A 3004090	2024/ 9/26	2025/ 3/17
M J 2500282	2023/ 9/ 1	2025/ 3/14	T R 8113276	2017/ 4/17	2025/ 3/14	T T 1783467	2021/ 7/13	2025/ 3/14	T R 3368646	2016/ 6/ 2	2025/ 3/17
M J 3312795	2024/ 5/28	2025/ 3/14	T R 8129558	2017/ 4/ 7	2025/ 3/14	T T 1979082	2022/ 1/ 4	2025/ 3/14	T R 3489203	2016/ 6/29	2025/ 3/17
M J 330556	2024/ 4/16	2025/ 3/14	T R 8301763	2017/ 5/15	2025/ 3/14	T T 2088635	2022/ 4/12	2025/ 3/14	T R 3498984	2016/ 7/15	2025/ 3/17
M J 3600791	2024/ 6/17	2025/ 3/14	T R 8476067	2017/ 6/13	2025/ 3/14	T T 2250526	2022/ 6/ 3	2025/ 3/14	T R 4041392	2015/ 5/ 7	2025/ 3/17
M J 3976051	2024/ 9/19	2025/ 3/14	T R 8524258	2017/ 6/21	2025/ 3/14	T T 2571976	2022/10/ 4	2025/ 3/14	T R 4124436	2015/ 6/ 4	2025/ 3/17
M J 4077079	2024/11/ 1	2025/ 3/14	T R 9021271	2017/ 8/22	2025/ 3/14	T T 2864892	2023/ 1/ 4	2025/ 3/14	T R 4131774	2015/ 5/20	2025/ 3/17

T R 4369981	2015/ 8/11	2025/ 3/17	T S 3014884	2019/ 4/ 1	2025/ 3/17	T T 7184907	2024/11/ 7	2025/ 3/17	T R 5101949	2015/12/ 4	2025/ 3/18
T R 4472325	2015/ 7/30	2025/ 3/17	T S 3017753	2019/ 4/ 8	2025/ 3/17	T T 7185921	2024/12/ 4	2025/ 3/17	T R 5187907	2016/ 1/ 6	2025/ 3/18
T R 4487466	2015/ 7/27	2025/ 3/17	T S 3721567	2019/ 6/18	2025/ 3/17	T T 7463630	2024/12/10	2025/ 3/17	T R 5444662	2016/ 1/20	2025/ 3/18
T R 4605465	2015/ 9/14	2025/ 3/17	T S 3850268	2019/ 7/22	2025/ 3/17	T T 7755872	2025/ 2/ 6	2025/ 3/17	T R 5801461	2016/ 3/18	2025/ 3/18
T R 4706989	2015/ 9/ 7	2025/ 3/17	T S 3909916	2019/ 7/ 9	2025/ 3/17	T T 7866054	2025/ 2/25	2025/ 3/17	T R 6496498	2016/ 8/22	2025/ 3/18
T R 4766974	2015/ 9/24	2025/ 3/17	T S 3940733	2019/ 7/24	2025/ 3/17	T T 7911684	2025/ 2/ 6	2025/ 3/17	T R 6547205	2016/ 9/ 2	2025/ 3/18
T R 5101425	2015/12/ 4	2025/ 3/17	T S 4398642	2019/ 9/24	2025/ 3/17	T T 7929683	2025/ 2/17	2025/ 3/17	T R 6712361	2016/ 9/30	2025/ 3/18
T R 5311331	2015/12/ 4	2025/ 3/17	T S 5110961	2020/ 1/ 9	2025/ 3/17	T T 7952748	2025/ 2/25	2025/ 3/17	T R 7729849	2017/ 2/13	2025/ 3/18
T R 5537543	2016/ 2/23	2025/ 3/17	T S 5395384	2020/ 2/ 6	2025/ 3/17	T T 7962340	2025/ 2/21	2025/ 3/17	T R 7995679	2017/ 3/31	2025/ 3/18
T R 5661549	2016/ 3/14	2025/ 3/17	T T 1134785	2020/ 2/27	2025/ 3/17	T T 8052681	2025/ 2/27	2025/ 3/17	T R 8317768	2017/ 5/22	2025/ 3/18
T R 5722879	2016/ 3/ 8	2025/ 3/17	T T 1338492	2020/ 9/29	2025/ 3/17	T Z 1185684	2017/ 3/29	2025/ 3/17	T R 8433876	2017/ 6/ 9	2025/ 3/18
T R 5877774	2016/ 4/12	2025/ 3/17	T T 1578783	2021/ 1/15	2025/ 3/17	T Z 1201102	2017/ 5/22	2025/ 3/17	T R 8664325	2017/ 7/14	2025/ 3/18
T R 5936348	2016/ 4/18	2025/ 3/17	T T 1607629	2020/10/27	2025/ 3/17	T Z 1391989	2019/11/26	2025/ 3/17	T R 8779711	2017/ 7/27	2025/ 3/18
T R 6260675	2016/ 7/25	2025/ 3/17	T T 1672367	2021/ 4/21	2025/ 3/17	T Z 2019572	2020/ 6/ 3	2025/ 3/17	T R 8845733	2017/ 8/ 3	2025/ 3/18
T R 6770503	2016/ 9/13	2025/ 3/17	T T 1755922	2021/ 6/11	2025/ 3/17	T Z 2025551	2020/ 7/20	2025/ 3/17	T R 9266408	2017/10/ 3	2025/ 3/18
T R 6802087	2016/10/ 6	2025/ 3/17	T T 1830840	2021/ 8/ 2	2025/ 3/17	T Z 2046582	2021/ 2/11	2025/ 3/17	T R 9277314	2017/10/ 3	2025/ 3/18
T R 7004644	2016/11/15	2025/ 3/17	T T 1859687	2021/ 9/14	2025/ 3/17	T Z 2102213	2021/12/21	2025/ 3/17	T R 9308774	2017/10/12	2025/ 3/18
T R 7040859	2016/11/ 9	2025/ 3/17	T T 1941715	2021/10/11	2025/ 3/17	T Z 2178238	2023/ 4/17	2025/ 3/17	T R 9408223	2017/10/30	2025/ 3/18
T R 7054546	2016/11/10	2025/ 3/17	T T 2256956	2022/ 6/ 3	2025/ 3/17	M J 1083398	2020/ 4/30	2025/ 3/18	T R 9773680	2017/12/27	2025/ 3/18
T R 7172371	2016/11/24	2025/ 3/17	T T 2334411	2022/ 7/ 6	2025/ 3/17	M J 1438675	2022/ 1/28	2025/ 3/18	T R 9984570	2018/ 2/ 5	2025/ 3/18
T R 7859460	2017/ 3/21	2025/ 3/17	T T 2391355	2022/ 7/30	2025/ 3/17	M J 1558369	2022/ 5/ 2	2025/ 3/18	T S 0054711	2018/ 2/ 6	2025/ 3/18
T R 8124159	2017/ 4/11	2025/ 3/17	T T 2462716	2022/ 8/29	2025/ 3/17	M J 1843945	2023/ 1/30	2025/ 3/18	T S 0065050	2018/ 2/ 7	2025/ 3/18
T R 8249449	2017/ 5/10	2025/ 3/17	T T 2473551	2022/10/ 5	2025/ 3/17	M J 2076692	2023/ 5/19	2025/ 3/18	T S 0066099	2018/ 2/ 1	2025/ 3/18
T R 8386146	2017/ 5/29	2025/ 3/17	T T 2630009	2022/10/19	2025/ 3/17	M J 2165440	2023/ 6/ 5	2025/ 3/18	T S 0109068	2018/ 2/ 9	2025/ 3/18
T R 8554195	2017/ 6/30	2025/ 3/17	T T 2719648	2022/11/21	2025/ 3/17	M J 2240502	2023/ 6/12	2025/ 3/18	T S 0130493	2018/ 2/22	2025/ 3/18
T R 8574485	2017/ 6/26	2025/ 3/17	T T 2738173	2022/11/ 6	2025/ 3/17	M J 2344496	2023/ 7/21	2025/ 3/18	T S 0266857	2018/ 3/ 9	2025/ 3/18
T R 8601922	2017/ 6/29	2025/ 3/17	T T 2811049	2022/12/16	2025/ 3/17	M J 2493168	2023/ 8/15	2025/ 3/18	T S 0586118	2018/ 4/13	2025/ 3/18
T R 8744653	2017/ 7/14	2025/ 3/17	T T 2928329	2023/ 1/23	2025/ 3/17	M J 2772637	2023/12/ 7	2025/ 3/18	T S 1390301	2018/ 8/ 8	2025/ 3/18
T R 8745091	2017/ 7/20	2025/ 3/17	T T 3069868	2023/ 2/27	2025/ 3/17	M J 3211739	2024/ 3/21	2025/ 3/18	T S 1416601	2018/ 8/17	2025/ 3/18
T R 9289561	2017/10/16	2025/ 3/17	T T 3130675	2023/ 2/19	2025/ 3/17	M J 3627028	2024/ 7/ 8	2025/ 3/18	T S 1680739	2018/ 8/27	2025/ 3/18
T R 9300278	2017/10/ 3	2025/ 3/17	T T 3210666	2023/ 3/ 2	2025/ 3/17	M J 4099025	2024/10/31	2025/ 3/18	T S 1938258	2018/10/24	2025/ 3/18
T S 0196958	2018/ 2/26	2025/ 3/17	T T 3374678	2023/ 4/13	2025/ 3/17	M J 4370317	2025/ 1/21	2025/ 3/18	T S 2306989	2018/12/25	2025/ 3/18
T S 0396726	2018/ 3/22	2025/ 3/17	T T 3420173	2023/ 4/13	2025/ 3/17	M J 4377500	2025/ 2/ 7	2025/ 3/18	T S 2683260	2019/ 2/ 4	2025/ 3/18
T S 0450351	2018/ 3/29	2025/ 3/17	T T 3449226	2023/ 5/ 1	2025/ 3/17	M Z 2135611	2022/ 7/27	2025/ 3/18	T S 2796704	2019/ 2/21	2025/ 3/18
T S 0756102	2018/ 5/23	2025/ 3/17	T T 4104797	2023/ 7/31	2025/ 3/17	T R 3251863	2015/ 4/14	2025/ 3/18	T S 3124975	2019/ 4/ 5	2025/ 3/18
T S 0849822	2018/ 5/17	2025/ 3/17	T T 4450107	2023/ 9/ 1	2025/ 3/17	T R 3471563	2016/ 6/24	2025/ 3/18	T S 3505574	2019/ 5/24	2025/ 3/18
T S 0881023	2018/ 5/31	2025/ 3/17	T T 4723199	2023/10/17	2025/ 3/17	T R 3893448	2015/ 4/ 6	2025/ 3/18	T S 3642890	2019/ 6/11	2025/ 3/18
T S 1167593	2018/ 7/10	2025/ 3/17	T T 4877421	2023/10/26	2025/ 3/17	T R 3931824	2015/ 4/28	2025/ 3/18	T S 3873680	2019/ 7/10	2025/ 3/18
T S 1729263	2018/ 9/21	2025/ 3/17	T T 4907043	2023/11/22	2025/ 3/17	T R 3962069	2015/ 4/21	2025/ 3/18	T S 3925081	2019/ 7/12	2025/ 3/18
T S 1840958	2018/10/ 4	2025/ 3/17	T T 5421595	2024/ 1/26	2025/ 3/17	T R 4114203	2015/ 5/15	2025/ 3/18	T S 4775695	2019/10/30	2025/ 3/18
T S 1842836	2018/10/ 4	2025/ 3/17	T T 5691580	2024/ 3/15	2025/ 3/17	T R 4129265	2015/ 5/15	2025/ 3/18	T S 4886834	2019/11/21	2025/ 3/18
T S 1900774	2018/10/17	2025/ 3/17	T T 5712398	2024/ 3/ 1	2025/ 3/17	T R 4295400	2015/ 7/ 7	2025/ 3/18	T S 5202890	2020/ 1/16	2025/ 3/18
T S 1963949	2018/10/24	2025/ 3/17	T T 5845477	2024/ 3/27	2025/ 3/17	T R 4553932	2015/ 9/ 2	2025/ 3/18	T T 1018089	2020/ 2/13	2025/ 3/18
T S 2290297	2018/12/13	2025/ 3/17	T T 6090927	2024/ 4/26	2025/ 3/17	T R 4797456	2015/10/ 6	2025/ 3/18	T T 1899014	2022/ 1/17	2025/ 3/18
T S 2304304	2018/12/13	2025/ 3/17	T T 6198069	2024/ 5/21	2025/ 3/17	T R 4948450	2015/11/ 2	2025/ 3/18	T T 2113479	2022/ 6/ 2	2025/ 3/18
T S 2512494	2019/ 1/22	2025/ 3/17	T T 6668945	2024/ 8/ 6	2025/ 3/17	T R 4948771	2015/11/ 4	2025/ 3/18	T T 2308996	2022/ 8/15	2025/ 3/18
T S 2810473	2019/ 3/ 1	2025/ 3/17	T T 6997355	2024/10/ 7	2025/ 3/17	T R 5039443	2015/11/12	2025/ 3/18	T T 2364072	2022/ 7/22	2025/ 3/18

T T 2465721	2022/ 9/16	2025/ 3/18	M J 2285272	2023/ 6/26	2025/ 3/19	T R 9481913	2017/11/22	2025/ 3/19	T T 2350427	2022/ 7/14	2025/ 3/19
T T 2613753	2022/10/ 3	2025/ 3/18	M J 2358580	2023/ 7/12	2025/ 3/19	T R 9578316	2017/11/27	2025/ 3/19	T T 2558558	2022/11/17	2025/ 3/19
T T 2960093	2023/ 2/15	2025/ 3/18	M J 2374459	2023/ 7/11	2025/ 3/19	T R 9649420	2017/12/21	2025/ 3/19	T T 2912082	2023/ 1/16	2025/ 3/19
T T 3057468	2023/ 2/28	2025/ 3/18	M J 2991147	2024/ 2/ 1	2025/ 3/19	T R 9649421	2017/12/21	2025/ 3/19	T T 3489113	2023/ 4/27	2025/ 3/19
T T 3162546	2023/ 3/ 2	2025/ 3/18	M J 3232654	2024/ 3/28	2025/ 3/19	T R 9687409	2017/12/19	2025/ 3/19	T T 3750816	2023/ 6/14	2025/ 3/19
T T 3322266	2023/ 4/ 6	2025/ 3/18	M J 3676544	2024/ 7/19	2025/ 3/19	T R 9734128	2017/12/22	2025/ 3/19	T T 3894755	2023/ 6/26	2025/ 3/19
T T 3897204	2023/ 6/26	2025/ 3/18	M J 3939708	2024/10/30	2025/ 3/19	T R 9855422	2018/ 1/12	2025/ 3/19	T T 4208718	2023/ 7/27	2025/ 3/19
T T 3997057	2023/ 7/12	2025/ 3/18	M J 3951054	2024/10/22	2025/ 3/19	T R 9882177	2018/ 1/17	2025/ 3/19	T T 4510188	2023/ 9/12	2025/ 3/19
T T 4094698	2023/ 7/25	2025/ 3/18	M J 4079585	2024/11/14	2025/ 3/19	T R 9923254	2018/ 1/15	2025/ 3/19	T T 4980627	2023/11/ 7	2025/ 3/19
T T 4195223	2023/ 8/ 3	2025/ 3/18	M J 4156239	2024/12/13	2025/ 3/19	T S 0035802	2018/ 1/29	2025/ 3/19	T T 5519871	2024/ 2/20	2025/ 3/19
T T 4263608	2023/ 8/22	2025/ 3/18	M J 4359993	2025/ 2/13	2025/ 3/19	T S 0100757	2018/ 1/30	2025/ 3/19	T T 5579491	2024/ 3/ 6	2025/ 3/19
T T 4747150	2023/10/16	2025/ 3/18	M J 4390884	2025/ 2/18	2025/ 3/19	T S 0193523	2018/ 2/22	2025/ 3/19	T T 5656455	2024/ 2/28	2025/ 3/19
T T 4834700	2023/10/30	2025/ 3/18	M J 4454631	2025/ 2/21	2025/ 3/19	T S 0196187	2018/ 2/22	2025/ 3/19	T T 5857259	2024/ 4/ 1	2025/ 3/19
T T 4920342	2023/11/ 7	2025/ 3/18	M J 4527076	2025/ 3/12	2025/ 3/19	T S 0594141	2018/ 4/12	2025/ 3/19	T T 6233599	2024/ 5/23	2025/ 3/19
T T 5244771	2024/ 1/26	2025/ 3/18	M J 4543484	2025/ 3/11	2025/ 3/19	T S 0652723	2018/ 5/ 7	2025/ 3/19	T T 6373375	2024/ 6/ 4	2025/ 3/19
T T 5538953	2024/ 3/ 4	2025/ 3/18	T R 3149423	2015/ 6/17	2025/ 3/19	T S 0683410	2018/ 5/ 9	2025/ 3/19	T T 6436807	2024/ 6/28	2025/ 3/19
T T 5986444	2024/ 4/15	2025/ 3/18	T R 3227011	2015/ 4/ 6	2025/ 3/19	T S 0741668	2018/ 5/14	2025/ 3/19	T T 6648189	2024/ 7/30	2025/ 3/19
T T 5990457	2024/ 5/ 1	2025/ 3/18	T R 3459047	2016/ 6/29	2025/ 3/19	T S 1063350	2018/ 6/27	2025/ 3/19	T T 6945854	2024/ 9/19	2025/ 3/19
T T 5992452	2024/ 4/11	2025/ 3/18	T R 3484160	2016/ 7/ 4	2025/ 3/19	T S 1377099	2018/ 8/ 6	2025/ 3/19	T T 7150008	2024/10/23	2025/ 3/19
T T 6423955	2024/ 7/12	2025/ 3/18	T R 4024993	2015/ 5/ 1	2025/ 3/19	T S 1761218	2018/ 9/28	2025/ 3/19	T T 7190082	2024/10/ 7	2025/ 3/19
T T 6451022	2024/ 7/16	2025/ 3/18	T R 4028407	2015/ 5/15	2025/ 3/19	T S 2261649	2018/12/14	2025/ 3/19	T T 7255251	2024/10/22	2025/ 3/19
T T 7016441	2024/ 9/12	2025/ 3/18	T R 4327538	2015/ 8/ 7	2025/ 3/19	T S 2315351	2018/12/18	2025/ 3/19	T T 7574709	2024/12/24	2025/ 3/19
T T 7018353	2024/ 9/ 9	2025/ 3/18	T R 4371021	2015/ 7/ 8	2025/ 3/19	T S 2926507	2019/ 3/ 6	2025/ 3/19	T T 7845820	2025/ 2/17	2025/ 3/19
T T 7041999	2024/ 9/17	2025/ 3/18	T R 4457228	2015/ 8/ 7	2025/ 3/19	T S 2979522	2019/ 3/15	2025/ 3/19	T T 7924231	2025/ 2/27	2025/ 3/19
T T 7235343	2024/11/ 1	2025/ 3/18	T R 4462594	2015/ 8/17	2025/ 3/19	T S 3032397	2019/ 3/19	2025/ 3/19	T T 8050370	2025/ 2/21	2025/ 3/19
T T 7447893	2024/12/19	2025/ 3/18	T R 4536888	2015/ 7/30	2025/ 3/19	T S 3113866	2019/ 3/28	2025/ 3/19	T Z 1083263	2015/10/26	2025/ 3/19
T T 7472002	2024/12/ 9	2025/ 3/18	T R 5088763	2015/12/16	2025/ 3/19	T S 3743253	2019/ 6/26	2025/ 3/19	T Z 1085567	2015/10/30	2025/ 3/19
T T 7723568	2025/ 1/29	2025/ 3/18	T R 5250837	2015/12/15	2025/ 3/19	T S 3807306	2019/ 6/28	2025/ 3/19	T Z 1091574	2015/12/16	2025/ 3/19
T T 7737554	2025/ 2/21	2025/ 3/18	T R 5322495	2016/ 1/22	2025/ 3/19	T S 3915694	2019/ 7/16	2025/ 3/19	T Z 1386547	2019/11/13	2025/ 3/19
T Z 1133988	2016/ 6/ 3	2025/ 3/18	T R 5394065	2015/12/24	2025/ 3/19	T S 4154993	2019/ 8/14	2025/ 3/19	T Z 2038965	2020/10/16	2025/ 3/19
T Z 1202896	2017/ 4/26	2025/ 3/18	T R 5711234	2016/ 3/15	2025/ 3/19	T S 4218327	2019/ 9/ 3	2025/ 3/19	T Z 2231478	2024/ 2/19	2025/ 3/19
T Z 1337080	2019/ 3/26	2025/ 3/18	T R 5859006	2016/ 4/ 1	2025/ 3/19	T S 4411967	2019/ 9/18	2025/ 3/19	M J 1464529	2021/10/11	2025/ 3/20
T Z 2177051	2023/ 3/28	2025/ 3/18	T R 5956096	2016/ 4/ 5	2025/ 3/19	T S 4474146	2019/ 9/24	2025/ 3/19	M J 2271855	2023/ 6/23	2025/ 3/20
T Z 2215546	2023/10/25	2025/ 3/18	T R 6428842	2016/ 8/17	2025/ 3/19	T S 4492304	2019/ 9/27	2025/ 3/19	M J 4078173	2024/11/21	2025/ 3/20
T Z 2224642	2024/ 1/31	2025/ 3/18	T R 6542476	2016/ 8/24	2025/ 3/19	T S 4511542	2019/ 9/30	2025/ 3/19	M Z 2087740	2022/ 7/12	2025/ 3/20
T Z 2258825	2024/ 7/11	2025/ 3/18	T R 7039059	2016/12/ 8	2025/ 3/19	T S 4560494	2019/10/10	2025/ 3/19	M Z 2089896	2022/ 3/25	2025/ 3/20
M J 1137294	2020/ 4/ 3	2025/ 3/19	T R 7423696	2017/ 1/13	2025/ 3/19	T S 4688761	2019/10/24	2025/ 3/19	M Z 2182872	2023/ 8/25	2025/ 3/20
M J 1211168	2020/ 7/ 6	2025/ 3/19	T R 7740299	2017/ 3/ 1	2025/ 3/19	T S 4954905	2019/11/28	2025/ 3/19	T R 3486519	2016/ 6/27	2025/ 3/20
M J 1217587	2020/ 9/ 2	2025/ 3/19	T R 7861298	2017/ 3/14	2025/ 3/19	T S 5028404	2019/12/16	2025/ 3/19	T R 7487112	2017/ 1/10	2025/ 3/20
M J 1313622	2022/11/18	2025/ 3/19	T R 7908799	2017/ 3/17	2025/ 3/19	T S 5173967	2020/ 1/22	2025/ 3/19	T S 3232410	2019/ 4/19	2025/ 3/20
M J 1315254	2022/ 1/19	2025/ 3/19	T R 8061979	2017/ 4/17	2025/ 3/19	T T 1146531	2020/ 2/26	2025/ 3/19	T T 5558652	2024/ 3/11	2025/ 3/20
M J 1347079	2021/ 7/15	2025/ 3/19	T R 8239738	2017/ 5/ 9	2025/ 3/19	T T 1358753	2020/ 4/24	2025/ 3/19	T T 7287474	2024/11/21	2025/ 3/20
M J 1537027	2022/ 4/14	2025/ 3/19	T R 8438131	2017/ 6/ 6	2025/ 3/19	T T 1515759	2022/ 3/ 7	2025/ 3/19	T Z 2134575	2022/ 7/ 7	2025/ 3/20
M J 1538003	2022/ 4/28	2025/ 3/19	T R 8804842	2017/ 8/ 4	2025/ 3/19	T T 1529983	2020/ 8/27	2025/ 3/19	M J 1161831	2020/ 4/ 3	2025/ 3/21
M J 1734192	2022/12/12	2025/ 3/19	T R 8873772	2017/ 8/ 9	2025/ 3/19	T T 1885837	2021/10/28	2025/ 3/19	M J 1244833	2021/ 4/ 8	2025/ 3/21
M J 1763281	2023/ 1/ 4	2025/ 3/19	T R 9164963	2017/ 9/22	2025/ 3/19	T T 2055435	2022/ 3/10	2025/ 3/19	M J 1266646	2021/12/16	2025/ 3/21
M J 2084962	2023/ 5/19	2025/ 3/19	T R 9277302	2017/10/ 3	2025/ 3/19	T T 2203798	2022/ 5/23	2025/ 3/19	M J 1309197	2021/ 1/12	2025/ 3/21

M J 1325624	2022/ 6/ 6	2025/ 3/21	T R 8963553	2018/ 4/ 2	2025/ 3/21	T T 5059127	2023/12/20	2025/ 3/21	M Z 2016159	2020/ 5/ 1	2025/ 3/24
M J 1325993	2021/ 5/18	2025/ 3/21	T R 9013504	2017/ 9/ 4	2025/ 3/21	T T 5475108	2024/ 2/19	2025/ 3/21	M Z 2067557	2021/11/18	2025/ 3/24
M J 1452819	2022/ 1/17	2025/ 3/21	T R 9013764	2017/ 9/ 4	2025/ 3/21	T T 5936149	2024/ 5/ 9	2025/ 3/21	M Z 2108799	2022/ 7/19	2025/ 3/24
M J 1480242	2021/12/23	2025/ 3/21	T R 9243604	2017/ 9/22	2025/ 3/21	T T 6202316	2024/ 5/22	2025/ 3/21	M Z 2187326	2023/ 7/11	2025/ 3/24
M J 1578004	2022/ 6/28	2025/ 3/21	T R 9328253	2017/10/17	2025/ 3/21	T T 6244568	2024/ 5/14	2025/ 3/21	T R 3331761	2016/ 6/ 7	2025/ 3/24
M J 1628650	2022/10/20	2025/ 3/21	T R 9651627	2017/12/ 6	2025/ 3/21	T T 6287642	2024/ 6/20	2025/ 3/21	T R 3480798	2016/ 6/28	2025/ 3/24
M J 1697277	2022/11/11	2025/ 3/21	T R 9971160	2018/ 1/26	2025/ 3/21	T T 6458005	2024/ 7/ 3	2025/ 3/21	T R 4190819	2015/ 8/11	2025/ 3/24
M J 1898149	2023/ 2/21	2025/ 3/21	T R 9990013	2018/ 2/ 5	2025/ 3/21	T T 6483314	2024/ 7/10	2025/ 3/21	T R 4760412	2015/ 9/14	2025/ 3/24
M J 2483291	2023/ 8/18	2025/ 3/21	T R 9990244	2018/ 2/ 5	2025/ 3/21	T T 6604924	2024/ 7/30	2025/ 3/21	T R 4774183	2015/ 9/ 4	2025/ 3/24
M J 2501669	2023/10/17	2025/ 3/21	T S 0374556	2018/ 3/28	2025/ 3/21	T T 7488662	2024/12/ 5	2025/ 3/21	T R 4962723	2015/10/13	2025/ 3/24
M J 2841156	2023/12/20	2025/ 3/21	T S 0478765	2018/ 4/ 6	2025/ 3/21	T T 7562981	2024/12/26	2025/ 3/21	T R 5109175	2015/12/10	2025/ 3/24
M J 2918519	2023/12/27	2025/ 3/21	T S 0489922	2018/ 4/ 6	2025/ 3/21	T T 7832782	2025/ 1/30	2025/ 3/21	T R 5286902	2016/ 1/13	2025/ 3/24
M J 3262511	2024/ 4/ 5	2025/ 3/21	T S 0603097	2018/ 4/25	2025/ 3/21	T T 7942435	2025/ 2/17	2025/ 3/21	T R 5422904	2016/ 1/27	2025/ 3/24
M J 3605236	2024/ 6/20	2025/ 3/21	T S 1114123	2018/ 7/ 2	2025/ 3/21	T T 7995711	2025/ 2/20	2025/ 3/21	T R 5433290	2016/ 1/13	2025/ 3/24
M J 3841077	2024/ 8/23	2025/ 3/21	T S 1513521	2018/ 9/ 5	2025/ 3/21	T T 8029336	2025/ 2/27	2025/ 3/21	T R 5595422	2016/ 2/ 8	2025/ 3/24
M J 3993532	2024/ 9/ 3	2025/ 3/21	T S 1520677	2018/ 8/22	2025/ 3/21	T Z 1149234	2016/11/18	2025/ 3/21	T R 5600178	2016/ 2/12	2025/ 3/24
T R 3598462	2015/ 4/ 1	2025/ 3/21	T S 1557416	2018/ 8/29	2025/ 3/21	T Z 2023227	2020/ 9/25	2025/ 3/21	T R 5666761	2016/ 3/ 1	2025/ 3/24
T R 3912556	2015/ 4/ 8	2025/ 3/21	T S 1626728	2018/ 8/29	2025/ 3/21	M J 1116101	2020/ 3/24	2025/ 3/24	T R 5666762	2016/ 3/ 1	2025/ 3/24
T R 3950193	2015/ 5/ 7	2025/ 3/21	T S 2042415	2018/11/ 6	2025/ 3/21	M J 1256403	2020/11/27	2025/ 3/24	T R 5710376	2016/ 3/11	2025/ 3/24
T R 4070347	2015/ 5/ 8	2025/ 3/21	T S 2221802	2018/11/30	2025/ 3/21	M J 1266247	2020/12/21	2025/ 3/24	T R 5795539	2016/ 3/10	2025/ 3/24
T R 4108783	2015/ 6/12	2025/ 3/21	T S 2391081	2019/ 1/10	2025/ 3/21	M J 1296675	2022/ 1/ 4	2025/ 3/24	T R 5899222	2016/ 3/18	2025/ 3/24
T R 4148005	2015/ 6/19	2025/ 3/21	T S 2716970	2019/ 2/13	2025/ 3/21	M J 1332253	2021/11/22	2025/ 3/24	T R 5906130	2016/ 4/ 1	2025/ 3/24
T R 4185739	2015/ 5/19	2025/ 3/21	T S 2796564	2019/ 2/21	2025/ 3/21	M J 1384307	2021/ 8/19	2025/ 3/24	T R 5938571	2016/ 3/31	2025/ 3/24
T R 4210902	2015/ 6/15	2025/ 3/21	T S 2801880	2019/ 2/27	2025/ 3/21	M J 1384308	2021/ 8/19	2025/ 3/24	T R 6216401	2016/ 5/23	2025/ 3/24
T R 4283500	2015/ 7/ 8	2025/ 3/21	T S 3064323	2019/ 3/19	2025/ 3/21	M J 1414660	2021/11/ 2	2025/ 3/24	T R 6243923	2016/ 7/15	2025/ 3/24
T R 4432013	2015/ 7/27	2025/ 3/21	T S 3496362	2019/ 5/24	2025/ 3/21	M J 1447747	2021/10/19	2025/ 3/24	T R 6271360	2016/ 7/11	2025/ 3/24
T R 4553144	2015/ 8/25	2025/ 3/21	T S 3760488	2019/ 6/28	2025/ 3/21	M J 1463187	2022/ 1/19	2025/ 3/24	T R 6468300	2016/ 8/12	2025/ 3/24
T R 4555334	2015/ 9/14	2025/ 3/21	T S 3961344	2019/ 7/13	2025/ 3/21	M J 1500223	2022/ 2/24	2025/ 3/24	T R 6522528	2016/ 8/24	2025/ 3/24
T R 5315987	2016/ 1/ 7	2025/ 3/21	T S 4746057	2019/11/15	2025/ 3/21	M J 1557742	2022/ 7/ 5	2025/ 3/24	T R 6526231	2016/ 8/26	2025/ 3/24
T R 5511556	2016/ 2/ 2	2025/ 3/21	T S 5334770	2020/ 1/29	2025/ 3/21	M J 1566223	2022/ 7/ 7	2025/ 3/24	T R 6591239	2016/ 8/26	2025/ 3/24
T R 5839808	2016/ 3/18	2025/ 3/21	T T 1239624	2020/ 4/ 7	2025/ 3/21	M J 1663038	2022/10/20	2025/ 3/24	T R 6861715	2016/10/ 7	2025/ 3/24
T R 5925086	2016/ 4/ 8	2025/ 3/21	T T 1643291	2020/11/30	2025/ 3/21	M J 1812000	2023/ 1/26	2025/ 3/24	T R 6951538	2016/10/27	2025/ 3/24
T R 6013951	2016/ 5/ 6	2025/ 3/21	T T 1847994	2021/ 7/26	2025/ 3/21	M J 1813297	2023/ 1/20	2025/ 3/24	T R 7077204	2016/11/16	2025/ 3/24
T R 6264165	2016/ 7/ 8	2025/ 3/21	T T 1927855	2021/12/ 8	2025/ 3/21	M J 2131963	2023/ 6/ 2	2025/ 3/24	T R 7246847	2016/12/ 7	2025/ 3/24
T R 6371363	2016/ 8/ 2	2025/ 3/21	T T 2088708	2022/ 4/14	2025/ 3/21	M J 2454858	2023/ 8/ 9	2025/ 3/24	T R 7281121	2016/12/21	2025/ 3/24
T R 6376479	2016/ 8/12	2025/ 3/21	T T 2338307	2022/ 7/ 7	2025/ 3/21	M J 2553786	2023/ 8/31	2025/ 3/24	T R 7458397	2017/ 1/16	2025/ 3/24
T R 6414583	2016/ 8/ 4	2025/ 3/21	T T 2356418	2022/ 7/13	2025/ 3/21	M J 2579507	2023/ 9/19	2025/ 3/24	T R 7546744	2017/ 2/ 3	2025/ 3/24
T R 6502959	2016/ 8/17	2025/ 3/21	T T 2561447	2022/10/27	2025/ 3/21	M J 3172990	2024/ 3/11	2025/ 3/24	T R 7741695	2017/ 3/ 6	2025/ 3/24
T R 6576332	2016/ 9/ 2	2025/ 3/21	T T 2625961	2022/10/ 9	2025/ 3/21	M J 3539223	2024/ 6/13	2025/ 3/24	T R 7892005	2017/ 3/21	2025/ 3/24
T R 6834228	2016/10/20	2025/ 3/21	T T 2691057	2022/10/27	2025/ 3/21	M J 3671763	2024/ 6/28	2025/ 3/24	T R 7917524	2017/ 3/17	2025/ 3/24
T R 7050053	2016/10/26	2025/ 3/21	T T 3453863	2023/ 4/11	2025/ 3/21	M J 3754472	2024/ 8/ 2	2025/ 3/24	T R 7952185	2017/ 3/28	2025/ 3/24
T R 7180035	2016/11/29	2025/ 3/21	T T 3562336	2023/ 5/17	2025/ 3/21	M J 4165435	2025/ 1/23	2025/ 3/24	T R 8196423	2017/ 5/11	2025/ 3/24
T R 7261599	2016/12/27	2025/ 3/21	T T 3903232	2023/ 6/29	2025/ 3/21	M J 4165436	2025/ 1/23	2025/ 3/24	T R 8227458	2017/ 4/27	2025/ 3/24
T R 8007215	2017/ 4/ 6	2025/ 3/21	T T 4222313	2023/ 8/ 1	2025/ 3/21	M J 4165450	2025/ 1/23	2025/ 3/24	T R 8236149	2017/ 5/12	2025/ 3/24
T R 8078364	2017/ 4/18	2025/ 3/21	T T 4235130	2023/ 8/ 4	2025/ 3/21	M J 4268172	2025/ 1/16	2025/ 3/24	T R 8762089	2017/ 7/25	2025/ 3/24
T R 8087741	2017/ 4/20	2025/ 3/21	T T 4524642	2023/ 9/15	2025/ 3/21	M J 4406192	2025/ 2/13	2025/ 3/24	T R 8864069	2017/ 8/ 8	2025/ 3/24
T R 8610962	2017/ 7/ 4	2025/ 3/21	T T 4956554	2023/11/ 8	2025/ 3/21	M J 4574067	2025/ 3/14	2025/ 3/24	T R 9140173	2017/ 9/13	2025/ 3/24

T R 9246767	2017/ 9/25	2025/ 3/24	T S 4253543	2019/ 8/28	2025/ 3/24	T T 7314666	2024/11/25	2025/ 3/24	T R 3282244	2016/ 5/31	2025/ 3/25
T R 9392940	2017/10/18	2025/ 3/24	T S 4313596	2019/ 8/17	2025/ 3/24	T T 7349378	2024/12/ 4	2025/ 3/24	T R 3298620	2016/ 6/ 9	2025/ 3/25
T R 9434622	2017/10/27	2025/ 3/24	T S 4624862	2019/10/28	2025/ 3/24	T T 7922130	2025/ 2/18	2025/ 3/24	T R 4212202	2015/ 5/21	2025/ 3/25
T R 9438977	2017/10/30	2025/ 3/24	T S 4662648	2019/10/28	2025/ 3/24	T T 8021859	2025/ 3/ 7	2025/ 3/24	T R 4283690	2015/ 7/ 8	2025/ 3/25
T R 9682904	2017/12/ 5	2025/ 3/24	T S 4821791	2019/11/21	2025/ 3/24	T T 8029202	2025/ 2/26	2025/ 3/24	T R 4319395	2015/ 7/24	2025/ 3/25
T R 9883153	2018/ 1/24	2025/ 3/24	T S 4826737	2019/11/18	2025/ 3/24	T T 8137478	2025/ 3/14	2025/ 3/24	T R 4413836	2015/ 7/13	2025/ 3/25
T R 9940932	2018/ 1/16	2025/ 3/24	T S 4953618	2019/12/12	2025/ 3/24	T Z 1139971	2016/ 6/13	2025/ 3/24	T R 4432051	2015/ 7/27	2025/ 3/25
T S 0031706	2018/ 2/ 5	2025/ 3/24	T S 4993790	2019/12/14	2025/ 3/24	T Z 1212438	2017/ 6/21	2025/ 3/24	T R 4504229	2015/ 7/21	2025/ 3/25
T S 0172825	2018/ 2/21	2025/ 3/24	T S 5197054	2020/ 1/15	2025/ 3/24	T Z 1231712	2017/11/28	2025/ 3/24	T R 4853987	2015/ 9/30	2025/ 3/25
T S 0400845	2018/ 3/16	2025/ 3/24	T S 5257831	2020/ 1/27	2025/ 3/24	T Z 2075406	2021/ 6/14	2025/ 3/24	T R 4980444	2015/11/ 5	2025/ 3/25
T S 0416663	2018/ 3/28	2025/ 3/24	T S 5353020	2020/ 2/ 4	2025/ 3/24	T Z 2084643	2021/ 9/16	2025/ 3/24	T R 5065166	2015/11/10	2025/ 3/25
T S 0577146	2018/ 4/20	2025/ 3/24	T T 1187981	2020/ 3/ 6	2025/ 3/24	T Z 2179087	2024/ 2/ 2	2025/ 3/24	T R 5207081	2015/11/27	2025/ 3/25
T S 0625642	2018/ 4/23	2025/ 3/24	T T 1256019	2020/ 3/23	2025/ 3/24	T Z 2213750	2023/12/22	2025/ 3/24	T R 5417029	2016/ 1/19	2025/ 3/25
T S 0693906	2018/ 5/11	2025/ 3/24	T T 1261091	2020/ 3/31	2025/ 3/24	T Z 2247116	2024/ 4/24	2025/ 3/24	T R 5442766	2016/ 1/14	2025/ 3/25
T S 0904752	2018/ 6/ 5	2025/ 3/24	T T 2168877	2022/ 4/26	2025/ 3/24	M J 1074036	2020/ 6/11	2025/ 3/25	T R 5481053	2016/ 2/19	2025/ 3/25
T S 0925665	2018/ 6/ 4	2025/ 3/24	T T 2189279	2022/ 6/15	2025/ 3/24	M J 1082089	2020/ 3/25	2025/ 3/25	T R 5481381	2016/ 2/22	2025/ 3/25
T S 1251280	2018/ 7/15	2025/ 3/24	T T 2194346	2022/ 5/18	2025/ 3/24	M J 1328076	2022/ 1/17	2025/ 3/25	T R 5697075	2016/ 2/24	2025/ 3/25
T S 1375853	2018/ 8/ 3	2025/ 3/24	T T 2812467	2023/ 1/ 5	2025/ 3/24	M J 1347346	2021/ 8/11	2025/ 3/25	T R 5821910	2016/ 3/30	2025/ 3/25
T S 1433711	2018/ 8/17	2025/ 3/24	T T 2829219	2022/12/16	2025/ 3/24	M J 1392621	2022/ 4/18	2025/ 3/25	T R 5828588	2016/ 3/17	2025/ 3/25
T S 1482918	2018/ 9/25	2025/ 3/24	T T 2868520	2023/ 1/12	2025/ 3/24	M J 1420927	2021/ 6/11	2025/ 3/25	T R 6158279	2016/ 5/23	2025/ 3/25
T S 1599578	2018/ 8/31	2025/ 3/24	T T 2874148	2023/ 2/ 3	2025/ 3/24	M J 1439225	2021/11/12	2025/ 3/25	T R 6290223	2016/ 7/15	2025/ 3/25
T S 1602028	2018/ 9/ 6	2025/ 3/24	T T 3084329	2023/ 2/17	2025/ 3/24	M J 1501889	2022/ 3/31	2025/ 3/25	T R 6546175	2016/ 9/ 1	2025/ 3/25
T S 1707227	2018/ 9/19	2025/ 3/24	T T 3252265	2023/ 3/28	2025/ 3/24	M J 1716349	2022/12/21	2025/ 3/25	T R 6660631	2016/ 9/ 6	2025/ 3/25
T S 1813386	2018/10/ 3	2025/ 3/24	T T 3662721	2023/ 6/ 9	2025/ 3/24	M J 1845455	2023/ 1/17	2025/ 3/25	T R 6981103	2016/11/ 7	2025/ 3/25
T S 1822128	2018/10/10	2025/ 3/24	T T 3963334	2023/ 7/ 5	2025/ 3/24	M J 1914001	2023/ 3/10	2025/ 3/25	T R 7037429	2016/11/15	2025/ 3/25
T S 1868765	2018/10/11	2025/ 3/24	T T 3984289	2023/ 6/30	2025/ 3/24	M J 1914002	2023/ 3/10	2025/ 3/25	T R 7311491	2016/12/21	2025/ 3/25
T S 1939939	2018/10/18	2025/ 3/24	T T 4247917	2023/ 8/21	2025/ 3/24	M J 1929896	2023/ 3/ 7	2025/ 3/25	T R 7662768	2017/ 2/20	2025/ 3/25
T S 1998764	2018/11/ 1	2025/ 3/24	T T 4708425	2023/10/16	2025/ 3/24	M J 1948133	2023/ 4/ 3	2025/ 3/25	T R 7726643	2017/ 2/21	2025/ 3/25
T S 2123238	2018/11/15	2025/ 3/24	T T 4811498	2023/10/25	2025/ 3/24	M J 2149271	2023/ 5/15	2025/ 3/25	T R 7753032	2017/ 2/27	2025/ 3/25
T S 2209717	2018/12/10	2025/ 3/24	T T 4876511	2023/11/22	2025/ 3/24	M J 2200203	2023/ 5/31	2025/ 3/25	T R 7880112	2017/ 3/16	2025/ 3/25
T S 2229336	2018/12/ 7	2025/ 3/24	T T 4947131	2023/12/ 5	2025/ 3/24	M J 2569167	2023/ 8/21	2025/ 3/25	T R 8044995	2017/ 4/11	2025/ 3/25
T S 2431898	2019/ 1/ 8	2025/ 3/24	T T 5023051	2023/11/24	2025/ 3/24	M J 2578539	2023/ 9/11	2025/ 3/25	T R 8086519	2017/ 4/14	2025/ 3/25
T S 2606652	2020/ 2/ 6	2025/ 3/24	T T 5062654	2023/12/ 1	2025/ 3/24	M J 2578540	2023/ 9/11	2025/ 3/25	T R 8573938	2017/ 6/30	2025/ 3/25
T S 2682053	2019/ 2/ 1	2025/ 3/24	T T 5298885	2024/ 1/22	2025/ 3/24	M J 2652846	2023/10/ 6	2025/ 3/25	T R 8938298	2017/ 8/10	2025/ 3/25
T S 2705708	2019/ 2/ 6	2025/ 3/24	T T 5520685	2024/ 2/27	2025/ 3/24	M J 2691338	2023/10/23	2025/ 3/25	T R 9054536	2017/ 8/24	2025/ 3/25
T S 2845677	2019/ 3/ 1	2025/ 3/24	T T 5520686	2024/ 2/27	2025/ 3/24	M J 2863882	2024/ 1/11	2025/ 3/25	T R 9100728	2017/ 8/25	2025/ 3/25
T S 2938958	2019/ 3/ 9	2025/ 3/24	T T 5692301	2024/ 3/15	2025/ 3/24	M J 2958111	2024/ 1/18	2025/ 3/25	T R 9121121	2017/ 9/13	2025/ 3/25
T S 3002386	2019/ 3/14	2025/ 3/24	T T 5725748	2024/ 3/ 6	2025/ 3/24	M J 3088084	2024/ 3/11	2025/ 3/25	T R 9236211	2017/ 9/29	2025/ 3/25
T S 3135008	2019/ 3/15	2025/ 3/24	T T 6081345	2024/ 5/ 8	2025/ 3/24	M J 3524479	2024/ 5/29	2025/ 3/25	T R 9291681	2017/10/ 6	2025/ 3/25
T S 3418847	2019/ 5/20	2025/ 3/24	T T 6355929	2024/ 6/18	2025/ 3/24	M J 3610339	2024/ 6/27	2025/ 3/25	T R 9469698	2017/11/10	2025/ 3/25
T S 3432584	2019/ 5/16	2025/ 3/24	T T 6520743	2024/ 6/27	2025/ 3/24	M J 3727233	2024/ 8/ 2	2025/ 3/25	T R 9470221	2017/11/ 7	2025/ 3/25
T S 3620786	2019/ 6/ 6	2025/ 3/24	T T 6624339	2024/ 8/ 8	2025/ 3/24	M J 4245263	2024/12/13	2025/ 3/25	T S 0069356	2018/ 1/30	2025/ 3/25
T S 3748304	2019/ 6/24	2025/ 3/24	T T 6641238	2024/ 8/ 5	2025/ 3/24	M J 4520085	2025/ 3/14	2025/ 3/25	T S 0131442	2018/ 2/13	2025/ 3/25
T S 3919317	2019/ 7/11	2025/ 3/24	T T 6677713	2024/ 8/21	2025/ 3/24	M J 4549509	2025/ 3/18	2025/ 3/25	T S 0550565	2018/ 4/17	2025/ 3/25
T S 4227188	2019/ 8/26	2025/ 3/24	T T 6690962	2024/ 7/31	2025/ 3/24	M J 4564087	2025/ 3/14	2025/ 3/25	T S 0774742	2018/ 5/25	2025/ 3/25
T S 4231942	2019/ 8/19	2025/ 3/24	T T 6939950	2024/ 9/25	2025/ 3/24	M Z 2254199	2025/ 2/12	2025/ 3/25	T S 0868542	2018/ 5/30	2025/ 3/25
T S 4233760	2019/ 8/22	2025/ 3/24	T T 6940968	2024/ 9/17	2025/ 3/24	T R 3253997	2015/ 4/16	2025/ 3/25	T S 0891618	2018/ 6/ 6	2025/ 3/25

23 令和7年5月15日木曜日	報 告 書 （号外第107号）	T S 1210888	2018/ 7/17	2025/ 3/25	T T 5282626	2024/ 1/31	2025/ 3/25	T R 5609387	2016/ 2/25	2025/ 3/26	T S 3980126	2019/ 7/18	2025/ 3/26
		T S 1491432	2018/ 8/28	2025/ 3/25	T T 5334943	2024/ 1/30	2025/ 3/25	T R 5765514	2016/ 2/26	2025/ 3/26	T S 4483450	2019/ 9/27	2025/ 3/26
		T S 1591577	2018/ 9/14	2025/ 3/25	T T 5375101	2024/ 1/25	2025/ 3/25	T R 5827065	2016/ 3/28	2025/ 3/26	T S 4606228	2019/10/25	2025/ 3/26
		T S 1790921	2018/10/ 4	2025/ 3/25	T T 5913924	2024/ 4/ 9	2025/ 3/25	T R 5993318	2016/ 4/ 8	2025/ 3/26	T S 4755918	2019/11/12	2025/ 3/26
		T S 1791893	2018/ 9/21	2025/ 3/25	T T 6023739	2024/ 5/ 2	2025/ 3/25	T R 6122850	2016/ 5/16	2025/ 3/26	T S 4848473	2019/11/25	2025/ 3/26
		T S 1849227	2018/10/ 9	2025/ 3/25	T T 6935978	2024/ 9/12	2025/ 3/25	T R 6218504	2016/ 5/23	2025/ 3/26	T S 5283609	2020/ 1/23	2025/ 3/26
		T S 1937140	2018/11/ 9	2025/ 3/25	T T 7277683	2024/10/25	2025/ 3/25	T R 6277534	2016/ 7/ 6	2025/ 3/26	T T 1315850	2020/ 6/19	2025/ 3/26
		T S 2200024	2018/11/29	2025/ 3/25	T T 7280900	2024/11/ 5	2025/ 3/25	T R 6349426	2016/ 7/19	2025/ 3/26	T T 1639907	2021/ 6/28	2025/ 3/26
		T S 2228328	2018/12/ 7	2025/ 3/25	T T 7454370	2024/11/29	2025/ 3/25	T R 6650079	2016/ 9/ 6	2025/ 3/26	T T 1831433	2021/ 7/ 9	2025/ 3/26
		T S 2468370	2019/ 1/23	2025/ 3/25	T T 7610333	2025/ 1/17	2025/ 3/25	T R 6677288	2016/ 9/29	2025/ 3/26	T T 1986903	2021/12/10	2025/ 3/26
		T S 2708691	2019/ 2/12	2025/ 3/25	T T 7911095	2025/ 2/ 3	2025/ 3/25	T R 7412633	2017/ 1/17	2025/ 3/26	T T 2605527	2022/10/12	2025/ 3/26
		T S 2909420	2019/ 3/ 4	2025/ 3/25	T Z 1149115	2016/ 8/18	2025/ 3/25	T R 7431108	2017/ 1/20	2025/ 3/26	T T 2618825	2022/10/20	2025/ 3/26
		T S 2949064	2019/ 3/22	2025/ 3/25	T Z 2099309	2021/12/20	2025/ 3/25	T R 7595418	2017/ 2/ 7	2025/ 3/26	T T 2710900	2022/11/25	2025/ 3/26
		T S 3267651	2019/ 4/16	2025/ 3/25	T Z 2253897	2024/ 5/ 2	2025/ 3/25	T R 7740176	2017/ 2/28	2025/ 3/26	T T 2766810	2022/12/15	2025/ 3/26
		T S 3531541	2019/ 5/28	2025/ 3/25	M J 1211632	2020/ 7/29	2025/ 3/26	T R 8002606	2017/ 4/ 6	2025/ 3/26	T T 2767332	2022/12/16	2025/ 3/26
		T S 3757420	2019/ 6/25	2025/ 3/25	M J 1259982	2022/10/11	2025/ 3/26	T R 8025466	2017/ 4/ 7	2025/ 3/26	T T 2854628	2023/ 2/ 3	2025/ 3/26
		T S 3951071	2019/ 7/19	2025/ 3/25	M J 1299056	2022/11/25	2025/ 3/26	T R 8155664	2017/ 4/25	2025/ 3/26	T T 2985565	2023/ 2/ 9	2025/ 3/26
		T S 4007992	2019/ 7/29	2025/ 3/25	M J 1505485	2022/ 4/ 4	2025/ 3/26	T R 8429844	2017/ 6/ 7	2025/ 3/26	T T 3153710	2023/ 3/ 7	2025/ 3/26
		T S 4022842	2019/ 7/26	2025/ 3/25	M J 1518932	2022/ 5/16	2025/ 3/26	T R 8631906	2017/ 7/ 7	2025/ 3/26	T T 3217197	2023/ 3/22	2025/ 3/26
		T S 4730462	2019/11/ 8	2025/ 3/25	M J 1783029	2022/12/22	2025/ 3/26	T R 8705109	2017/ 7/24	2025/ 3/26	T T 3217198	2023/ 3/22	2025/ 3/26
		T S 4762145	2019/11/11	2025/ 3/25	M J 2328233	2023/ 7/14	2025/ 3/26	T R 8843623	2017/ 7/27	2025/ 3/26	T T 3279547	2023/ 3/20	2025/ 3/26
		T S 4902899	2019/11/28	2025/ 3/25	M J 2675804	2023/10/24	2025/ 3/26	T R 9238012	2017/ 9/28	2025/ 3/26	T T 3303232	2023/ 3/29	2025/ 3/26
		T S 5078692	2019/12/26	2025/ 3/25	M J 2869444	2023/12/22	2025/ 3/26	T R 9441291	2017/10/25	2025/ 3/26	T T 3405040	2023/ 4/19	2025/ 3/26
		T S 5261372	2020/ 1/22	2025/ 3/25	M J 3097546	2024/ 2/ 7	2025/ 3/26	T R 9451748	2017/10/31	2025/ 3/26	T T 3504124	2023/ 4/28	2025/ 3/26
		T T 1583904	2020/10/ 7	2025/ 3/25	M J 3349599	2024/ 4/23	2025/ 3/26	T R 9900336	2018/ 1/22	2025/ 3/26	T T 3553441	2023/ 5/ 9	2025/ 3/26
		T T 1584054	2020/10/ 7	2025/ 3/25	M J 3638103	2024/ 6/20	2025/ 3/26	T R 9939212	2018/ 1/17	2025/ 3/26	T T 3657499	2023/ 5/25	2025/ 3/26
		T T 1633172	2021/ 2/ 2	2025/ 3/25	M J 3840031	2024/ 8/19	2025/ 3/26	T S 0010103	2018/ 1/25	2025/ 3/26	T T 3810775	2023/ 6/13	2025/ 3/26
		T T 1655552	2021/ 2/15	2025/ 3/25	M J 4271254	2024/12/27	2025/ 3/26	T S 0279940	2018/ 3/ 9	2025/ 3/26	T T 4129575	2023/ 8/ 7	2025/ 3/26
		T T 1698279	2021/ 3/26	2025/ 3/25	M J 4432830	2025/ 2/26	2025/ 3/26	T S 0544834	2018/ 4/20	2025/ 3/26	T T 4190432	2023/ 8/ 1	2025/ 3/26
		T T 1926734	2021/11/26	2025/ 3/25	M J 4461814	2025/ 3/ 4	2025/ 3/26	T S 0658426	2018/ 5/21	2025/ 3/26	T T 4641086	2023/10/10	2025/ 3/26
		T T 1980614	2022/ 1/26	2025/ 3/25	M Z 2125859	2022/ 8/23	2025/ 3/26	T S 0664120	2018/ 5/10	2025/ 3/26	T T 4659121	2023/10/13	2025/ 3/26
		T T 2270918	2022/ 7/ 5	2025/ 3/25	T R 3177198	2015/ 4/ 7	2025/ 3/26	T S 0673177	2018/ 5/ 7	2025/ 3/26	T T 4897258	2023/11/13	2025/ 3/26
		T T 2416807	2022/ 8/15	2025/ 3/25	T R 3942254	2015/ 5/21	2025/ 3/26	T S 1154942	2018/ 7/12	2025/ 3/26	T T 5345808	2024/ 2/ 6	2025/ 3/26
		T T 2586151	2022/10/17	2025/ 3/25	T R 4043046	2015/ 5/12	2025/ 3/26	T S 1694890	2018/ 9/11	2025/ 3/26	T T 5380860	2024/ 2/ 9	2025/ 3/26
		T T 2808938	2023/ 1/11	2025/ 3/25	T R 4423140	2015/ 7/10	2025/ 3/26	T S 1808581	2018/10/ 5	2025/ 3/26	T T 5739793	2024/ 3/27	2025/ 3/26
		T T 2849746	2023/ 1/10	2025/ 3/25	T R 4543485	2015/ 8/13	2025/ 3/26	T S 1885746	2018/10/17	2025/ 3/26	T T 5902772	2024/ 4/10	2025/ 3/26
		T T 3394037	2023/ 4/11	2025/ 3/25	T R 4651363	2015/ 8/20	2025/ 3/26	T S 1943323	2018/10/24	2025/ 3/26	T T 5958412	2024/ 4/18	2025/ 3/26
		T T 3728906	2023/ 6/ 9	2025/ 3/25	T R 4734216	2015/ 8/27	2025/ 3/26	T S 1973386	2018/10/29	2025/ 3/26	T T 6138902	2024/ 5/16	2025/ 3/26
		T T 3802128	2023/ 6/ 9	2025/ 3/25	T R 4847736	2015/10/28	2025/ 3/26	T S 2091916	2018/11/15	2025/ 3/26	T T 6532369	2024/ 7/23	2025/ 3/26
		T T 3958363	2023/ 6/30	2025/ 3/25	T R 4877886	2015/ 9/14	2025/ 3/26	T S 2146502	2018/11/21	2025/ 3/26	T T 7020012	2024/ 9/ 6	2025/ 3/26
		T T 3961910	2023/ 7/ 3	2025/ 3/25	T R 4897668	2015/ 9/ 9	2025/ 3/26	T S 2338660	2018/12/20	2025/ 3/26	T T 7163244	2024/10/15	2025/ 3/26
		T T 3985948	2023/ 7/ 3	2025/ 3/25	T R 4987095	2015/11/27	2025/ 3/26	T S 2405428	2019/ 1/ 8	2025/ 3/26	T T 7286875	2024/11/18	2025/ 3/26
		T T 4029958	2023/ 7/ 2	2025/ 3/25	T R 5050159	2015/10/28	2025/ 3/26	T S 2673360	2019/ 2/13	2025/ 3/26	T T 7639425	2024/12/24	2025/ 3/26
		T T 4171237	2023/ 7/13	2025/ 3/25	T R 5065399	2015/11/10	2025/ 3/26	T S 2984018	2019/ 3/15	2025/ 3/26	T T 7791775	2025/ 3/ 4	2025/ 3/26
		T T 4279759	2023/ 8/15	2025/ 3/25	T R 5095442	2015/11/19	2025/ 3/26	T S 3230407	2019/ 4/17	2025/ 3/26	T T 8088121	2025/ 3/ 7	2025/ 3/26
		T T 4505004	2023/ 8/31	2025/ 3/25	T R 5433331	2016/ 1/13	2025/ 3/26	T S 3551987	2019/ 5/29	2025/ 3/26	T Z 1193950	2017/ 4/ 5	2025/ 3/26
		T T 4858112	2023/11/14	2025/ 3/25	T R 5446970	2016/ 1/18	2025/ 3/26	T S 3883186	2019/ 7/11	2025/ 3/26	T Z 1342805	2019/ 3/ 6	2025/ 3/26

令和7年5月15日 木曜日

報

(号外第107号)

24

T Z 2228341	2024/ 2/21	2025/ 3/26	T R 5956731	2016/ 4/ 6	2025/ 3/27	T S 3420378	2019/ 5/14	2025/ 3/27	T Z 1157174	2016/ 9/15	2025/ 3/27
M J 1165166	2021/ 7/ 9	2025/ 3/27	T R 6173234	2016/ 5/26	2025/ 3/27	T S 3487718	2019/ 5/14	2025/ 3/27	T Z 1209796	2017/ 6/13	2025/ 3/27
M J 1210402	2020/ 6/11	2025/ 3/27	T R 6212995	2016/ 5/17	2025/ 3/27	T S 3513014	2019/ 6/ 3	2025/ 3/27	T Z 1256569	2018/ 2/16	2025/ 3/27
M J 1247998	2021/ 8/31	2025/ 3/27	T R 6220022	2016/ 5/12	2025/ 3/27	T S 3754796	2019/ 6/27	2025/ 3/27	T Z 1291336	2018/ 6/26	2025/ 3/27
M J 1356321	2022/ 6/27	2025/ 3/27	T R 6334920	2016/ 7/11	2025/ 3/27	T S 3965076	2019/ 7/17	2025/ 3/27	T Z 2098690	2021/ 12/21	2025/ 3/27
M J 1436301	2021/ 7/19	2025/ 3/27	T R 6406139	2016/ 8/ 3	2025/ 3/27	T S 4236390	2019/ 8/28	2025/ 3/27	M J 1187133	2021/ 7/12	2025/ 3/28
M J 1478639	2022/ 7/ 1	2025/ 3/27	T R 6418152	2016/ 8/ 1	2025/ 3/27	T S 4436500	2019/ 9/20	2025/ 3/27	M J 1193297	2020/ 4/14	2025/ 3/28
M J 1626300	2022/ 9/ 5	2025/ 3/27	T R 6435982	2016/ 8/ 3	2025/ 3/27	T S 4438191	2019/ 9/24	2025/ 3/27	M J 1260732	2022/ 6/ 1	2025/ 3/28
M J 2061282	2023/ 4/25	2025/ 3/27	T R 6556911	2016/ 9/ 7	2025/ 3/27	T S 4535432	2019/10/ 8	2025/ 3/27	M J 1305658	2021/ 3/ 8	2025/ 3/28
M J 2063371	2023/ 5/30	2025/ 3/27	T R 6665839	2016/10/13	2025/ 3/27	T S 4600152	2019/10/17	2025/ 3/27	M J 1328570	2022/ 3/ 1	2025/ 3/28
M J 2219766	2023/ 6/20	2025/ 3/27	T R 6813094	2016/10/11	2025/ 3/27	T S 4941458	2019/12/ 3	2025/ 3/27	M J 1371942	2021/ 5/24	2025/ 3/28
M J 2219767	2023/ 6/20	2025/ 3/27	T R 6818431	2016/10/11	2025/ 3/27	T S 4971489	2019/12/13	2025/ 3/27	M J 1473522	2022/ 1/18	2025/ 3/28
M J 2651924	2023/ 9/29	2025/ 3/27	T R 6841738	2016/10/ 5	2025/ 3/27	T S 5017158	2019/12/19	2025/ 3/27	M J 1507252	2022/ 5/19	2025/ 3/28
M J 2741934	2023/11/ 8	2025/ 3/27	T R 7209909	2016/12/15	2025/ 3/27	T S 5060984	2019/12/24	2025/ 3/27	M J 1604873	2022/ 7/19	2025/ 3/28
M J 2777237	2023/10/30	2025/ 3/27	T R 7283700	2016/12/28	2025/ 3/27	T S 5091059	2020/ 1/14	2025/ 3/27	M J 1729385	2022/11/ 8	2025/ 3/28
M J 3259076	2024/ 4/16	2025/ 3/27	T R 7413319	2017/ 1/18	2025/ 3/27	T S 5144522	2020/ 1/ 8	2025/ 3/27	M J 1783791	2023/ 1/ 5	2025/ 3/28
M J 3303177	2024/ 4/15	2025/ 3/27	T R 7586663	2017/ 2/ 6	2025/ 3/27	T S 5152762	2020/ 1/14	2025/ 3/27	M J 1956333	2023/ 3/14	2025/ 3/28
M J 3858126	2024/ 8/29	2025/ 3/27	T R 7588346	2017/ 2/ 3	2025/ 3/27	T S 5285791	2020/ 1/28	2025/ 3/27	M J 2213764	2023/ 6/19	2025/ 3/28
M J 4088974	2024/11/ 1	2025/ 3/27	T R 7638805	2017/ 2/ 6	2025/ 3/27	T S 5315576	2020/ 1/22	2025/ 3/27	M J 2222408	2023/ 6/ 1	2025/ 3/28
M J 4437552	2025/ 2/13	2025/ 3/27	T R 7739154	2017/ 3/ 9	2025/ 3/27	T S 5316472	2020/ 1/29	2025/ 3/27	M J 2995522	2024/ 1/26	2025/ 3/28
M J 4558349	2025/ 3/13	2025/ 3/27	T R 7745871	2017/ 2/21	2025/ 3/27	T S 5368025	2020/ 2/ 4	2025/ 3/27	M J 4245209	2024/12/10	2025/ 3/28
M Z 2128091	2022/ 6/14	2025/ 3/27	T R 7859770	2017/ 3/10	2025/ 3/27	T T 1530050	2020/ 8/27	2025/ 3/27	M J 4331386	2025/ 1/10	2025/ 3/28
T R 3341981	2016/ 6/ 1	2025/ 3/27	T R 8084147	2017/ 4/13	2025/ 3/27	T T 1983969	2022/ 4/25	2025/ 3/27	M J 4512984	2025/ 3/ 7	2025/ 3/28
T R 3399550	2016/ 6/21	2025/ 3/27	T R 8098409	2017/ 4/ 7	2025/ 3/27	T T 2259832	2022/ 8/ 4	2025/ 3/27	M Z 2127157	2022/ 6/22	2025/ 3/28
T R 3502566	2016/ 7/ 4	2025/ 3/27	T R 8251142	2017/ 5/11	2025/ 3/27	T T 2281823	2022/ 6/17	2025/ 3/27	T R 3379964	2016/ 7/20	2025/ 3/28
T R 3525475	2016/ 7/11	2025/ 3/27	T R 8510819	2017/ 6/15	2025/ 3/27	T T 2767905	2022/12/19	2025/ 3/27	T R 3906379	2015/ 5/11	2025/ 3/28
T R 3910498	2015/ 5/ 1	2025/ 3/27	T R 8635280	2017/ 7/ 3	2025/ 3/27	T T 2928959	2023/ 1/27	2025/ 3/27	T R 3972141	2015/ 4/20	2025/ 3/28
T R 3959333	2015/ 5/14	2025/ 3/27	T R 8745494	2017/ 7/14	2025/ 3/27	T T 2937765	2023/ 1/30	2025/ 3/27	T R 4179965	2015/ 6/26	2025/ 3/28
T R 3984928	2015/ 5/25	2025/ 3/27	T R 8765849	2017/ 7/25	2025/ 3/27	T T 3203447	2023/ 3/ 4	2025/ 3/27	T R 4241572	2015/ 6/30	2025/ 3/28
T R 4133286	2015/ 5/22	2025/ 3/27	T R 8925505	2017/ 8/18	2025/ 3/27	T T 3407598	2023/ 4/25	2025/ 3/27	T R 4451148	2015/ 8/14	2025/ 3/28
T R 4212499	2015/ 5/26	2025/ 3/27	T R 8933050	2017/ 8/21	2025/ 3/27	T T 3683705	2023/ 6/ 1	2025/ 3/27	T R 4465954	2015/ 8/ 6	2025/ 3/28
T R 4229141	2015/ 6/ 2	2025/ 3/27	T R 9466231	2017/11/ 6	2025/ 3/27	T T 3946038	2023/ 7/ 4	2025/ 3/27	T R 4870096	2015/10/ 7	2025/ 3/28
T R 4346736	2015/ 7/ 9	2025/ 3/27	T R 9466350	2017/11/ 6	2025/ 3/27	T T 4067410	2023/ 7/19	2025/ 3/27	T R 4930713	2015/10/20	2025/ 3/28
T R 4399266	2015/ 7/15	2025/ 3/27	T R 9711610	2017/12/15	2025/ 3/27	T T 4166100	2023/ 8/15	2025/ 3/27	T R 4974925	2015/10/14	2025/ 3/28
T R 4409406	2015/ 8/ 5	2025/ 3/27	T R 9800158	2017/12/26	2025/ 3/27	T T 4371903	2023/ 8/25	2025/ 3/27	T R 4986750	2015/11/25	2025/ 3/28
T R 4463409	2015/ 8/20	2025/ 3/27	T S 0001726	2018/ 1/23	2025/ 3/27	T T 4538856	2023/ 9/25	2025/ 3/27	T R 5180014	2015/12/ 7	2025/ 3/28
T R 4661669	2015/ 8/13	2025/ 3/27	T S 0076896	2018/ 2/ 8	2025/ 3/27	T T 4787679	2023/10/18	2025/ 3/27	T R 5365995	2016/ 1/ 5	2025/ 3/28
T R 4850559	2015/10/ 2	2025/ 3/27	T S 0278030	2018/ 3/ 5	2025/ 3/27	T T 5270643	2024/ 1/31	2025/ 3/27	T R 5395704	2016/ 1/ 8	2025/ 3/28
T R 5063744	2015/11/ 5	2025/ 3/27	T S 0879132	2018/ 5/31	2025/ 3/27	T T 5879249	2024/ 4/18	2025/ 3/27	T R 5760604	2016/ 3/10	2025/ 3/28
T R 5082100	2015/11/ 6	2025/ 3/27	T S 1044162	2018/ 6/20	2025/ 3/27	T T 5955005	2024/ 4/10	2025/ 3/27	T R 5775070	2016/ 3/16	2025/ 3/28
T R 5112619	2015/11/12	2025/ 3/27	T S 2669422	2019/ 1/31	2025/ 3/27	T T 6185420	2024/ 5/22	2025/ 3/27	T R 5864803	2016/ 4/ 6	2025/ 3/28
T R 5169192	2015/12/18	2025/ 3/27	T S 2851613	2019/ 2/27	2025/ 3/27	T T 6345538	2024/ 6/24	2025/ 3/27	T R 6039336	2016/ 4/20	2025/ 3/28
T R 5411793	2015/12/21	2025/ 3/27	T S 3116166	2019/ 3/17	2025/ 3/27	T T 6712109	2024/ 8/ 6	2025/ 3/27	T R 6182966	2016/ 6/ 2	2025/ 3/28
T R 5492287	2016/ 1/20	2025/ 3/27	T S 3168545	2019/ 4/ 8	2025/ 3/27	T T 7094258	2024/10/ 4	2025/ 3/27	T R 6315483	2016/ 7/27	2025/ 3/28
T R 55661576	2016/ 3/14	2025/ 3/27	T S 3224592	2019/ 4/ 9	2025/ 3/27	T T 7228576	2024/10/17	2025/ 3/27	T R 6746252	2016/ 9/23	2025/ 3/28
T R 5726756	2016/ 2/24	2025/ 3/27	T S 3323661	2019/ 4/25	2025/ 3/27	T T 7447242	2024/12/17	2025/ 3/27	T R 6748943	2016/ 9/13	2025/ 3/28
T R 5753577	2016/ 3/22	2025/ 3/27	T S 3410498	2019/ 5/23	2025/ 3/27	T T 7809500	2025/ 2/ 5	2025/ 3/27	T R 6760067	2016/ 9/21	2025/ 3/28

T R 7471892	2017/ 1/26	2025/ 3/28	T T 1858512	2021/ 9/28	2025/ 3/28	T R 4327501	2015/ 8/ 6	2025/ 3/31	T S 3912008	2019/ 7/10	2025/ 3/31
T R 7641547	2017/ 2/ 3	2025/ 3/28	T T 1930180	2022/ 6/20	2025/ 3/28	T R 4328181	2015/ 7/ 2	2025/ 3/31	T S 4008546	2019/ 8/ 2	2025/ 3/31
T R 7778742	2017/ 3/ 1	2025/ 3/28	T T 2058547	2022/ 4/14	2025/ 3/28	T R 4518778	2015/ 8/17	2025/ 3/31	T S 4040466	2019/ 7/30	2025/ 3/31
T R 7843928	2017/ 3/ 8	2025/ 3/28	T T 2556785	2022/ 10/ 4	2025/ 3/28	T R 4560328	2015/ 8/12	2025/ 3/31	T S 4078634	2019/ 8/ 6	2025/ 3/31
T R 8224053	2017/ 5/11	2025/ 3/28	T T 2700654	2022/ 11/25	2025/ 3/28	T R 4580078	2015/ 8/28	2025/ 3/31	T S 4121277	2019/ 8/ 6	2025/ 3/31
T R 8258977	2017/ 5/11	2025/ 3/28	T T 2822908	2023/ 1/ 4	2025/ 3/28	T R 4649684	2015/ 9/29	2025/ 3/31	T S 4426557	2019/ 9/19	2025/ 3/31
T R 8365074	2017/ 5/25	2025/ 3/28	T T 2999658	2023/ 2/21	2025/ 3/28	T R 4816889	2015/10/ 9	2025/ 3/31	T S 4490402	2019/ 9/25	2025/ 3/31
T R 8385269	2017/ 5/25	2025/ 3/28	T T 3869617	2023/ 6/27	2025/ 3/28	T R 4826336	2015/ 9/25	2025/ 3/31	T S 4707205	2019/11/ 7	2025/ 3/31
T R 8395590	2017/ 6/ 1	2025/ 3/28	T T 4442626	2023/ 9/ 7	2025/ 3/28	T R 4886993	2015/11/ 5	2025/ 3/31	T S 4747436	2019/11/11	2025/ 3/31
T R 8707055	2017/ 7/18	2025/ 3/28	T T 4552917	2023/10/ 6	2025/ 3/28	T R 5160422	2016/ 1/ 8	2025/ 3/31	T S 5023116	2019/12/17	2025/ 3/31
T R 8953386	2017/ 8/17	2025/ 3/28	T T 4956180	2023/11/10	2025/ 3/28	T R 5264787	2015/12/ 4	2025/ 3/31	T S 5223555	2020/ 1/ 9	2025/ 3/31
T R 9162722	2017/ 9/15	2025/ 3/28	T T 5554517	2024/ 3/ 1	2025/ 3/28	T R 5510186	2016/ 2/ 9	2025/ 3/31	T S 5269823	2020/ 1/23	2025/ 3/31
T R 9413447	2017/10/30	2025/ 3/28	T T 5851669	2024/ 4/ 8	2025/ 3/28	T R 5570591	2016/ 1/27	2025/ 3/31	T T 1010964	2020/ 2/17	2025/ 3/31
T R 9658909	2017/12/15	2025/ 3/28	T T 6212241	2024/ 5/30	2025/ 3/28	T R 5590872	2016/ 1/19	2025/ 3/31	T T 1400935	2020/11/16	2025/ 3/31
T R 9820115	2018/ 1/15	2025/ 3/28	T T 6281228	2024/ 6/ 6	2025/ 3/28	T R 6395886	2016/ 8/ 5	2025/ 3/31	T T 1540732	2020/ 7/16	2025/ 3/31
T R 9955586	2018/ 1/23	2025/ 3/28	T T 6353443	2024/ 6/ 7	2025/ 3/28	T R 6560260	2016/ 8/31	2025/ 3/31	T T 2044959	2022/ 2/25	2025/ 3/31
T S 0007159	2018/ 1/29	2025/ 3/28	T T 6611383	2024/ 7/25	2025/ 3/28	T R 6872673	2016/10/19	2025/ 3/31	T T 2045360	2022/ 1/24	2025/ 3/31
T S 0149527	2018/ 2/21	2025/ 3/28	T T 7540196	2024/12/14	2025/ 3/28	T R 6977615	2016/10/21	2025/ 3/31	T T 2172775	2022/ 5/20	2025/ 3/31
T S 0297811	2018/ 3/12	2025/ 3/28	T T 7580959	2025/ 1/ 6	2025/ 3/28	T R 7389880	2017/ 1/24	2025/ 3/31	T T 2313913	2022/ 7/25	2025/ 3/31
T S 0408178	2018/ 4/ 2	2025/ 3/28	T T 7588320	2025/ 1/ 8	2025/ 3/28	T R 7408826	2017/ 1/11	2025/ 3/31	T T 2442782	2022/ 8/19	2025/ 3/31
T S 0408179	2018/ 4/ 2	2025/ 3/28	T T 7592427	2024/12/13	2025/ 3/28	T R 7531345	2017/ 1/27	2025/ 3/31	T T 2679771	2022/10/27	2025/ 3/31
T S 0601407	2018/ 4/27	2025/ 3/28	T T 7775636	2025/ 1/24	2025/ 3/28	T R 7652191	2017/ 2/17	2025/ 3/31	T T 2884208	2023/ 3/ 2	2025/ 3/31
T S 0634561	2018/ 5/ 1	2025/ 3/28	T T 7845434	2025/ 2/13	2025/ 3/28	T R 7807065	2017/ 3/ 7	2025/ 3/31	T T 2926613	2023/ 1/25	2025/ 3/31
T S 1099215	2018/ 7/ 9	2025/ 3/28	T T 7966912	2025/ 2/ 6	2025/ 3/28	T R 8150202	2017/ 4/24	2025/ 3/31	T T 2926614	2023/ 1/25	2025/ 3/31
T S 1144261	2018/ 7/ 4	2025/ 3/28	T T 8042319	2025/ 3/12	2025/ 3/28	T R 8503173	2017/ 6/19	2025/ 3/31	T T 2926865	2023/ 1/26	2025/ 3/31
T S 1429677	2018/ 8/17	2025/ 3/28	T T 8042320	2025/ 3/12	2025/ 3/28	T R 8883921	2017/ 8/ 4	2025/ 3/31	T T 2977365	2023/ 1/30	2025/ 3/31
T S 2119435	2018/11/21	2025/ 3/28	T Z 1088271	2015/10/22	2025/ 3/28	T R 8942696	2017/ 8/16	2025/ 3/31	T T 2994776	2023/ 2/ 1	2025/ 3/31
T S 2239223	2018/12/ 4	2025/ 3/28	T Z 1333302	2019/ 2/25	2025/ 3/28	T R 9210536	2017/ 9/25	2025/ 3/31	T T 3704159	2023/ 5/25	2025/ 3/31
T S 2359006	2018/12/20	2025/ 3/28	T Z 2298428	2025/ 3/25	2025/ 3/28	T R 9533694	2017/11/17	2025/ 3/31	T T 3718356	2023/ 6/ 5	2025/ 3/31
T S 2388480	2018/12/25	2025/ 3/28	M J 1273838	2020/ 8/14	2025/ 3/31	T R 9645660	2017/12/14	2025/ 3/31	T T 3857971	2023/ 6/21	2025/ 3/31
T S 2733650	2019/ 2/14	2025/ 3/28	M J 1358024	2022/11/10	2025/ 3/31	T R 9893324	2018/ 1/19	2025/ 3/31	T T 3911263	2023/ 6/19	2025/ 3/31
T S 3067409	2019/ 3/27	2025/ 3/28	M J 1493785	2021/11/26	2025/ 3/31	T R 9911026	2018/ 1/25	2025/ 3/31	T T 4097208	2023/ 7/ 7	2025/ 3/31
T S 3268940	2019/ 4/18	2025/ 3/28	M J 1517327	2022/ 3/ 7	2025/ 3/31	T R 9949207	2018/ 1/25	2025/ 3/31	T T 4460274	2023/ 9/ 6	2025/ 3/31
T S 3844347	2019/ 6/26	2025/ 3/28	M J 1714775	2022/11/22	2025/ 3/31	T S 0299443	2018/ 4/ 4	2025/ 3/31	T T 5063888	2023/12/ 5	2025/ 3/31
T S 3979769	2019/ 7/26	2025/ 3/28	M J 1789176	2023/ 1/12	2025/ 3/31	T S 0445049	2018/ 3/30	2025/ 3/31	T T 5550981	2024/ 3/ 8	2025/ 3/31
T S 4156167	2019/ 8/16	2025/ 3/28	M J 1816136	2023/ 2/ 8	2025/ 3/31	T S 0822042	2018/ 5/17	2025/ 3/31	T T 5803191	2024/ 4/ 5	2025/ 3/31
T S 4174685	2019/ 8/15	2025/ 3/28	M J 1851648	2023/ 1/25	2025/ 3/31	T S 1012819	2018/ 6/22	2025/ 3/31	T T 5868513	2024/ 4/15	2025/ 3/31
T S 4524603	2019/10/ 3	2025/ 3/28	M J 2115313	2023/ 5/12	2025/ 3/31	T S 1759237	2018/10/ 1	2025/ 3/31	T T 6153957	2024/ 5/17	2025/ 3/31
T S 4583236	2019/10/ 8	2025/ 3/28	M J 3023277	2024/ 2/ 8	2025/ 3/31	T S 1761926	2018/ 9/28	2025/ 3/31	T T 6481080	2024/ 7/ 1	2025/ 3/31
T S 4638393	2019/10/20	2025/ 3/28	M J 4194927	2024/12/18	2025/ 3/31	T S 1870740	2018/10/15	2025/ 3/31	T T 6779001	2024/ 8/ 7	2025/ 3/31
T S 4761986	2019/11/11	2025/ 3/28	M J 4515142	2025/ 3/19	2025/ 3/31	T S 2290492	2018/12/17	2025/ 3/31	T T 7303730	2024/11/27	2025/ 3/31
T S 5089676	2019/12/28	2025/ 3/28	M Z 2073863	2021/10/11	2025/ 3/31	T S 2501334	2019/ 1/16	2025/ 3/31	T T 7371581	2024/11/21	2025/ 3/31
T S 5226912	2020/ 1/10	2025/ 3/28	R B 2056526	2024/ 5/14	2025/ 3/31	T S 2528344	2019/ 1/24	2025/ 3/31	T T 7406881	2024/11/15	2025/ 3/31
T T 1136924	2020/ 2/21	2025/ 3/28	T R 3406383	2016/ 6/22	2025/ 3/31	T S 2832994	2019/ 2/25	2025/ 3/31	T T 7744704	2025/ 2/ 3	2025/ 3/31
T T 1258109	2020/ 4/ 3	2025/ 3/28	T R 3434431	2016/ 6/22	2025/ 3/31	T S 3143806	2019/ 3/19	2025/ 3/31	T T 7882710	2025/ 2/ 7	2025/ 3/31
T T 1706680	2021/ 6/15	2025/ 3/28	T R 3565033	2015/ 4/ 9	2025/ 3/31	T S 3623498	2019/ 6/17	2025/ 3/31	T T 7884166	2025/ 2/12	2025/ 3/31
T T 1845158	2022/ 1/12	2025/ 3/28	T R 4232854	2015/ 6/ 9	2025/ 3/31	T S 3910325	2019/ 7/10	2025/ 3/31	T Z 2257905	2024/11/ 5	2025/ 3/31

○国土交通省告示第三百七十六号
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一條第十三項及び第十四項、第九十六条第五項及び第六項並びに第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百九十二条、第二百二条の四及び第二百九条の一第二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示等の一部を改正する告示を次の通り定める。

令和七年五月十五日
航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示等の一部を改正する告示
(航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示の一部改正)
第一条 航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百四十号）の一部を次の通りに改正する。
次に表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を「」に改めることとする。

国土交通大臣 中野 洋昌

改 正 後		改 正 前	
航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示等の一部を改正する告示	(航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示の一部改正)	航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示等の一部を改正する告示	(航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示の一部改正)
第一條 航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百四十号）の一部を次の通りに改正する。		第一條 航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百四十号）の一部を次の通りに改正する。	
次に表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を「」に改めることとする。		次に表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を「」に改めることとする。	

改 正 後		改 正 前									
航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	(略)	航空交通管制区、航空交通管制圈を指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	(略)								
1 航空交通管制圈を指定するべき空港等及び航空交通管制圈 次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの		1 航空交通管制圈を指定するべき空港等及び航空交通管制圈 次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。</th> <th>航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称 空 域</td> <td>名 称 空 域</td> </tr> </tbody> </table>		航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	名 称 空 域	名 称 空 域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。</th> <th>航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称 空 域</td> <td>名 称 空 域</td> </tr> </tbody> </table>		航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	名 称 空 域	名 称 空 域
航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。										
名 称 空 域	名 称 空 域										
航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。	航空交通管制区、航空交通管制圈等の指定するべき空港等及び航空交通管制圈を次のように指定する。										
名 称 空 域	名 称 空 域										

改 正 後		改 正 前	
別表第三 提供する場所 (略) (削除) (略)	所在 地 (略) (削除) (略)	別表第三 提供する場所 (略) 佐賀空港出張所 (略)	所在 地 (略) 佐賀県佐賀市 佐賀空港内 (略)
(航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正)		(航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正)	
第一條 航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第三百二十一号）の一部を次の通りに改正する。		第一條 航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第三百二十一号）の一部を次の通りに改正する。	
次に表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削除する。		次に表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削除する。	

(航空交通管制業務に関する告示の一部改正)

第三条 航空交通安全管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

(航空交通情報圏を指定する告示の一部改正)

第四条 航空交通情報網を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で開いた部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で開いた部分のように改める。

改正後		改正前	
航空交通情報 圏を指定する 空港等	航空交通情報圏		航空交通情報 圏を指定する 空港等
	名 称	空 域	
	(略)		(略)

(航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部改正)
第五条 航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間(平成十七年国土交通省告示第九百三十号)の一部を次のとおり改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を(略)に対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のものに改め。

改 正 後	改 正 前
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称
適用 時 間	適用 時 間

改 正 後	改 正 前
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称
適用 時 間	適用 時 間
(略)	(略)
大分管制圏	大分管制圏
7時30分から22時30分まで	月曜日から金曜日までの8時から17時まで(祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。)
日達原管制圏	日達原管制圏
8時から19時30分まで	月曜日から金曜日までの8時から17時まで(祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。)
佐賀管制圏	大分管制圏
8時から19時30分まで	7時30分から22時30分まで
(略)	(略)

(航空法第九十六条の二第一項及び第一項(航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行ふ機関を定める告示の一部改正)
第六条 航空法第九十六条の二第一項及び第一項(航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行ふ機関を定める告示(平成二十六年国土交通省告示第百五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を(略)に対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のものに改め。

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
航空交通管制圏の名称	航空交通管制圏の名称

|
<td style="text-align: center
| |

北九州管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	22時15分から翌日の7時45分まで
佐賀管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、那覇空港事務所）	6時30分から8時まで及び19時30分から24時まで
(略)		

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
(略)		
南紀白浜情報圏	南紀白浜空港出張所（災害等により当該出張所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	8時30分から20時まで
(略)		

北九州管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	22時15分から翌日の7時45分まで
(略)		

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
(略)		
南紀白浜情報圏	南紀白浜空港出張所（災害等により当該出張所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	8時30分から20時まで
佐賀情報圏	佐賀空港出張所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、福岡空港事務所）	8時から19時30分まで
(略)		
福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、那覇空港事務所）	6時30分から8時まで及び19時30分から24時まで	

附 則

「」の表示は、令和7年7月1日から施行する。

○国土交通省告示第31百七十七号

航空法(昭和17年法律第11111号)第五十五条の二第一項において適用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示(昭和51年運輸省告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

令和七年五月十五日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後												改 正 前											
3 ILS												3 ILS											
名 称	設置者	位置及び の氏名	所在 地	装 置	搬 送	空中線	コース	識別 符号	運用 時間	供用開始 期 日	利用上の 特記事項	名 称	設置者	位置及び の氏名	所在 地	装 置	搬 送	空中線	コース	識別 符号	運用 時間	供用開始 期 日	利用上の 特記事項
(略)												(略)											
旭川 ILS	上欄に 同じ	旭川空港 内	ローカラ イザー	110.5	10	345°	I A W	8時か ら21時 まで	昭和59年8月 2日	カテゴ リー I	3.0°	旭川 ILS	上欄に 同じ	旭川空港 内	ローカラ イザー	110.5	10	343°	I A W	8時か ら21時 まで	昭和59年8月 2日	カテゴ リー I	3.0°
				329.596	0.4											329.596	0.4						
				329.604	2											329.604	2						
				D M E	1,003	100										D M E	1,003	100					
(略)												(略)											
大館 能代 ILS	上欄に 同じ	大館能代 空港内	ローカラ イザー	110.15	10	109°	I O D	8時か ら19時 30分ま で	平成10年7月 18日	カテゴ リー I	3.0°	大館 能代 ILS	上欄に 同じ	大館能代 空港内	ローカラ イザー	110.15	10	110°	I O D	8時か ら19時 30分ま で	平成10年7月 18日	カテゴ リー I	3.0°
				334.254	2											334.254	2						
				334.246	0.2											334.246	0.2						
				D M E	1,125	100										D M E	1,125	100					
(略)												(略)											

附 則

この告示は、令和七年六月十一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十八号
奥尻空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十
一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

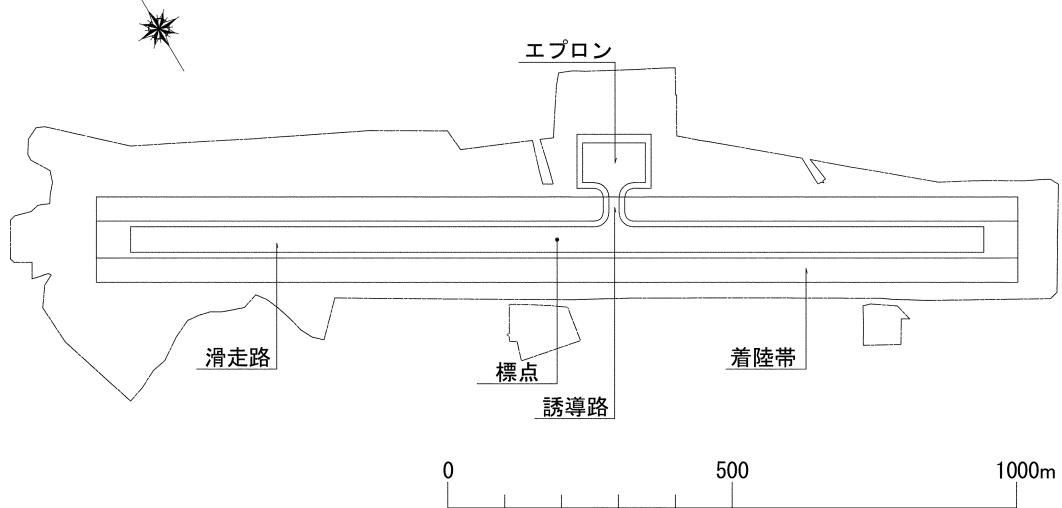
一 設置者の氏名及び住所 北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目
 二 空港の名称及び位置 奥尻空港 北海道奥尻郡奥尻町
 三 変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百七号を参照。）
 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 空港の総面積 五十四万九千八百十八平方メートル

(注) 空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

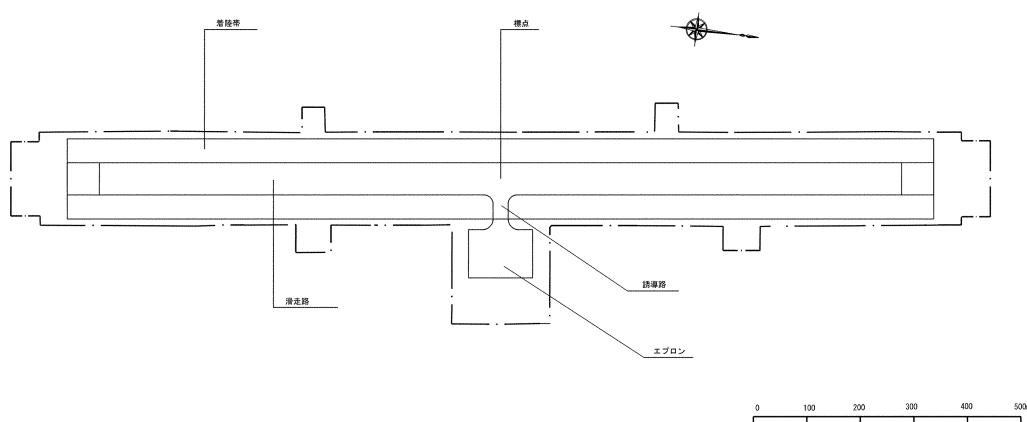
○国土交通省告示第三百七十九号
多良間空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十
一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
 一 設置者の氏名及び住所 沖縄県 沖縄県那霸市泉崎一丁目二番二号
 二 空港の名称及び位置 多良間空港 沖縄県宮古郡多良間村
 三 変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第六百七十六号及び平成十五年
 国土交通省告示第千二百六十八号を参照。）
 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 空港の総面積 三十六万三千六百三平方メートル

(注) 空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁において縦覧に供する。

別図 奥尻空港



別図 多良間空港



国 会 事 項

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程
 調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程は、四月二十五日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 使途の報告及び公開
- 第一節 使途の報告（第三条・第五条）
- 第二節 使途の公開（第六条・第十三条）
- 第三章 残額の返還（第十四条）
- 第四章 雜則（第十五条・第十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第一項の調査研究広報滞在費（以下単に「調査研究広報滞在費」という。）の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査研究広報滞在費の使途）

第二条 調査研究広報滞在費は、法第九条第一項の国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために必要な費用に充てるものとし、選挙運動の費用に充ててはならない。

第二章 使途の報告及び公開

（報告書の提出）

第三条 法第九条第三項の報告書（以下単に「報告書」という。）には、毎年十二月三十一日現在で、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出に関する次に掲げる事項を記載するものとし、その日の翌日から五月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第六条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、六月以内）に、情報通信技術を利用する方法により、その報告書を提出しなければならない。

一 支給を受けた調査研究広報滞在費の総額

二 調査研究広報滞在費を充てた支出について、その総額及び次項に規定する項目別の金額並びに除した残余の額

三 支給を受けた調査研究広報滞在費の支出に係る項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、交流費、広報紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附、滞在費及びその他の経費とする。

3 報告書の様式及び記載要領は、別記第一号様式に定めるところによる。

（領収書等の写しの提出）

第四条 領収書等を徴し難い事情がある支出についてでは、支出目的書（当該支出の目的を記載した書面をいう。次項及び第三項において同じ。）及び振込明細書（金融機関が作成した振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの）の写し又は領収書等を徴し難かつた支出の明細書（領収書等を徴し難い事情がある旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。第四項において同じ。）を、法第九条第三項の領収書等（以下単に「領収書等」という。）の写しとして、提出するものとする。

五 支出目的書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第二号様式の文書

二 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（議長、副議長又は議員が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）当該振込明細書の写し

三 第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書は、別記第三号様式によるものとする。

五 法第九条第三項の規定により報告書に添付して提出する領収書等の写し（次条第一号の領収書等の写しで一件当たりの金額が一万円を超える支出に係るものを含む。）とする。この場合において、当該領収書等が電磁的記録により作成されていないときは、当該領収書等を複写機により読み取ってできた電磁的記録としなければならない。

六 前項の領収書等の写しは、前条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

七 第五項の領収書等の写しは、当該領収書等の写しが電磁的記録により作成されているときは、情報通信技術を利用することにより提出することができる。

（資金管理団体に係る支出の特例）

第五条 議長、副議長又は議員が、その者がその代表者である資金管理団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項に規定する資金管理団体をいう。以下この条及び別記第一号様式において同じ。）に対し、次に掲げる条件を付して調査研究広報滞在費を寄附した場合には、当該資金管理団体が第二条に定める使途の範囲内でその寄附を受けた調査研究広報滞在費を充てした支出は、当該議長、副議長又は議員が議員活動を行うためにした支出とみなす。

一 資金管理団体からその代表者である議長、副議長又は議員に対し、当該資金管理団体がその寄附を受けた調査研究広報滞在費を充ててした支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を通知するとともに、当該支出に係る領収書等の写しを送付すること。

二 資金管理団体がその年（議長、副議長又は議員が第十六条第一項の規定により報告書を提出する場合においては、その年の同項に規定する日までの間。以下この号において同じ。）において寄附を受けた調査研究広報滞在費の総額から、当該資金管理団体がその年において当該調査研究広報滞在費を充ててした支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額をその代表者である議長、副議長又は議員に返還すること。

第二節 使途の公開

（報告書の公開）

第六条 法第九条第四項の規定による報告書の公開は、インターネットを利用する方法により行う。この場合において、当該公開は、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該公開に係る報告書が提出された年の十一月三十日までに行うものとする。

2 法第九条第四項の規定による報告書の公開は、同項の規定により報告書が公開された日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行う。

(領収書等の写しの公開)

第七条 法第九条第四項の規定による領収書等の写しの公開は、請求に基づく領収書等の写しの開示により行う。

2 前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、法第九条第四項の規定により報告書が公開された日から三年間、当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に係る報告書を公開している議院の議長に対し、行うことができる。

3 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

4 開示請求に係る議長、副議長又は議員の氏名

5 開示請求に係る領収書等の写しに係る支出がされた年

6 開示請求に係る第三条第二項に規定する項目

7 開示請求の対象となる領収書等の写しについて、これに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものを含むか否かの別

8 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、当該開示請求者に對し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

9 議長は、領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものを対象に含む開示請求があつたときは、次に掲げるときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内（その間に当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間がかかる場合には、当該期間を除く。）に、当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に對し、当該開示請求に係る領収書等の写し（当該領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものに限る。以下この条において同じ。）の提出を命じなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

10 一 当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

11 二 次項本文の規定により、当該開示請求に係る領収書等の写しと同一の領収書等の写しが既に提出されているとき。

12 三 当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が第十六条第一項に規定するときに該当するとき（同条第二項第一号に該当するときを除く。）。

13 四 第四条第五項後段、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により提出する領収書等の写しについて準用する。

14 五 第一項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、議長に対し、第二項に規定する期間（以下この条において「提出期間」という。）を三十日以内に、當該命令に係る領収書等の写しを議長に提出しなければならない。ただし、当該命令に

15 一 提出時間が、当該議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間にかかるとき。

16 二 前項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するとき。

17 三 当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が第十六条第一項に規定するときに該当するとき（同条第二項第一号に該当するときを除く。）。

18 四 第四条第五項後段、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により提出する領収書等の写しについて準用する。

19 五 第一項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、議長に対し、第二項に規定する期間（以下この条において「提出期間」という。）を三十日以内に、當該命令に係る領収書等の写しを議長に提出しなければならない。ただし、当該命令に

20 一 提出時間が、当該議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間にかかるとき。

21 二 前項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するとき。

22 三 当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が第十六条第一項に規定するときに該当するとき（同条第二項第一号に該当するときを除く。）。

23 四 第四条第五項後段、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により提出する領収書等の写しについて準用する。

24 五 第一項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、議長に対し、第二項に規定する期間（以下この条において「提出期間」という。）を三十日以内に、當該命令に係る領収書等の写しを議長に提出しなければならない。ただし、当該命令に

25 一 提出時間が、当該議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間にかかるとき。

二 第一項の規定による命令に係る領収書等の写しが著しく大量であるため当該議長、副議長又は議員の職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

3 前項の規定にかかるわらず、第一項の規定による命令があつた日から五十日以内に当該命令に係る書類の開示を提出することが事務処理上困難な特別な事情（次項第三号において「特別な事情」という。）があるときは、提出期間の延長を求められる期間は、三十一日以上六十日を超えない範囲内において当該領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間とする。

4 議長、副議長又は議員は、第四項又は前項の規定により期間の延長を求めるときは、提出期間内に、延長を求める期間、その理由及び第一項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

5 第四項第一号に掲げる事由に該当するとき（選挙の種類）

6 第四項第二号に掲げる事由に該当するとき（提出期間を延長しなければならない正当な事由）

7 特別な事情があるとき（当該特別な事情）

8 議長は、第四項又は第五項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、提出期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、議長は、開示請求者に對し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

9 議長は、第一項の規定による命令に違反して議長、副議長又は議員が領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

10 （開示決定）

11 議長は、開示請求者に對し、第四条第五項又は前条第二項本文の規定により提出された領収書等の写し（同条第二項第二号の同一の領収書等の写し）が既に提出されている場合にあっては、当該領収書等の写し（当該領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されている場合にあっては、当該情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

12 議長は、前項の規定により、領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨及び次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

13 一 開示請求者が求めることができる開示の実施の方法

14 二 前号の開示の実施の方法との開示の実施に係る手数料の額

15 三 その他各議院の事務総長が定める事項

16 議長は、次に掲げるときは、開示請求に係る領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。

17 一 当該開示請求に係る領収書等の写しを保有していないとき（当該領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものにあっては、前条第二項ただし書の規定により議長、副議長又は議員から同条第一項の規定による命令に係る領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき及び当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が同項第三号に該当する場合において同項第二号の同一の領収書等の写しの提出がないときを含む。）

18 二 当該開示請求が前条第一項第一号の権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

19 三 第二項又は前項の決定（第六項及び次条において「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日（当該開示請求のうち、これに係る領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下の部分であつて前条第一項第二号の同一の領収書等の写しの提出がないものにあっては、同条第二項本文の規定により当該開示請求に係る領収書等の写しの提出があつた日又は同項ただし書の通知があつた日。第六項において同じ。）から三十日以内にしなければならない。ただし、第八条第三項の規定により議長が補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に對し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る領収書等の写しが著しく大量であること、著しく多数の者が同時期に開示請求をしていること等のため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る領収書等の写しのうちの相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの領収書等の写しについては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、第四項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの領収書等の写しについて開示決定等をする期限

(苦情の申出)

第十一条 開示請求者から開示決定等をした議長に対し、当該開示決定等に係る苦情の申出がされた場合には、当該議長は、その諮問に応じて開示決定等について調査審議しその結果を答申するものとして各議院に置かれる審査会に諮問しなければならない。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、前条第二項又は第三項の通知を行つた日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この限りでない。

(開示の実施)

第十二条 領収書等の写しの開示は、各議院の事務総長が定める方法により行う。

2 第十条第二項の規定による決定(以下この条及び次条第二項において「開示決定」という。)に基づき領収書等の写しの開示を受ける者は、各議院の事務総長が定めるところにより、当該開示決定をした議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第十条第二項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、その期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、各議院の事務総長が定めるところにより、当該開示決定をした議長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(手数料)

第十三条 開示請求者は、開示請求に係る一の議員の領収書等の写しにつき三百円の手数料を納めなければならない。

2 領収書等の写しの開示を受ける者は、開示決定に基づき開示を受ける一の議員の領収書等の写しつき、各議院の事務総長が定める開示の実施の方法に応じ、実費の範囲内において各議院の事務総長が定める額(複数の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)の手数料を納めなければならない。

3 前二項に規定する手数料の間の調整、手数料の納付の方法その他手数料の納付に關し必要な事項は、各議院の事務総長が定める。

(第三章 残額の返還)

第十四条 報告書を提出した議長、副議長及び議員は、當該報告書に記載した第三条第一項第三号に掲げる残余の額がある場合には、法第九条第四項の規定により報告書が公開された日から二十日以内に、當該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

第四章 雜則

(報告書及び領収書等の写し等の保存)

第十五条 報告書及びこれに添付して提出された領収書等の写し並びに第九条第二項の規定により提出された領収書等の写しは、これらの提出を受けた議長において、法第九条第四項の規定により報告書を開示した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の規定により領収書等の写しを保存する場合において、當該領収書等の写しが第四条第五項後段に規定する複写したものであるときは、これを画像読み取装置により読み取つてできた電磁的記録の保存をもつて、前項の規定による保存に代えることができる。

3 議長、副議長及び議員は、調査研究広報滞在費を充てた支出に係るもの(金額が一万円以下の支出に係るもの)を、法第九条第四項の規定によりこれらに係る報告書が公開された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

ただし、次条第一項に規定する場合において、議長、副議長及び議員が同項の規定により報告書を提出したときは、この限りでない。

(任期満限等の場合の特例)

第十六条 議長、副議長及び議員は、任期が満限に達し、辞職し、退職し、若しくは除名され、又は衆議院の解散により任期が終了したときは、その日又は国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月一日両院議長協議決定)第十一条の二第二項において準用する同規程第二条の規定による調査研究広報滞在費の支給の日のいづれか遅い日までに支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出に係る第三条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該日の翌日から五月以内に、その属していた議院の議長に提出しなければならない。この場合において、当該報告書の公開に係る第六条第一項の規定の適用については、同項中「提出された年の十一月三十日まで」とあるのは「提出された日の翌日から六月以内」とする。

2 任期が満限に達し、辞職し、退職し、若しくは除名され、又は衆議院の解散により任期が終了した議長、副議長又は議員が、次に掲げる場合のいづれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

一 任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日在職した各議院の議長、副議長又は議員が、当該任期満限又は衆議院の解散による選舉により再びその議院の議員となつたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、前項に規定する場合において、同項に規定する日の翌日から五月以内に、再びその属していた議院の議員となつたとき(再び当該議院の議員となる前に同項の規定により報告書を提出したときを除く)。

3 議長、副議長又は議員が第一項の規定により報告書を提出した後に、議員となつた場合には、その後同項又は第三条第一項の規定により提出する報告書には、その議員となる前ににおける同項各号に掲げる事項は記載しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第八十一号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、この規程の施行の日以後に支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出について適用する。

3 この規程の施行の日以後最初に到来する第三条第一項の規定による報告書の提出の期限までの間に、第六条第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の規定にかかるはず、當該報告書は、當該期間までの間に第三条第一項の規定により提出された報告書が法第九条第四項の規定により公開されるまでに公開するものとする。

別記第一号様式

(七〇二)

年分 調査研究広報滞在費 使途報告書

論語

支給	支出	残余
----	----	----

支	給	総額	・	・	・	・	・	百万
支	出	総額	・	・	・	・	・	千
残	余	の額	・	・	・	・	・	円

2 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

（1）支出の総括表		金額	備考
項目	目		
1 経常経費	人熱水費	五百	+
(1) 人	熱水費		
(2) 光	水費		
(3) 備品・消耗品費	品費		
(4) 事務所	費		
小計	計 ((1)～(4))		
2 職員活動費	流費		
(1) 交	費		
(2) 広報紙誌の発行その他の事業費	費		
(3) 調査研究費	費		
(4) 寄附費	費		
(5) 憲在費	費		
(6) その他の経費	費		
小計	計 ((1)～(6))		
合計	計		
上記のうち資金管理団体から支出した額			

10

合計 上記のうち資金管理団体から支出した額

(3) 養育活動費の内訳				項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	資金管理団体 からの支出	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その会員)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
その他	0	*	円			
合計	0					
上記のうち養育費管理団体から 支給した額	0					
その他の支出	0					

(四〇七)

資金管理団体を経由した収支

資金管理団体の名称 :

1. 調査研究広報誌在費を充てた資金管理団体に対する寄附

二、調査研究広報、寄付金を元に三資金管理団体による支出

西漢書

項目		金額
		百万円
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費		
2 議 員 活 動 費		
(1) 交 流 費		
(2) 広 報 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		
(3) 調 査 研 究 費		
(4) 寄 附		
(5) 滞 在 費		
(6) そ の 他 の 経 費		
支 出 合 計		

3. 残額（資金管理団体から議員個人へ返還）

西漢

(備考) この報告書の正確かつ適切な作成及びその提出等に係る事務の円滑化に資するとの認められる場合に限り、各議院の事務総長は、この様式に準拠した適宜の様式を定めても差し支えない。

(記載要領)
1 この報告書は、毎年 12 月 31 日（第 16 条第 1 項の規定により報告書を提出する場合には、同項に規定する日）現在でその年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額、これを充てた支出（資金管理団体が調査研究広報滞在費を充ててした支出を含む。以下同じ。）の総額及び支出の項目別の金額、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から当該調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除した残余の額並びに以下に掲げる事項を記載すること。

2 様式(その1) たういと

第2条に定める使途の範囲内の費用に係る全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び議員活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、議員活動費にあっては、交流費、広報紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附、滞在費及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。
資金管理団体がした支出についても、同様の分類基準により分類した上で、項目ごとに年間の支出金額を記載するとともに、その合計額を「上記のうち資金管理団体から支出した額」欄に記載すること。

(1) 経常経費
人件費

従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

光熱水費
備品費
機器費
備品・消耗品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

工事務所費
事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

王事務所

		2) 議員活動費	料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とするものをいう。
ア 交 流 費	議員活動のために行う交流に要する経費で、例えは、大		
イ 広報紙誌の発行事業費	会費、行事費、組織会賛費、涉外費、交際費の類をいう。		
発行その他	広報紙誌の発行事業費（広報紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他の広報紙誌の発行に要する経費）、宣伝事業費（遊		
の事業費			

(2) 議員活動費

議員活動のために行つ交渉に要する経費で、例えは、大
会費、行事費、組織料兼費、涉外費、交際費の類をいう。
広報紙誌の発行事業費（広報紙誌の発行に従事する者に
支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料
その他広報紙誌の発行に要する経費）、宣伝事業費（遊
行紙誌の発行その他の事業費

脱費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費等の広報紙誌以外の政策の普及宣伝の経費)その他の諸事業に要する経費をいう。

ウ

調査研究費

議員活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、議員連盟会費、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

エ寄附
資金管理団体への寄附(資金移動)、議員活動に関する寄附の類をいう。ただし、資金管理団体への寄附(資金移動)については、様式(その1)の「寄附」欄及び様式(その3)の寄附の項目には記載せず、様式(その4)の「調査研究広報滞在費を充てた資金管理団体に対する寄附」欄に記載すること。

オ滞在費
議員活動を行うための滞在に要する経費で、例えば、議員宿舎の宿泊費、議員及び議員の秘書その他の職員の宿泊費、旅費・交通費、その他の諸雑費の類をいう。

カその他の経費
その他上記以外の議員活動に要する経費をいう。

3 様式(その2)について

- (1) 人件費以外の経常経費については、1件当たりの金額が1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 人件費以外の経常経費の一部について調査研究広報滞在費を充てたときは、当該調査研究広報滞在費を充てた額を記載するとともに、領収書等の写しにその旨及び当該充てた額を注記すること。
- (3) 人件費以外の経常経費は、2の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (4) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、「ガスの使用料」、「水道の使用料金」、備品・消耗品費にあつては、「電気の使用料」、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用紙の購入費」、「新聞雑誌料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記入すること。
- (5) 資金管理団体がした支出については、「資金管理団体からの支出」欄に印を付すこと。
- (6) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が1万円以下の支出を、一括してその合計額を記載すること。

4 様式(その3)について

- (1) 議員活動費については、1件当たりの金額が1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 議員活動費の一部について調査研究広報滞在費を充てたときは、当該調査研究広報滞在費を充てた額を記載するとともに、領収書等の写しにその旨及び当該充てた額を注記すること。
- (3) 議員活動費は、2の(2)のアからカまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「交流費」、「広報紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附」、「滞在費」、「その他の経費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (4) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
- (5) 資金管理団体がした支出については、「資金管理団体からの支出」欄に印を付すこと。
- (6) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が1万円以下の支出を、一括してその合計額を記載すること。

別記第二号様式

振込明細書に係る支出目的書

別記第三号様式
(その1)

支出の目的	摘要
項目	

兩漢

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
2 「支出の目的」欄には、別記第一号様式記載要領 2 の例により分類して記載すること。

3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
4 支出の目的ごとに別葉とすること。
5 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出すること。
6 この文書の正確かつ適切な作成及びその提出等に係る事務の円滑化に資すると認められる場合に限り、各議院の事務総長は、この様式に準拠した適宜の様式を定めても差し支えない。

(七〇二)

領収書等を繳し難かつた支出の明細書（1万円以下）

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
 - 2 「支出の目的」欄には、別記第一号様式記載要領2の例により分類して記載すること。
 - 3 人件費については、「摘要」欄には、例えば、「給料」、「報酬」、「諸手当」、「各種保険料」というように記載し、支出先が複数ある場合を含め、複数の支出を一括してその合計額を記載してもよい。
 - 4 滞在雑費については、「支出の目的」欄、「領収書等を徵し難かった事情」欄にその旨を記入し、金額欄に一定額（複数日による場合は、一定額に日数を乗じた額）を記入してもよい。この場合には、様式（その2）に記載すること。
 - 5 この文書の正確かつ適切な作成及びその提出等に係る事務の円滑化に資するとの認められる場合に限り、各議院の事務総長は、この様式に準拠した適宜の様式を定めても差し支えない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程は、四月十五日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「以下」を「第十一条第一項ただし書において」に改める。
第十一条第一項中「毎月末日（四月又は十一月にあつては、それらの月の二十五日。以下同じ。）に前月の十六日から当月の十五日までの分」を「毎月十日に前月分」に改める。

第十一条の二第一項中「その月額のうち、両議院の議長が協議して定める額を」及び「残余の額を毎月末日に、それぞれ」を削り、同項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

第十一条の三 調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還については、別に定める。

（施行期日）

1 リの規程は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第八十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 リの規程の施行の日の属する月の十日に、リの規程による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程第十一条第一項の規定により議会雑費を支給する場合の同項の規定の適用については、同項中「前月分」とあるのは、「前月の十六日から月末までの分」とする。

公 告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第201号

北九州市門司区鳴竹1丁目5番1号

債務者 副島 義隆

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大間 京介

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第43号

鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名21番地

債務者 稅所 篤由

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

令和7年(フ)第44号

鹿児島県薩摩川内市御陵下町6367番地20

債務者 原 舞華

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 喜之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

令和7年(フ)第24号

岡山県津市院庄882番地7

債務者 政岡美亜子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第54号

北海道旭川市東光2条4丁目4番8号

債務者 菊池 由香

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 章浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第21号

香川県善通寺市金蔵寺町798番地1 ルーベル金蔵寺ⅢB204号

債務者 山本百合香

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保田 仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第31号

宮城県石巻市千石町8番35-301号、前住所
宮城県石巻市須江字糠塚110番地

債務者 佐藤 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第36号

宮城県石巻市中浦2丁目1番120号 市営中浦第二復興住宅102号

債務者 山口まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真儀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第38号

宮城県東松島市赤井字新川前32番地6 クオリティー2番館13

債務者 佐藤美津子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第308号

広島市西区庚牛1丁目24番19-104号

債務者 宮原 一之

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 香乃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第95号

北九州市小倉南区大字横代1806番地7

債務者 池田 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 勉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第96号

北九州市小倉南区大字横代1806番地7

債務者 池田 千穂

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 勉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p>令和7年(フ)第27号 茨城県日立市会瀬町2丁目20番33-203号 債務者 柳沼 孝 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 水戸地方裁判所日立支部</p> <p>令和7年(フ)第549号 埼玉県川口市戸塚3丁目25番4-602号 ダイアパレス東川口けやき通り 債務者 藤井 雅史 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 和男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第604号 埼玉県川口市大字東本郷1608番地の11 債務者 佐藤嘉高こと佐藤静男こと 佐藤 静男 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 和美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第609号 埼玉県川口市差間3-32-35リファイン203号室、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行原1834番地の9 債務者 管家 清正 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 和美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第912号 横浜市戸塚区上矢部町513番地3 アーバンスプラザシワタ3-503号 債務者 浅野 学(旧姓藤田) 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 隆行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第1650号 大阪府東大阪市上六万寺町7番2号、事業所の所在地大阪府東大阪市若江東町3丁目2-12 債務者 早川工務店こと 早川 伸 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 英伸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第189号 大阪府岸和田市尾生町5209番地の7 上松上住宅2-20 債務者 中川 和司 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第7号 徳島県阿南市新野町大歳162番地1 債務者 青江 徳訓 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 端村 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 徳島地方裁判所阿南支部</p> <p>令和7年(フ)第12号 徳島県阿南市新野町大歳162番地1 債務者 青江 章代 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 端村 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 徳島地方裁判所阿南支部</p> <p>令和7年(フ)第104号 愛媛県松山市朝生田町6丁目2番58号 フィネス樹303号 債務者 菅 春澄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第2710号 横浜市鶴見区岸谷3丁目22番5-504号 深谷方 債務者 石川 澄子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第48号 徳島県板野郡北島町江尻字山王宮14番地、旧住所徳島県板野郡北島町江尻字松堂12番地6 債務者 古川誠太郎 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木誠一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第245号 北九州市小倉北区白銀1丁目1番5-1001号、前住所北九州市小倉北区京町4丁目2番9-703号 債務者 上蘭 祐樹 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大屋 昭則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和7年(フ)第587号 横浜市神奈川区羽沢南1丁目26番6-102号 債務者 渡部 仁司 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 貴久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
--	--	--	--

令和7年(フ)第158号
 兵庫県姫路市飾東町夕陽ヶ丘34番地、従前の住所兵庫県姫路市広畑区城山町1400番地56
 ライフアベニュー城山三番館110
 債務者 加藤 教幸
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 田中 里奈
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時20分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第33号
 長崎県諫早市幸町18番18号 田井原荘2-3号
 債務者 津村 健一
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大西由紀子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第3808号
 大阪市東住吉区杭全5丁目12番17号 ハイツシャレード西館 317号
 債務者 木村 麻耶
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 竹尾 一敏
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5204号
 大阪市西成区天下茶屋北2丁目7番5号 じきょう
 債務者 細川 武則
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山越 勇輝
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1403号
 大阪府大東市深野北1丁目6番73号、前住所大阪府大東市北条6丁目15番15号
 債務者 榎本 停一
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 横山 浩
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1523号
 大阪市西区九条1丁目28番8-1011号
 債務者 岡野 直人
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 尾崎 夏樹
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第200号
 静岡市駿河区小鹿3丁目12番12号 ピュアスト小鹿205、旧住所静岡県焼津市駿北1丁目2番3-602号 ライオンズマンション
 債務者 森 一循
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上野 哲郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第9号
 福岡県直方市大字頓野1549番地2-204号、住民票上の住所福岡県直方市大字中泉1236番地2
 債務者 後藤 清江
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小島 邦夫
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
 福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第171号
 静岡市葵区横田町2番10-202号
 債務者 平岡 啓市
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 吉川 友朗
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第187号
 神奈川県平塚市夕陽ヶ丘59番1-205号 コバーズアパート湘南
 債務者 長瀬洸之介

令和7年(フ)第22号
 青森県弘前市大字前坂字船山66番地3、旧住所青森県弘前市大字袋町39番地 キャッスルコートさくら101号
 債務者 松橋 武大
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 葛西 聰
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第5号
 長野市稻里町中央1丁目1番12号
 債務者 羽入田 勤
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中嶋 健治
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第984号
 和歌山県紀の川市藤崎379番地6
 債務者 田畠 達也
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 畑山 和幸
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1133号
 大阪府寝屋川市三井が丘1丁目7番15-110号
 債務者 安井 義之
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松田 真紀
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1520号
 大阪府箕面市箕面8丁目11番31号
 債務者 吉川 孝二
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 北野 英彦
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第1611号 大阪府大東市諸福6丁目1番8号 第二福德荘2階13号 債務者 寺西 良太 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 手塚 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第248号 埼玉県桶川市大字上出谷1015番地の6 桶川けやき団地5-303号 債務者 菊地まゆみ 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守重 典子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第209号 奈良県橿原市中曾司町292番地の17 債務者 畠山 翔伍 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田辺 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第19号 三重県多気郡大台町下三瀬358番地5 債務者 千原美奈子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 砂子 昌利 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 　　津地方裁判所松阪支部</p>
<p>令和7年(フ)第1685号 大阪市浪速区桜川4丁目12番26-907号、前住所大阪市浪速区恵美須西3丁目14番23-1503号 債務者 小林 節 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石見 拓野 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第386号 埼玉県上尾市小泉2丁目4番地4 リヴェールI-201 債務者 青沼 洋也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第601号 札幌市東区北41条東15丁目2番26-203号 債務者 長谷川由華 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第137号 静岡市葵区常磐町1丁目6番地の2 グリーンハイツ和門301 債務者 林 道明 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 泰介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　静岡地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第83号 三重県四日市市水沢町4057番地5 203号室、申立時の居所福岡県福岡市東区香椎駅東4-28-9 レオパレスオーパタウンⅢ103号室 債務者 三井 芳浩 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 人見 公友 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第460号 さいたま市見沼区春野4丁目33番地8 債務者 須田 裕也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保佑一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第148号 静岡県島田市御詠1029番地 アルデーアピーノ205、(住民票上の住所) 静岡県島田市元島田47番地の11 債務者 曽根 美月 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井 誠人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 　　静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>
<p>令和7年(フ)第86号 長崎県長崎市泉2丁目23番5-101号 債務者 山口 英治 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 　　長崎地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第529号 埼玉県熊谷市妻沼1275番地1 債務者 豊田 雅士 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚信之介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第245号 愛知県一宮市丹羽字宮浦1415番地1 債務者 オレンジ下呂店こと 長谷川桂亮 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 達志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 　　名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>令和7年(フ)第7号 千葉県館山市小沼352番地の1 館山リゾートホテル314号 債務者 鈴木 鏡 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　千葉地方裁判所館山支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第191号 川崎市市川崎区浜町2丁目12番12-206号 七ニチュリー川崎南 債務者 藤井 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>			

令和7年(フ)第27号

長野県岡谷市田中町2丁目4番4号 浜丑アパート3号
債務者 濱 義晃

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
長野地方裁判所諫訪支部

令和7年(フ)第18号

長野県伊那市西箕輪6912番地5 カーザマルヒロ205
債務者 早川 一

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第29号

長野県上伊那郡南箕輪村1番地2 久保青山ハイツ103
債務者 篠塚 良子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第159号

静岡市葵区丸山町12番地 メゾンドプランシェ202、旧住所静岡市葵区八千代町41番地の6
債務者 小泉 博敏

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第219号

静岡市葵区川辺町2丁目1番21-503号 ブルミエパート2、旧住所静岡市葵区西千代田町9番29号 グリーンタウン201号
債務者 井石 城司

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第40号

三重県津市南新町17番10号 コティ新町101、前住所三重県津市藤方368番地
債務者 前川 隆行

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第59号

兵庫県宝塚市泉町16番12号 ニューレンテンカントリー102号、前住所兵庫県宝塚市安倉中2丁目4番38号 グリーンレジデンス202号
債務者 桶原 弘明

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第37号

奈良市登美ヶ丘6丁目8番13号
債務者 西尾はるかこと NISHIO WIPHAWEE

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第29号

鳥取県米子市皆生5丁目17番7号
債務者 馬野由利子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第45号

鳥取県米子市昭和町74番地1 コーポ日野302号
債務者 服部 君子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第118号

愛媛県松山市北土居2丁目12番1号 スカイトピアひあさ401号
債務者 池田美沙希

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第125号

愛媛県松山市古川西1丁目8番32号
債務者 山下 友子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第139号

宮崎市大島町立野1452番地1 コンチャルト102号
債務者 落合 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第141号

宮崎県児湯郡新富町大字下富田529番地3、前住所宮崎県児湯郡新富町大字日置1364番地1 希望貸家2号
債務者 壱岐 亮芽

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第155号

宮崎市松山1丁目11番11号 ルミナス松山605号
債務者 椋井 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

<p>令和7年(フ)第52号 宮崎県日向市原町2丁目5番10号 原町A.P 204号、前住所宮崎県宮崎市東大淀1丁目7番22号 カイルアビル203号 債務者 領下 望愛 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第67号 宮崎県延岡市昭和町2丁目2217番地6 エス エスコーポ 303 債務者 黒木 成光 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第69号 宮崎県日向市大字財光寺427番地4 信財ハイツ101号 債務者 緒方 泰博 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第16号 鹿児島県奄美市名瀬小俣町27番28号、前住所鹿児島県大島郡龍郷町大勝988番地3 (ウイング南星303号) 債務者 竹本 恵理 (旧姓福原) 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p>	<p>令和7年(フ)第38号 鹿児島県薩摩川内市川永野町6562番地 債務者 藤田 健児 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第42号 鹿児島県薩摩郡さつま町久富木2124、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2221番地2 傾務者 田島 久美 (旧姓岡本) 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時45分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第47号 鹿児島県薩摩川内市天辰町2211番地54 グリーンハイツ天辰103号 傾務者 盛園 友子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第105号 沖縄県那覇市宇上間300番地1 県営上間第二市街地住宅1211、住民票上の前住所沖縄県那覇市字小禄792番地 グリーンテラスⅢ3階 傾債務者 嘉手苅亜矢乃 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 那覇地方裁判所民事第3部</p> <p>令和7年(フ)第37号 金沢市米泉町10丁目52番地 グランパーク金沢 510号 傾債務者 吉村 真梨 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 金沢地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第78号 金沢市歓田西4丁目66番地2 県営住宅2棟402号 傾債務者 平野 誠一 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第85号 石川県野々市市押野2丁目239番地 エスボーワールプラス103号、従前の住所金沢市畠田西4丁目71番地2 傾債務者 松井 一樹 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 金沢地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第105号 福島県郡山市安積町成田字田向13番地の17 傾債務者 大原 綾子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第543号 埼玉県和光市白子1丁目9番3号 白子ハイツB102 傾債務者 島田 久恒 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第212号 埼玉県吉川市栄町1378番地1 傾債務者 小沼 義久 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>
---	--	---	---

令和7年(フ)第592号 東京都三鷹市上連雀1丁目18番5-102号 債務者 清川 敬太 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係	令和7年(フ)第15号 山口県光市大字三輪488番地34 債務者 西嶋 修 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所周南支部				
令和7年(フ)第599号 東京都狛江市和泉本町1丁目10番7号ハイツエレナール203 債務者 立石美紗樹 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第118号 神奈川県平塚市纏319番地の7 メゾン森部102号 債務者 小林 誠 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所周南支部				
令和7年(フ)第30号 富山市水橋中村町2番地2 市営住宅2棟210号 債務者 濵谷 咲希 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第119号 神奈川県平塚市纏319番地の7 メゾン森部102号 債務者 小林 早苗 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部				
令和7年(フ)第306号 広島市中区加古町1番3-702号 債務者 石倉 康宏 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第196号 神奈川県小田原市浜町4丁目23番15号 債務者 八幡千名美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部				
令和7年(フ)第335号 広島市西区三篠北町1番2-409号 債務者 大田真佐枝	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第197号 神奈川県平塚市中原3丁目1番48号 債務者 種市 誠 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第2646号 東京都豊島区高田1丁目28-8-204 債務者 富山 直人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日前10時30分	令和7年(フ)第2650号 東京都三鷹市井の頭1丁目15-15-101 債務者 三上 恭輔 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時30分	令和7年(フ)第2679号 東京都江東区南砂5丁目21-11-101 債務者 竹元 義一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2685号
東京都足立区加平1丁目22-6-406
債務者 野上キクエ

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2737号
東京都世田谷区北烏山6丁目17-13-202
債務者 石関 和美

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2754号
東京都大田区雪谷大塚町13-15
債務者 天明はる子

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2791号
東京都中央区晴海2丁目5-16-415
債務者 木村 泰久

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2792号
東京都大田区池上7丁目19-16-203
債務者 神田千耶子
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2816号
東京都江戸川区西瑞江5丁目6-1-201
債務者 高藤 剛造
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2644号
東京都豊島区目白5丁目8-21-202
債務者 畑本 俊幸
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2648号
東京都目黒区平町1丁目22-17-308
債務者 中川みなみ
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2655号

東京都台東区今戸2丁目26-6-305

債務者 梶口 常昭

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2690号

東京都中野区中央2丁目48-20-203

債務者 国沢 慎司

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2733号

東京都足立区西新井2丁目2-6-206 ラ
フィスタ大師前IV

債務者 高山 政子

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2734号

東京都大田区東馬込2丁目5-8-102

債務者 青木 仁奈

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2736号

東京都八王子市鷺田町520-13 パシフィックオーディションP 1-212
債務者 大野 楓

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2762号

東京都江戸川区鹿骨1丁目51-6-402
債務者 沢田 怜央

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2763号

東京都板橋区三園1丁目49-8-408
債務者 本田 行美(旧姓古川)

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2764号
東京都北区滝野川4丁目27-11-101
債務者 島田 大輝

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2765号
東京都墨田区堤通2丁目8-16-201
債務者 奈良輪朋代

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2782号
東京都江東区南砂7丁目1-25-301
債務者 戸張久美子(旧姓石塚)

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2786号
東京都目黒区下目黒2丁目4-9-104
債務者 保永 誠一

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2788号
東京都荒川区東尾久2丁目24-4
債務者 相澤 絵梨

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2818号
東京都板橋区大山金井町35-1-206
債務者 清水 信輔

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2819号
埼玉県三郷市鷹野4丁目140-2
債務者 西村 昂大

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2822号
東京都江戸川区西葛西8丁目19-16-207
債務者 坂下 博行

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2825号

東京都足立区竹の塚3丁目11-10-506
債務者 森 尚美

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2829号

東京都練馬区西大泉1丁目8-15-304
債務者 山岡倫太郎

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前10時30分
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2831号

東京都中野区江原町2丁目7-1-202
債務者 板鼻 聖一

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2833号
東京都練馬区中村南2丁目7-12-302
債務者 小日向 学

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2841号
東京都江東区東砂7丁目17-19-302
債務者 佐々木正朋

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2689号
東京都江戸川区北小岩2丁目23-16-101
債務者 石井 涼太

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前10時30分
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2731号
東京都板橋区幸町45-8-302
債務者 鈴木 洋子

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2735号 東京都府中市住吉町4丁目8-10-103 債務者 佐藤 雄輝 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1123号 福岡県福津市日磯野1丁目16番地の2 メゾン ドファミール303 破産者 株式会社こころ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第78号 岐阜県可児市川合190番地の3 破産者 有限会社丸義物流 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第2823号 東京都江戸川区南葛西1丁目4-13-607 債務者 村松 由枝 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2793号 東京都練馬区早宮3丁目13-22 加藤ハイツ B202 債務者 山崎 清美(旧姓福島) 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月15日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1124号 福岡県福津市日磯野1丁目16番地の2 メゾン ドファミール303 破産者 古野 寛之 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2827号 東京都板橋区成増5丁目19-17-106 債務者 佐藤 隆志 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第288号 沖縄県中頭郡北谷町北前1丁目18番地17- 301 破産者 株式会社B S C G l o b a l E n tertainment 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和6年(フ)第2114号 福岡市博多区光丘町1丁目1番40号2F202 破産者 株式会社シンアイ企画 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2828号 東京都板橋区常盤台4丁目6-2-203 債務者 森下のぞみ 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第35号 神奈川県横須賀市浦上台3丁目7番8号 破産者 アルファー商事株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年(フ)第191号 福岡市博多区博多駅南6丁目12番9-1号テ ラスハウス・ひかり203号 破産者 アシスト合同会社 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2649号 東京都足立区佐野2丁目25-6-402 債務者 高野 由紀(旧名峻弥)	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第219号 神奈川県三浦市栄町16番4号 破産者 有限会社ライフ湘南 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(フ)第176号 福島県いわき市泉町1丁目8番地14 破産者 株式会社ワイス 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第298号	茨城県つくば市稲岡495番地99 破産者 株式会社筑波塗装 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第2号	富山県射水市作道205番地1 M'sヴィレッジII-203、前住所富山県富山市長江本町5番29号 破産者 河村 偵一 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 富山地方裁判所高岡支部
令和6年(フ)第80号	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居669番地1 破産者 エヌディエス株式会社 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係	静岡県富士市松岡字山道下261番地の3 破産者 富士川産業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和5年(フ)第145号	静岡地方裁判所富士支部 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第138号	静岡県富士市吉原4丁目5番16号塙田ビル南棟2階東 破産者 株式会社MIRISE AQ 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第138号	静岡地方裁判所富士支部 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和5年(フ)第1636号	名古屋市中村区名駅5丁目18番6号 破産者 アミックテレコム株式会社 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第1637号	東京都千代田区神田錦町3丁目15番5号 破産者 株式会社ファイブティテレコム 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第1775号	名古屋市中村区名駅5丁目18番6号 破産者 フィフティセブン株式会社 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2916号	名古屋市中川区吉津2丁目2606番地 破産者 株式会社寿創匠 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第142号	名古屋地方裁判所民事第2部 岡山県笠岡市入江43番地 破産者 株式会社田之上建設 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第561号	岡山地方裁判所倉敷支部破産係 福岡市博多区上牟田1丁目18番5号 破産者 株式会社アンドクリエイト
令和5年(フ)第1611号	福岡市東区香椎駅前2丁目12番40号 破産者 有限会社大東 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第53号	栃木県小山市駅東通り1丁目38番17号 破産者 川田 康子(旧姓入野) 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第93号	栃木県佐野市牧町892番地 破産者 株式会社Y・S製作所 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第8号	宇都宮地方裁判所足利支部 栃木県足利市大前町895番地1 破産者 有限会社アイボリー 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第537号	宇都宮地方裁判所足利支部 埼玉県春日部市藤塚1111番地7 破産者 有限会社ミヤマ建設 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第440号	大阪市住之江区御崎6丁目5番17-102号 破産者 妙中 秀次 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3001号	大阪府東大阪市源氏ヶ丘1番13号202、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南久宝寺町1丁目1番3号 破産者 株式会社六式 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4357号 大阪市浪速区桜川2丁目12番4号 破産者 有限会社おさこ電機 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第44号 福井県小浜市和久里第9号1番地の25 破産者 株式会社トラディス 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福井地方裁判所敦賀支部	令和6年(フ)第221号 神奈川県三浦市栄町16番4号 破産者 飛田 葉子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第983号 広島市佐伯区八幡1丁目9番30-2号 破産者 株式会社With-ing 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第262号 神奈川県横須賀市浦上台2丁目7番13号 前田ハイツ101号 破産者 若杉 利治 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(フ)第1206号 福岡市博多区諸岡3丁目31番30-505号 ラフェリーチエ 破産者 河杉加奈子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第41号 広島県三原市深町1316番地2 破産者 株式会社SAVE 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所尾道支部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第36号 神奈川県横須賀市浦上台3丁目7番8号 破産者 伊藤和三郎 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(フ)第2185号 福岡市東区松香台1丁目23番37-205号 サンフローラ1番館 破産者 青沼 愛実 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第118号 広島県三原市宮浦5丁目26番8号 破産者 トータル・エンジニアリング株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所尾道支部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2785号 横浜市青葉区大場町254番地 破産者 株式会社松電社大場店 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第37号 神奈川県横須賀市浦上台3丁目7番8号 破産者 伊藤佐智子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第1676号 福岡市中央区薬院4丁目1-4-1 破産者 株式会社engroo 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2877号 東京都港区南青山2丁目2番15号 破産者 株式会社DREAM SHOP 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第31号 福井県敦賀市三島32号19番地 破産者 ついてるニコニコ商店田中屋株式会社 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第1677号 福岡市中央区薬院4丁目1-4-1 破産者 合同会社engroo web services	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第31号 福井県敦賀市三島32号19番地 破産者 ついてるニコニコ商店田中屋株式会社 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和6年(フ)第220号 神奈川県三浦市栄町16番4号 破産者 飛田 裕治 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第1051号	沖縄県糸戸郡糸戸町田中4丁目15番12号 シャトーピアA201号、前住所福岡県糸戸郡宇美町障子岳6丁目12番7号 破産者 山川美津枝 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第20号	沖縄県糸戸郡糸戸町田中4丁目15番12号 シャトーピアA201号、前住所福岡県糸戸郡宇美町障子岳6丁目12番7号 破産者 山川美津枝 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第20号	福岡市南区清水1丁目22番24号 日新コーポ302号 破産者 福田 人志 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第115号	福岡市南区大橋4丁目13番29-303号 アーサー大橋エクシオ 破産者 松岡 弘喜 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第286号	沖縄県島尻郡伊平屋村前泊455-11(開始決定時の住所) 沖縄県うるま市字赤道87番地1しきやアパート301 破産者 島袋 勝太 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第289号	沖縄県糸戸郡糸戸町北谷前1丁目18番地17ハイムサマリ亞301 破産者 ランダズリ・イワシタ・ロベルト・ツネモト(通称岩下ロベルト) 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第299号	沖縄県糸戸郡糸戸町字吉原790番地30 破産者 外間 秀幸 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第96号	群馬県太田市岩瀬川町69番地1 破産者 藤野真由美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2029号	福岡県糸戸郡新宮町大字原上1712番地13パークアベニュー四番館103号 破産者 藤井 信二 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第278号	埼玉県羽生市東4丁目3番28号 破産者 加藤 哲也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第1506号	福岡市南区花畑2丁目13番11号 破産者 松尾 清治 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第2207号	福岡市博多区諸岡1丁目23番31-505号 ドミール シャトー 破産者 藤浦 美香 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2227号	福岡県那珂川市仲3丁目1番15号 La・セゾンⅡB棟201号 破産者 石木田勇樹 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第6号
福岡市中央区春吉1丁目5番1-608号 A
L F A C I O L I E N S O
破産者 藤丸 友雅
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第410号
大分県別府市上人本町1番28号
破産者 村上 一明
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第16号
神奈川県横須賀市若松町3丁目16番地サンコリースタワー1704
破産者 武藤 誠宏
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第284号
神奈川県横須賀市森崎4丁目19番44号 レオパレス森崎II 203
破産者 中島 大
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第92号
岐阜県可児市川合115番地1 リバーサイド・サクラII-202、前住所岐阜県可児郡御嵩町伏見1694番地3
破産者 奥村 拓哉 (旧姓)柳澤

1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第1503号
福岡市博多区博多駅前4丁目23番28-703号
博多駅前赤い風船ビル、前住所福岡市博多区諸岡4丁目4番33-205号 コーポスマイル
破産者 中山しづか
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2368号
福岡県福津市津屋崎3丁目29番31-101号
破産者 横迫 俊行
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2441号
福岡市西区今宿東3丁目46番1号
破産者 朱雀 智洋
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第33号
福岡県春日市春日原北町4丁目50番地58
ハーベスト春日原北202号
破産者 馬郡 孝
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第46号
福岡市西区今宿駅前1丁目15番10号 シーサイドコーポ102号、前住所北九州市若松区今光1丁目14番18号
破産者 G l a n z c o と 鎌木 信一
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第127号
福島県いわき市平字尼子町1番地の14 加登屋サンハイツ尼子町803
破産者 今野 宣威
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第177号
福島県いわき市小名浜港ケ丘3番地の21
破産者 佐藤 康司
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第228号
茨城県つくば市上ノ室3515番地4
破産者 中島 広司
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第51号
神奈川県横須賀市平作7丁目16番2号悠ハイム201
破産者 渡邊 修

1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第208号
神奈川県小田原市早川3丁目17番地の11
ヴェルドュール103、開始決定時の住所神奈川県横須賀市公郷町3丁目105番地20
破産者 田代 大樹
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第364号
山梨県南アルプス市小笠原107番地1
破産者 五味 久枝
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第369号
山梨県南アルプス市寺部1801番地 PIAハイツⅢ8号
破産者 横山 太一
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第370号
山梨県南アルプス市寺部1801番地 PIAハイツⅢ8号
破産者 横山 亜希
1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第172号	静岡県富士市石坂323番地の16、前住所静岡県富士市南町8番58-1号 破産者 岡島 �刚史 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第71号	静岡県富士市岩本2208番地 破産者 金森 誠 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第112号	静岡県富士市天間911番地の13 シャルム天間F-102号、前住所静岡県富士市吉原4丁目5番16号 塚田ビル南棟2階西 破産者 中山 拓 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第154号	静岡県富士宮市北山3589番地 KMハイツA 203、前住所静岡県富士宮市万野原新田3999番地の5 破産者 鈴木 義昌 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第156号	静岡県富士宮市粟倉南町197番地フローラル南町103、前住所静岡県富士宮市下柚野322番地の1 破産者 鈴木 秀昌

1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第228号	岐阜県岐阜市南蟬1丁目114番地 サンパレス202、前住所静岡県富士市吉原4丁目5番16号 塚田ビル南棟2階西 破産者 水尻 悠貴 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第633号	愛知県春日井市中央通1丁目70番地 オレオール中央通203、従前の住所名古屋市中区正木3丁目13番17号 B P R レジデンス金山1202号 破産者 金 聖悟 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第926号	名古屋市中川区馬手町2丁目100番地の10リプラス南荒子103号 破産者 鳥取 武志 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第2469号	愛知県あま市本郷郷前20番地 シャトレ純102号 破産者 安藤 正浩

1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2917号	名古屋市中川区服部1丁目502番地の1 破産者 中野 吉寿 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第1575号	福岡県那珂川市片縄2丁目34番地 ヴィータ・コモド203号 破産者 里島康史郎 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第1576号	福岡県那珂川市片縄2丁目34番地 ヴィータ・コモド203号 破産者 里島美紗都(旧姓山中) 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第1711号	福岡県春日市白水ヶ丘4丁目134番地 ya h i r o c o u r t 103 破産者 宮原 浩輔 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第1号	福岡県京都郡苅田町大字葛川255番地135(前住所北九州市小倉北区馬借2丁目6番11-1001号) 破産者 本田 梢 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ) 第4764号 大阪府吹田市高城町4番15-103号 破産者 牛島 健悟 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ) 第5297号 大阪府吹田市末広町7番18号 破産者 浦田 豪 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ) 第5801号 大阪市住之江区南港中3丁目3番31-1125号 破産者 森光 和人 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ) 第6212号 大阪市淀川区三津屋中2丁目5番33号 タクティ三津屋 301号 破産者 川本 光義 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ) 第1147号 広島市西区井口4丁目44番22号 破産者 河中 志歩 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ) 第1221号 広島県江田島市江田島町切串3丁目16番55号 破産者 川本 治 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ) 第1874号 福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原1丁目16番39号 上野ハイツ2号館 203号、前住所福岡県糟屋郡粕屋町長者原東1丁目1番23-101号 ラ・ローズ・プランシュ 破産者 今村 文栄 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ) 第119号 広島県三原市中之町2丁目3番2-102号、 開始決定時の住所広島県三原市宮浦5丁目26番8号 破産者 清原 正義 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所第4民事部
令和6年(フ) 第1号 広島県三原市中之町2丁目3番2-102号、 開始決定時の住所広島県三原市宮浦5丁目26番8号 破産者 清原 良子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ) 第1903号 福岡市中央区小笹3丁目6番16-302号 コアマンション小笹、前住所福岡県春日市春日原東町1丁目21番地1 ルポゼ春日原402号 破産者 宮崎 拓也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ) 第7号 広島県尾道市因島三庄村乙747番地2 破産者 岡野 剛司 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所尾道支部
令和6年(フ) 第1932号 福岡県大野城市南ヶ丘4丁目3番23号 サザンクロス104 破産者 野見山知佳 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ) 第1710号 福岡市博多区対馬小路13番26-701号 クレスティビル 破産者 YAMASHITA MARIE KIRSTINE FRANCO 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ) 第2030号 福岡市東区香椎駅東3丁目32番32号 破産者 高宮 力 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ) 第2069号 福岡県小郡市寺福童437-1 NORTHEFIELD I 5号室、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字吉木1525番地22 破産者 小坂 忍 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第49号 長崎県島原市萩原2丁目5131番地 破産者 尾崎 保子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第30号 福井県敦賀市三島32号19番地(三島町3丁目) 破産者 田中 徳子 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第1185号 横浜市西区久保町4番2-211号 破産者 小西由美乃(旧姓志賀) 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2786号 横浜市青葉区鉄町1254番地 サンシティハイツ103 破産者 中村 壽 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第276号 神奈川県横須賀市岩戸4丁目9番13号 破産者 原田千恵子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第2439号 横浜市瀬谷区二ツ橋町296番地 破産者 細野 松男 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2878号 神奈川県大和市下鶴間2570番地1 ダイアパレス鶴間309号 破産者 高橋 大樹 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第279号 神奈川県横須賀市久里浜8丁目30番15-503号 破産者 松原奈津代(旧姓井口) 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第2585号 横浜市神奈川区白幡上町35番16号 ユナイト白楽アンジェリカ203号、開始決定記載の住所横浜市神奈川区白幡上町35番16号 ユナイト白楽アンジェリカ105号 破産者 岡田 香里 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第60号 福井県小浜市千種1丁目8番18号 開始決定時の住所福井県小浜市和久里第9号1番地の16 破産者 吉田 幸平 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	令和6年(フ)第234号 神奈川県横須賀市林2丁目4番30号 林テラスハウス左 破産者 千葉麻依子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第2595号 神奈川県大和市中央4丁目6番34号 サンシャインメゾンヤマシゲ503号 破産者 富田 春菜	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第28号 福井県敦賀市三島32号19番地(三島町3丁目) 破産者 田中 宣 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	令和6年(フ)第264号 神奈川県横須賀市三春町5丁目81番地 サンノーマンション203 破産者 小澤 実 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第217号 山口市赤妻町9番1-401号 破産者 岩宮 裕之 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第7号 愛知県豊橋市南栄町字東山244番地6 センチュリーシュンエー106 破産者 安田 紘人 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部		
免責許可決定	令和6年(フ)第213号 福岡市東区箱崎6丁目12番21-212号 コアマンションルネス箱崎 破産者 奥永 涼 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部		
令和6年(フ)第256号 神奈川県横須賀市佐原4丁目4番2号 コーポ石渡G101 破産者 佐藤 正昭			

令和7年(フ)第45号	福岡市南区塩原3丁目22番11-201号 ラ フォーレ大橋 破産者 塚本 和美
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第74号	福岡市早良区次郎丸3丁目30番12-101号 破産者 坂口 光代
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第125号	福岡市早良区室見1丁目20番19号 クローネ ハウゼ室見 105号 破産者 羽場 勝司
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第130号	福岡市南区若久団地4番1-405号 アーベ インルネス若久1号棟 破産者 執行 邦子
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第131号	福岡市中央区今川1丁目18番8号 エステー トモア大濠Ⅰ 1305号 破産者 阿部澄子こと 孫 澄子
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第161号	福岡市中央区白金2丁目2番21-406号 フォーラム白金 破産者 中上 雅裕
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第167号	福岡市博多区堅粕3丁目8番1-1312号 市 営ニュー堅粕住宅第9棟 破産者 木村 裕子(旧姓松木)
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2449号	福岡市東区北15条東10丁目2番26-201号 破産者 野田 拓男
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第202号	福岡県糸島市二丈武49番地3 t e t o t e 103号 破産者 井上 秀明
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第203号	福岡県太宰府市青山2丁目14番5号 破産者 高橋 景子(旧姓馬場)
1 決定年月日 令和7年4月24日	2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2015号	札幌市豊平区美園3条8丁目1番11号 フラ ワーコーポ307号 破産者 三浦 竜治
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2049号	札幌市清田区真栄2条2丁目13番13号 コン フォート2・2-103号 破産者 平野 剛志
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2385号	札幌市厚別区もみじ台東4丁目3番3号 破産者 小倉由味子
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2445号	札幌市北区新琴似6条8丁目5番7号 破産者 岩本 實一
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第56号	さいたま市見沼区島町1247-1 レーヴ102 号室、住民票上の住所大阪府東大阪市小若江 1丁目7番20号 破産者 森元 亮良
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第114号	さいたま市桜区大字大久保領家381番地1 テグレビアンコ103 破産者 泉 裕太
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第131号	埼玉県川口市前上町32番35号 破産者 大森佐知子
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第132号	埼玉県川口市前上町32番35号 破産者 大森 恋
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第141号	埼玉県蕨市北町5丁目8番6号 トーシンハ イツ蘇305号 破産者 梶谷 鉄雄
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第157号	埼玉県戸田市笛目5丁目25番地の14 破産者 荒井みどり(旧姓坂本)
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第163号	埼玉県川口市元郷4丁目10番4号 ベルハイ ムB101号 破産者 田口 清
1 決定年月日 令和7年4月25日	2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第178号
さいたま市浦和区木崎2丁目13番13—210号
破産者 角野 昌之
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第181号
埼玉県朝霞市膝折町1丁目5番6号 グラン
ドール朝霞311
破産者 利光 康子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第199号
さいたま市見沼区大字南中野1044番地5 ス
ターハイツ102
破産者 高橋 美菜
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第9号
千葉県茂原市高師24番地10
破産者 宮崎 友寛
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第13号
千葉県茂原市小林2178番地(プロヴァンスⅢ
202号)
破産者 藤野 尚久
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第14号
千葉県茂原市弓渡649—1(牧野方)、住民票
上の住所千葉県茂原市下永吉306番地2
破産者 池田 駿子(旧姓横井)
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第172号
千葉県木更津市真舟3丁目29番20号
破産者 安藤一枝こと 金 東一(KIM
DONGIL)

1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第10号
千葉県木更津市請西東3丁目12番地1 ブ
ロードヒルV 201
破産者 近藤 文太
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第1536号
東京都日野市百草567番地の14
破産者 半澤 公一
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第676号
相模原市南区東大沼2丁目1番16号 フォー
ブル大沼101
破産者 吉田徳文こと 馬 徳文
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第2号
相模原市中央区陽光台3丁目3番8号 ファ
ミール陽光台201
破産者 山本 光
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第54号
相模原市南区相模台団地6番2—501号
破産者 鶴本実知子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第17号
旧住所 山梨県甲府市富竹1丁目8番2号、
甲府市富竹1丁目6—3
破産者 川邨 歩(旧姓横森)
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第21号
山梨県笛吹市春日居町小松808番地1 市営
春日居小松団地A—105、前住所山梨県笛吹
市石和町広瀬535番地 メゾンスコレ 105
破産者 前田 麻衣
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第71号
山梨県上野原市四方津2082番地1
破産者 佐々木伸明
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係
令和6年(フ)第238号
長野県松本市大字笹賀5068番地
破産者 望月 信吾
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第13号
長野県塩尻市大字広丘高出1610番地1 コン
ポート8M 103
破産者 古幡 亮介
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第18号
長野県東筑摩郡筑北村坂北9861番地1
破産者 増田 友貴
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第20号
長野県松本市浅間温泉2丁目8番9号 斎川
アパート2F
破産者 中尾伊豆美
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部
令和6年(フ)第99号
岐阜県可児市広見5丁目142番地 メゾン
ド・メッツⅡ—103
破産者 今井 敬治
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第1号
三重県津市河芸町東千里717番地7 サニー
ハイム千里101
破産者 和田 絹子
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第422号
大津市坂本1丁目12番67号
破産者 倉本 瑞希
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第455号
大津市堅田1丁目17番7号 マリーナマン
ション堅田311号
破産者 明珍 卓馬
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第487号
大津市下阪本2丁目15番6号 リトルマー
シュA棟102
破産者 星野 一乃
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第11号
滋賀県野洲市永原官有地 県営永原第2団地
C棟3号
破産者 淝 真美
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第24号
滋賀県栗東市上砥山929番地
破産者 西村 規雄
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第21号
大阪府松原市天美南5丁目10番13—5C号
破産者 八木 夏江
1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第731号

神戸市長田区御船通4丁目8番地の1 ルネ

タウン御船706号

破産者 森本 麻美

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第381号

和歌山県有田郡有田川町大字徳田1542番地

3、前住所和歌山市粟300番地 ガーデンテラス紀の川403号

破産者 小畠 文代

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第6号

和歌山市岩橋891番地3ボヌール岩橋Ⅱ201、

住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町財部
746番地3

破産者 酒本 翔

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第11号

和歌山県岩出市岡田35番地 グリーンフル松見
1-111号

破産者 西野 武尊

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第45号

和歌山県橋本市東家905番地

破産者 山東 賢和

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第1036号

広島市安佐南区八木9丁目29番24-303号

破産者 山田 由美

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1126号

広島市安芸区中野東6丁目11番12-6号

破産者 井手 三晴

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1134号

広島市西区庚午南2丁目2番2-101号

破産者 神垣 昌由

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1144号

広島市安佐南区東野1-21-30 カレッジ東野B101号室、住民票上の住所広島市安佐南区中須1丁目50番10-404号

破産者 溝本 有梨

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1177号

広島市西区己斐上4丁目16番22号

破産者 安田 裕美

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1185号

広島市佐伯区楽々園4丁目11番14号

破産者 河野 豆宏

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1198号

広島市中区住吉町8番23-303号

破産者 八木 幸夫

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1218号

広島市安佐北区上深川町320番地1

破産者 出口 淩

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1231号

広島県東広島市西大沢1丁目29番28号ロータス1号、開始決定時の住所広島県東広島市西条土与丸6丁目2番20号

破産者 小川佐知子(旧姓西田・岡部)

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1250号

広島県山県郡北広島町戸谷221番地1(1-2号)

破産者 松本 広行

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1254号

広島市東区中山上2丁目36番21-102号

破産者 橋口 利明

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第8号

広島市中区上八丁堀2-6、住民票上の住所広島市南区東雲本町2丁目18番13-402号

破産者 長谷 忠

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第10号

広島県東広島市八木松飯田2丁目17番4-101号 ビレッジハウス八木松4棟

破産者 松太まり子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第17号

広島市中区榎町5番7-301号 N E P H E L 榎町

破産者 染川 誉人

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第19号

広島市安芸区船越2丁目39番8-202号

破産者 松場 祐齊

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第42号

広島市東区牛田早稲田1丁目23番22-302号

破産者 木戸口芳昭

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第10号

山口県岩国市岩国2丁目17番20-401号(前住所) 山口県岩国市岩国三丁目2番31号

破産者 河口 美香

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第38号

愛媛県大洲市新谷甲109番地1、旧住所愛媛県大洲市徳森1213番地4

破産者 成高 徳子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第123号

福岡市西区福重5丁目8番1-402号 市営福重北住宅

破産者 田中 実華

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第173号

福岡市南区柏原2丁目10番1号

破産者 岡田久美子

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第183号

福岡県宗像市東郷6丁目9番27号 リベラルコートB棟101号

破産者 原 直樹

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第207号	福岡市東区和白3丁目12番25-213号 ハイライフ和白 破産者 平野 雅俊 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第214号	福岡市中央区地行1丁目13番18-21号 シーラカンス Santa Fe 破産者 米原 浩二 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第226号	福岡県筑紫野市二日市北5丁目7番21号 アエラハウス陣尾103号 破産者 杉原幸四郎 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第122号	福岡県行橋市大字流末1277番地3 心の駅行橋(前住所 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117番地16) 破産者 手光 健一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第14号	福岡県行橋市南泉四丁目11番3号 ハイツ南泉1番館201号(前住所 福岡県行橋市大字大野井1037番地1 グリーンヴィレッジS106) 破産者 今井 悠貴 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和6年(フ)第592号	大分市大字佐賀関764番地 破産者 平野二三代 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第601号	大分市大字森町305番地の64 破産者 後藤 浩文 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第602号	大分市大字森町305番地の64 破産者 後藤由美子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第13号	大分市大字下徳丸165番地の1 グリーンパークB101、住民票上の住所大分県佐伯市東町13番10号 池田住宅2号 破産者 佐藤 康弘 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第9号	沖縄県うるま市字田場1356番地4 Cast e 11 um A-3 破産者 久田 達盛 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第2号	沖縄県石垣市字石垣488番地2 フラツツスクエアII302 破産者 金城さやか(旧姓石垣) 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所石垣支部
令和7年(フ)第6号	北海道美唄市西2条北5丁目2番1-20号 破産者 橋本 清 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第11号	北海道美唄市字美唄1440番地(南美唄町下3条3丁目)右1号 破産者 大嶋 满男

令和7年(フ)第38号	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第54号	北海道湯川町2丁目33番18号 啓明ホーム 破産者 久保田ひとみ 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第57号	函館市湯川町2丁目33番18号 啓明ホーム 破産者 久保田ひとみ 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第6号	北海道北斗市本町5丁目30番16号 破産者 高西 翔 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第29号	宮城県多賀城市新田字南閑合41番地の2 コーポエンドー201号 破産者 渡邊 剛志 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第4号	福島県郡山市町東1丁目100番地 破産者 河原 寿恵 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第64号	相模原市南区相模大野5丁目20番18号ハイツクレスト105 破産者 松本あすか 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第114号	岐阜県中津川市落合3206番地の2 破産者 田口真奈美
令和7年(フ)第26号	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第30号	三重県四日市市八田1丁目12番23号 ソシアルドミール104 破産者 戸崎エマこと TOZAKI EMM A MAHINAY 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第31号	三重県四日市市楠町北五味塚1928番地2 ベルスクエアすずⅡ-206、前住所三重県四日市市松本3丁目15番19号 アーバンハイツA-205 破産者 谷崎八重子 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第32号	三重県四日市市楠町北五味塚1928番地2 ベルスクエアすずⅡ-206、前住所三重県四日市市松本3丁目15番19号 アーバンハイツA-205 破産者 谷崎 幸子 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第43号	岡山市南区西高崎22番地38 破産者 古谷野 修 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第46号	岡山市東区北幸田613番地7 破産者 竹井 宣子 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部

- 令和6年(フ)第120号**
岡山県津市上河原223番地7 レオパレス
上河原102、前住所岡山県勝田郡勝央町畠屋
1849番地1 ルパンヴェール102号
破産者 安田 篤
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部
- 令和6年(フ)第262号**
香川県さぬき市志度1322番地1 サンヒルズ
志度208
破産者 岡田 太介
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第11号**
香川県高松市香川町東谷1995番地2
破産者 佐立ゆき子
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第40号**
香川県高松市屋島西町2287番地4 シャイン
ポート屋島C棟202
破産者 馬場 伶奈
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第44号**
香川県高松市成合町772番地18
破産者 古川 安男
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第45号**
香川県高松市成合町772番地18
破産者 古川ミツ子
1 決定年月日 令和7年4月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 小規模個人再生による再生計画認可**
- 令和6年(再イ)第190号**
福岡市博多区博多駅南4丁目12番26-301号
ピュア博多駅南式番館
再生債務者 西岡 豊

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日
福岡地方裁判所第4民事部
- 令和6年(再イ)第206号**
福岡市東区馬出1丁目2番23号 第1岡部ビル406号
再生債務者 川上 秀人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月25日
さいたま地方裁判所第3民事部
- 令和6年(再イ)第339号**
福岡市早良区千隈4丁目25番1-410号 第3相互ビル
再生債務者 櫻井 政則
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月24日
福岡地方裁判所第4民事部
- 令和6年(再イ)第29号**
大分市富士見が丘東2丁目20番15号
再生債務者 溝邊 貴博
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月25日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
- 令和6年(再イ)第31号**
千葉県富津市千種新田1059 黒崎播磨大佐和
社宅303号（住民票上の住所）福岡県豊前市
大字川内2135番地
再生債務者 中野 進
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月28日
千葉地方裁判所木更津支部
- 令和6年(再イ)第234号**
福岡市博多区住吉3丁目8番30-720号 エンクレスト博多STYLE
再生債務者 永田明日美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月24日
福岡地方裁判所第4民事部
- 令和6年(再イ)第35号**
栃木県足利市山下町2475番地
再生債務者 須田 裕士
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月25日
宇都宮地方裁判所足利支部
- 令和6年(再イ)第38号**
神奈川県横須賀市長坂3丁目9番37号
再生債務者 加藤 典保
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
横浜地方裁判所横須賀支部
- 令和6年(再イ)第325号**
福岡市早良区飯倉7丁目28番5-304号
カーサアウローラ
再生債務者 井上 天斗
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月25日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（再イ）第140号 さいたま市西区西大宮4丁目30番地12 再生債務者 小野澤拓未 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第141号 さいたま市西区西大宮4丁目30番地12 再生債務者 小野澤智佳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第44号 愛知県豊橋市下地町字新道4番地1 エルディム新道A106 再生債務者 宮道 雅生 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年（再イ）第1号 広島県三原市城町2丁目4番1-1203 再生債務者 船木 美恵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 広島地方裁判所尾道支部 令和6年（再イ）第38号 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字阿波連116番地の1 第四阿波連団地 202号 再生債務者 湖城 勉	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 那覇地方裁判所民事第3部 令和6年（再イ）第38号 埼玉県春日都市南4丁目21番16-1号 再生債務者 池末 成人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年（再イ）第451号 大阪府八尾市恩智北町2丁目4番地の1 サンハイムモリグチ201号 再生債務者 藤枝 理 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年（再イ）第545号 大阪府東大阪市玉串町東3丁目3番3-206号 再生債務者 谷田 加留 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年（再イ）第83号 兵庫県加古川市東神吉町神吉608番地の103 再生債務者 五島 幹夫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年（再イ）第77号 広島県廿日市市陽光台5丁目15番地15 再生債務者 藤本 宏平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 広島地方裁判所民事第4部 令和6年（再イ）第39号 長崎県長崎市立山3丁目1番55号 再生債務者 深堀 大輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和6年（再イ）第200号 札幌市南区澄川3条6丁目3番3-609号 再生債務者 大森 翔也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月28日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年（再イ）第93号 兵庫県姫路市勝原区宮田159番地13 再生債務者 西林 賢治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月28日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第1号 山口県宇部市五十日山町9番26号 再生債務者 江口防水こと 江口 進 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月28日 山口地方裁判所宇部支部
---	---

国立研究開発法人国立がん研究センター令和5事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第3項に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター令和5事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ(<https://www.ncc.go.jp>)又は事務所にて閲覧ください。

注) 貸借対照表等の計数は百万円未満を四捨五入しているので、合計と端数において合致しないものがあります。

令和7年5月15日

東京都中央区築地5-1-1
国立研究開発法人国立がん研究センター
理事長 間野 博行

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日) (単位:百万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	29,677	運営費交付金債務 ^注	122
医業未収金	11,803	預り寄附金 ^注	1,770
貸倒引当金	△ 28	一年以内返済長期借入金	1,650
未収金	2,526	買掛金	5,493
医薬品	349	未払金	10,328
診療材料	22	未払費用	78
給食用材料	10	一年以内支払リース債務	141
貯蔵品	42	未払消費税等	459
前払費用	55	前受金	1,532
その他流動資産	40	預り金	1,391
流動資産合計	44,496	引当金	
II 固定資産		賞与引当金	1,654
1 有形固定資産		資産除去債務	127
建物	61,016	その他流動負債	271
減価償却累計額	△ 27,436	流動負債合計	25,017
減損損失累計額	△ 430	II 固定負債	
構築物	527	資産見返負債 ^注	
減価償却累計額	△ 177	資産見返運営費交付金	779
医療用器械備品	29,270	資産見返補助金等	4,042
減価償却累計額	△ 21,519	資産見返寄附金	245
その他器械備品	13,967	長期借入金	14,506
減価償却累計額	△ 10,215	リース債務	310
車両	1	引当金	
減価償却累計額	△ 1	退職給付引当金	9,532
土地	60,679	環境対策引当金	154
減損損失累計額	△ 8	資産除去債務	2,284
建設仮勘定	10	その他固定負債	0
その他有形固定資産	26	固定負債合計	31,851
有形固定資産合計	105,709	負債合計	56,868
2 無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	6,180	I 資本金	
特許権	0	政府出資金	91,249

電話加入権	0	資本金合計	91,249
その他無形固定資産	17	II 資本剩余金	8,638
無形固定資産合計	6,198	資本剩余金	8,638
3 投資その他の資産		その他行政コスト累計額 ^注	
破産更生債権等	55	減価償却相当累計額(△)	9,351
貸倒引当金	△ 55	減損損失相当累計額(△)	335
長期前払費用	44	利息費用相当累計額(△)	13
退職給付引当金見返社	7,882	除売却差額相当累計額(△)	2,994
その他の投資その他の資産	3	資本剩余金合計	4,056
投資その他の資産合計	7,929	III 利益剩余金	
固定資産合計	119,835	前中長期目標期間繰越積立金 ^注	5,414
資産合計	164,331	積立金	1,917
		当期末処分利益	12,937
		(うち当期総利益)	(12,937)
		利益剩余金合計	20,269
		純資産合計	107,463
		負債純資産合計	164,331

注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位:百万円)

経常費用		経常収益	
業務費	97,949	運営費交付金収益 ^注	6,101
給与費	28,760	補助金等収益 ^注	2,981
材料費	35,013	業務収益	88,743
委託費	5,837	医業収益	69,207
設備関係費	11,797	研修収益	104
経費	16,539	研究収益	19,432
その他	2	寄附金収益 ^注	99
一般管理費	1,146	資産見返負債戻入 ^注	1,680
給与費	751	資産見返運営費交付金戻入	170
材料費	0	資産見返補助金等戻入	1,442
経費	315	資産見返寄附金戻入	68
減価償却費	80	退職給付引当金見返に係る収益 ^注	724
財務費用	36	財務収益	0
その他経常費用	234	その他経常収益	748
経常費用合計	99,366	経常収益合計	101,076
臨時損失	407	経常利益	1,710
固定資産除却損	7	臨時利益	11,634
固定資産除却費	124	収益認識に係る独立行政法人会計基準改正に伴う調整額 ^注	11,516
固定資産減損損失	103	その他臨時利益	118
賠償金負担額	96	当期純利益	12,937
過年度の診療報酬請求に係る自主返還額	77	当期総利益	12,937

注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

(令和7年4月23日)

(単位：百万円)

I 当期未処分利益	12,937	II 利益処分額	
当期総利益	12,937	積立金	12,937

注記事項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和3年9月21日改訂)並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」(令和4年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2~47年
構築物	4~50年
医療用器械備品	2~10年
その他器械備品	2~20年
車両	2年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剩余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

6. 環境対策引当金の計上基準

環境有害物質の除却に伴う処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

7. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

(2) 診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

(3) 給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

(4) 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

8. 収益及び費用の計上基準

(1) 医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

(2) 研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

(会計方針の変更)

サービスの提供等による収益については、当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準第86サービスの提供等による収益の会計処理に基づき、顧客との契約から生じた取引について、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に当法人が権利を得ると見込む額で収益を認識することとしています。また、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」Q86-9に従って、収益認識適用初年度である当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の影響額を、臨時損益の区分において「収益認識に係る独立行政法人会計基準改正に伴う調整額」として計上しております。

この結果、従前の方法によった場合と比べて、当事業年度の業務収益は1,223百万円増加し、経常利益及び当期純利益がそれぞれ1,223百万円及び12,738百万円増加しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II. 貸借対照表

1. 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)附則第8条第7項の規定に基づく当該事業年度末における保証債務の総額 659,222,678円

2. 金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については預金及び公債に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の用途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

3. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、買掛金、未払金は短期間で決済がされるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)長期借入金	(16,156)	(15,239)	(△) 916

注1. 負債に計上されているものは（）で示しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産に係る金額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額 △11,595,849,975円

III. 行政コスト計算書

1. 独立行政法人の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	100,804,156,015円
自己収入等	△100,967,895,454円
機会費用	635,421,922円

独立行政法人の業務運営に関する
国民の負担に帰せられるコスト

471,682,483円

2. 機会費用の計算方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率については、10年利付国債の令和6年3月末利回りを参考に0.725%で計算しております。

IV. 損益計算書

1. 国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

その他業務収益 36,033,286円

2. 経常費用の内訳

(1) 給与費のうち、引当金繰入額	1,446,374,359円
賞与引当金繰入額	945,092,661円
退職給付引当金繰入額	
(2) 備蓄関係費のうち、減価償却費	8,672,582,035円
減価償却費	
(3) 経費のうち、引当金繰入額	11,963,507円
貸倒引当金繰入額	

3. 財務費用の内訳

支払利息	35,979,015円
4. その他臨時利益の内訳	96,017,367円
保険金等の受取り	20,847,279円
委託費の返金	1,318,158円
その他	118,182,804円

V. キャッシュ・フロー計算書

1. 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目的金額との関係	29,676,649,775円
現金及び預金勘定	29,676,649,775円
資金期末残高	
2. 重要な非資金取引	202,549,930円
ファイナンス・リースによる資産の取得	

VI. 退職給付引当金

1. 採用している退職給付制度の概要

当センターは、職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。
非積立型制度である退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	9,269,196,538円
勤務費用	880,553,142円
数理計算上の差異の当期発生額	64,539,519円
退職給付の支払額	△ 682,705,775円
期末における退職給付債務	9,531,583,424円

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	9,531,583,424円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,531,583,424円
退職給付引当金	9,531,583,424円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,531,583,424円

(3) 退職給付に関連する損益

勤務費用	880,553,142円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	64,539,519円
合計	945,092,661円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率0.0%

VII. 固定資産の減損関係

1. 減損を認識した固定資産

(1) 当期に減損を認識した固定資産

資産名称	公務員宿舎C棟	公務員宿舎D棟	公務員宿舎E棟	看護婦宿舎F棟	宿舎電気室
種類	建物				
場所	千葉県柏市柏の葉6-5-1				
期末帳簿価額 (うち特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の額)	137,356,620円 (113,787,192円)	81,892,954円 (58,195,194円)	109,085,789円 (77,515,799円)	101,663,197円 (77,800,191円)	75,617円 (75,617円)
減損の認識に至った経緯等	外部賃貸宿舎にその機能を移転し、使用しなくなり解体撤去するため。				
減損額のうち損益計算書に計上した金額	23,569,428円	23,697,670円	31,569,990円	23,863,006円	0円
減損額のうち損益計算書に計上していない額	113,787,191円	58,195,193円	77,515,798円	77,800,190円	75,616円
回収可能サービス価額	—	—	—	—	—
算定方法の概要	解体撤去予定のため備忘価額としております。				

注) 帳簿価額については、減損の認識を行う前の金額を記載しております。

(2) 前期以前に減損を認識した固定資産

資産名称	職員宿舎の土地	
種類	土地	
場所	千葉県柏市根戸468-2	
期末帳簿価額 (うち特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の額)	265,000,000円 (0円)	
減損の認識に至った経緯等	該当する宿舎は入居者がおらず、老朽化が著しいことにより使用しなくなりました。	
回収可能サービス価額	不動産鑑定評価額により算定しております。	

VIII. 不要財産に係る国庫納付関係

該当なし

IX. 資産除去債務関係

1. 資産除去債務の概要

当センターは、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用並びに、所有する医療用器械備品等の処分時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用につき資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に6年～47年と見積っております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを採用しており、0.147%～2.283%となっております。

3. 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,394,834,809円
時の経過による調整額	15,899,738円
当期認識した資産除去債務	0円
資産除去債務履行に伴う減少額	0円
期末残高	2,410,734,547円

X. 収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1. 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとめごとの区分は、研究事業、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとめごとの区分における収益は、10,179百万円、8,777百万円及び69,206百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：円)

	当事業年度	
	期首	期末
医業未収金 顧客との契約から生じた債権	10,468,022,025	10,876,827,845
契約資産	1,501,302,175	926,070,549
未収金 顧客との契約から生じた債権	935,471,289	1,557,005,517
契約資産	363,257,900	502,339,642
前受金 契約負債	1,786,541,239	1,372,826,928

契約資産は、医業収益、研究収益において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の履行義務に係る対価に対する当法人の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、研究収益について、契約に基づき顧客からうけとった対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首時点の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、1,271百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、7,758百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足について2024年から2039年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当法人では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、現在までに法人の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。

XI. 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している重要な債務負担行為は、以下の通りです。

(単位：円)

契 約 内 容	契約金額	翌年度以降の支払金額
がん対策情報センターシステム更改一式	405,900,000	108,501,580
病院情報システム保守一式	766,095,814	441,473,714
共通基盤システム一式及び機器保守業務	627,000,000	282,150,002
医事・病歴等業務委託	845,836,200	140,972,700
建物・設備等総合維持管理業務委託	1,417,680,000	472,560,000
清掃業務委託	544,500,000	180,378,000
特別室寝衣・タオル類賃貸借及び一般病室用寝衣賃貸借等業務委託	236,757,233	123,536,764
医薬品等・調達及び物流管理業務委託	43,026,069,731	26,703,165,280
全国がん登録システム等クラウド利用料	174,589,932	174,589,932
クラウドプラットフォーム(Amazon Web Services)利用料	246,405,766	246,405,766
がんゲノム情報管理センターヘルプデスク業務	104,253,600	104,253,600
ゲノムデータ管理室及び情報統合室における運用支援業務	171,600,000	171,600,000
全国がん登録システムがん登録オンラインシステム保守業務	156,156,000	156,156,000
ヘルプデスク業務委託再公告	346,500,000	240,625,000
がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務	118,140,000	118,140,000
がんゲノム情報レポジトリーシステム機能追加及びインフラ基盤改修業務	123,970,000	123,970,000
がんゲノム情報レポジトリーシステム等のアプリケーション保守及びハードウェア・ソフトウェア保守並びにデータセンター賃貸借及び通信回線提供業務	213,249,476	213,249,476
ゲノム医療知識統合システム機能追加及びアプリケーション保守業務	142,868,000	142,868,000
医療機器一括調達(中央病院及び東病院) グループ① 放射線・超音波診断装置一式	1,343,100,000	302,500,000
【令和5年度医療機器投資】定位放射線治療特化型システム一式	632,280,000	632,280,000
令和6年度～令和9年度サイクロトロン運転および保守管理業務	143,985,600	143,985,600

令和6年度～令和9年度サイクロトロンシステム保守点検業務	126,940,000	126,940,000
シーメンスヘルスケア社製保守業務	679,800,000	623,150,000
キヤノンメディカルシステムズ社製放射線装置保守	437,235,480	437,235,480
労働者派遣業務(夜間看護補助業務／看護部) 単価契約	168,296,448	168,296,448
がんゲノム医療情報利活用システム保守及びシステム改修業務一式	198,000,000	198,000,000
医師主導治験運営事務局業務	139,821,000	104,865,750
乳癌に対する多施設共同、非盲検無作為化第Ⅲ相、医師主導治験における中央事務局支援業務	676,926,230	164,821,800
消化管内分泌癌に対する多施設共同、非盲検無作為化第Ⅲ相、医師主導治験における中央事務局支援業務 ※再公告	268,542,940	222,892,940
多施設共同、二重盲検無作為化第Ⅱ相、医師主導治験における中央事務局支援業務 ※再公告	314,119,218	260,714,218
アンブレラ型医師主導治験実施に関する支援業務	277,074,936	136,056,238
陽子線治療システム運転維持管理業務委託	312,576,000	234,432,000
特殊建物・設備総合維持管理業務委託(柏地区)	874,170,000	291,390,000
清掃業務委託(柏地区)	337,194,000	112,398,000
手術・中材・内視鏡室及び消毒等業務委託(東病院)	479,952,000	359,964,000
警備業務委託(東病院)	327,800,000	327,800,000
高精度放射線治療システム一式	599,500,000	599,500,000
柏の葉パークサイド2階外来拡張区画貸室定期賃貸借	323,899,800	264,518,170
陽子線治療システム保守	201,685,000	201,685,000
一般撮影装置等保守管理業務	123,008,050	87,899,900
V A R I A N 社製放射線治療システム保守	200,072,620	145,507,360
シーメンス社製放射線装置保守	311,302,200	207,534,800
電子カルテ保守	541,639,200	269,364,400
診療材料等・調達及び物流管理業務委託(委託費)	186,120,000	124,080,000
都市ガス需給契約	343,310,624	256,929,224
国立研究開発法人国立がん研究センター東病院宿舎C D E F棟解体等工事	258,500,000	258,500,000

XII. 重要な後発事象
該当事項はありません。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年5月15日

埼玉県教育委員会

- 1 氏名、本籍地
牛尾 夏海、千葉県
- 2 免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
(1) 高等学校教諭一種免許状、東京都教育委員会、平成28年4月1日、平28高1第33号
- 3 失効年月日 令和6年12月5日
- 4 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第1号該当(同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年5月15日

岡山県教育委員会

- 1 失効した免許状
氏名 田中 雅彦、本籍地 岡山県
- 2 免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
小学校教諭一種免許状、平17小1第2171号、平成18年3月31日、大阪府教育委員会
- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号ロ)該当

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)を確認できないため、法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月15日 三豊市長 山下 昭史

対象となる特定空家等

所在地 香川県三豊市豊中町岡本1602番地4

構造 木造瓦葺平屋建 約49.48m²

所有者等に命じる必要な措置の内容
1の建築物を除却すること。

3 措置を命じようとする事由

1 の建築物について、屋根が建物内部に崩落しそのまま放置すれば倒壊のおそれがあり、県道の幅員狭小部に面していることから、通行人等に対する危険性が懸念されるため。

4 措置の期限 令和7年6月15日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、当該措置を行つ。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

5 動産等の取扱い
市長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに搬出し、7の問い合わせ先へ通知すること。

6 三豊市役所の掲示場への掲示
この公告の内容は、三豊市公告式条例(平成18年1月1日条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する。

問い合わせ先
三豊市建設部建築住宅課
電話0875-73-3044

令和7年5月十五日
北海道帯広市大正町基線八九番地
大正観光有限会社

清算人 道見 誠一
清算人 道見 誠一

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

7 問い合わせ先
三豊市建設部建築住宅課
電話0875-73-3044

令和7年5月十五日
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

8 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

9 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

10 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

11 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

12 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

13 問い合わせ先
秋田県秋田市将軍野東二丁目一二番二八号
ルーラルシステム合資会社
代表清算人 杉渕 友夫

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日
北海道帯広市東1条南九十丁目三番地
有限公司浅原栄陽堂

番地の二五
清算人 吉田 克司

清算人 矢部 貴

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

14 問い合わせ先
茨城県水戸市南町三丁目二番三五号口一
キングスベース水戸
有限会社サンクリホーム

清算人 城 吉雄
清算人 城 吉雄

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

15 問い合わせ先
茨城県東茨城郡城里町大字石塚一四二三番地
有限会社関印刷
清算人 関 敏行
清算人 関 敏行

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

16 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

17 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

18 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

19 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

20 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

21 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

22 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

23 問い合わせ先
茨城県水戸市南町一丁目三番三六号志村ビル三F
株式会社宮井ホールディングス
代表清算人 宮井 崇宏

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日
福島県いわき市常磐下湯長谷町一町田七八番地の二五
清算人 丸菱

清算人 矢部 貴

解散公却
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

16 問い合わせ先
群馬県桐生市織姫町二番五号
特定非営利活動法人北関東産官学研究会
清算人 中島俊太朗

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

群馬県前橋市問屋町二丁目一六番地一七

富士プリンシップ株式会社

代表清算人 藤野 秀次

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県上尾市小敷谷六八七一〇

株式会社アーバン・アーツ

代表清算人 解良由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県川口市前川三丁目一〇番二号

株式会社プリンテック

代表清算人 関口 勇

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県蕨市錦町五丁目一番二号

有限会社円興業

清算人 遠藤 孝男

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県越谷市川柳町二丁目七一番地二

株式会社 R.L.H. & トラベラーズ・ビレッジ

代表清算人 大熊 厚志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

千葉県松戸市八ヶ崎四丁目八番地の一

ベストニホン東京株式会社

代表清算人 立川 幹規

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県流山市駒木六三四番地の六

有限会社蝦名工業

清算人 蝦名 正弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都練馬区北町七丁目一〇番九号

K フラット一〇一号室

代表清算人 菅野 洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都中央区勝どき六丁目三番一一五一五号

有限会社高津事務所

清算人 高津 俊彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都足立区栗原一丁目二四番一號

有限会社足立富士工芸

清算人 萩村 富雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都中央区銀座七丁目五番四号

株式会社 ZERØ3 マネジメント

代表清算人 香田 芳憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都港区浜松町一丁目一八番一一号

株式会社アイレスト

代表清算人 川口 圭介

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都港区白金六丁目五番七号芝白金ビル

株式会社キツネパバ

清算人 石 杰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都港区六本木七丁目七番七号トライセ

株式会社 M O O R E R J A P A N 株式会社

代表清算人 ムロチエク・ミハエル・ラファエル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都港区白金六丁目五番七号芝白金ビル

株式会社キツネパバ

清算人 石 杰

解散公告

当社は、令和六年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都台東区東上野三丁目二一一番二号
株式会社三友トラベル

代表清算人 武村 銘

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新鳴一株式会社

代表清算人 柴 菲

解散公告

当法人は、令和七年一月十日に社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都墨田区向島四丁目一一一、二〇八号

申し出下さい。

解散公告

当法人は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都江戸川区鹿骨一丁目六三番七号

特定非営利活動法人微笑みの会

清算人 須原 啓之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月十五日

東京都中央区勝どき四丁目六番二号

石井物産管理株式会社

代表清算人 石井 正一

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

株式会社三友トラベル

代表清算人 武村 銘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日をもつて解散

いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都中央区入船三丁目一番一〇一一〇

一号 株式会社ビジネステクノロジー研究所

代表清算人 姚 霞

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新鳴一株式会社

代表清算人 柴 菲

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都港区東麻布一丁目一三一〇

株式会社WHITE

代表清算人 増澤 勇気

解散公告

当社は、令和七年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都江戸川区鹿骨一丁目六三番七号

特定非営利活動法人微笑みの会

清算人 須原 啓之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

お申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月十五日

横浜市金沢区鳥浜町一七番地三株式会社

清算人 杉本 隆

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもつて解散

いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

横浜市金沢区鳥浜町一七番地三株式会社

清算人 藤枝 慎治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

株式会社Reラブスタイル

代表清算人 清算人 藤枝 慎治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東一丁目一番

株式会社スピリタス

代表清算人 吉田 壽子

解散公告

当社は、令和七年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東一丁目一番

株式会社スピリタス

代表清算人 吉田 壽子

解散公告

当社は、令和七年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都中央区築地三丁目一四番五号築地備

前橋ビル二階 ライフクリエイト合同会社

清算人 青野 正完

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月十五日

新潟県新潟市江南区袋津五丁目六番一四号

日本制御株式会社

代表清算人 高野 純

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟県新潟市江南区袋津五丁目六番一四号

日本制御株式会社

代表清算人 高野 純

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

神奈川県横浜市南区山王町一丁目八番地一

株式会社KIKUCHIエスティー

代表清算人 菊池 和子

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月十五日

富山市呉羽町一八七七番地の一

根建工業株式会社

代表清算人 根建 保和

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

新潟市西区山田二三一〇番地三一

株式会社亀井プロジェクト

代表清算人 関 郁浩

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

石川県加賀市山代温泉幸町五八番地

有限会社エルショップミチバ

清算人 道場 尚之

令和七年五月十五日

愛知県豊橋市牟呂町字古田九番地

株式会社A sen工コロジー

代表清算人 清水 由美

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岐阜県大垣市上石津町上多良前ヶ瀬入会一

番地一大垣市かみいしづ緑の村公園自然環境活用センター

一般社団法人かみいしづ緑の村公社
代表清算人 中嶋 正行

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

静岡県伊豆の国市南條八四四番地の一

エイチジーエquipment企画合同会社

清算人 萩原 祥司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

愛知県弥富市五之三町東本田一一七番地一

株式会社オーカーフラボ

代表清算人 大橋 調

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大阪市中央区南本町一丁目五番六号

株式会社三輝

代表清算人 佐藤 道雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大阪府大阪市浪速区湊町二丁目一番七号

株式会社LEVEL5 concept

代表清算人 金森 勝利

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一

2ビル一二一一二 合同会社勝学

清算人 平野祐理子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第一

2ビル一二一一二 合同会社勝学

清算人 平野祐理子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

兵庫県西宮市名塩南台四丁目一〇番地一一

株式会社エイアールジェイ

清算人 田中 仁

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

兵庫県神戸市中央区花隈町一〇番九号

有限会社アーキボックス

清算人 小川 邦枝

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大阪府大阪市北区大深町三番一號グランフロント大阪北館六階

Artiill株式会社

代表清算人 増田 隆太

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

兵庫県揖保郡太子町福地六六四番地の一

株式会社柳田設備

代表清算人 柳田 昌子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

鳥取県境港市竹内町二三六〇番地一

有限会社福瀬建設

清算人 福瀬 守

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岡山県岡山市北区横井上四二番地の一

協同組合岡山中央物流ネットワーク

代表清算人 祇園 浩一

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岡山県岡山市北区大元二丁目五番三号

有限会社三晴

清算人 粟井 三晴

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岡山県備前市日生町日生五七〇番地の二

岸汽船株式会社

代表清算人 岸 敬介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岡山県備前市日生町日生一七九九番地

有限会社岡建築

清算人 岡 孝造

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

佐賀県武雄市山内町大字宮野二七一〇五番地の一〇

有限会社バーム・ド・ミニ

清算人 山下むつ枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

広島市安佐北区落合南三丁目三三番一九号

有限会社ミナセ工務店

清算人 道田 英樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

岡山県山陽小野田市大字鴨庄六〇番地の八

有限会社魚浜海苔店

清算人 横本 恵介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

香川県観音寺市豊浜町和田甲一五二番地一

有限会社テクノサービス

清算人 波田新一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

大分県豊後大野市三重町市場一五九九番地二

有限会社新唐津屋

清算人 藤井 和生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄四六〇四番地三

有限会社スミレ

清算人 諸石 晴夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

佐賀県鹿島市大字重ノ木乙三〇五〇番地一

三 有限公司立計算センタ一

清算人 小池 雄二

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

熊本市中央区出水八丁目二九番一二号

特定非営利活動法人江津福祉会

清算人 藤本 正章

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

沖縄県国頭郡本部町字伊豆味一三〇〇番地三

株式会社喜發天

清算人 阿久根英作

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

鹿児島県南さつま市加世田小湊八一七一番地一

有限公司かねく水産

清算人 阿久根英作

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

代表清算人 酒井 規雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

沖縄県中頭郡西原町字兼久二三一番地

アンフィニ琉球株式会社
代表清算人 田場 直志

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年四月二十六日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

山梨県北杜市武川町山高一四三六一四

農事組合法人むかわ俱楽部
清算人 鈴木八州夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目五番三号

医療法人社団小川医院
清算人 小川 秀海

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年三月三十一日茨城県日立市长の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

茨城県日立市神峰町二丁目九番七号 八千

代ビル二〇一号

日立市誠訪台土地区画整理組合
清算人代表 安 英行

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十二月十六日開催の社員総会の決議及び新潟県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

新潟市東区逢谷内一丁目二番八号

医療法人社団高橋小儿科医院
清算人 高橋 秀彰

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年二月二十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

東京都品川区小山台一丁目二番八号昭和ビル二階

武藏小山駅前通り地区市街地再開発組合
代表清算人 三澤 達司

解散公告(第三回)

当法人は、定款をもつて定めた解散事由の発生により、令和七年三月十九日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

山口県柳井市姫田四番一号

学校法人柳井幼稚園
清算人 松宮 隆

解散公告(第三回)

当法人は、愛媛県出身の大学生・大学院生に対する奨学金給付事業として、十二名の奨学生に対し、奨学金合計二、三四六、〇〇〇円を給付した。

第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

神奈川県相模原市中央区鹿沼台一丁目七番七号

医療法人こどもの城
清算人 小口 弘毅

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

石川県羽咋郡宝達志水町原イ二九番地一

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

農事組合法人伊木いき区田
清算人 渡辺 庄信

解散公告(第三回)

当法人は、令和五年三月二十六日、理监事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

山口県柳井市姫田四番一号

学校法人柳井幼稚園
清算人 松宮 隆

公益信託池田育英会トラスト第二十四期決算公告

一、事業概要

愛媛県出身の大学生・大学院生に対する奨学金給付事業として、十二名の奨学生に対し、奨学金合計二、三四六、〇〇〇円を給付した。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

第一回掲載(令和七年五月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

松山市南堀端町一番地

正味信託財産
令和七年五月十五日

公益信託池田育英会トラスト
受託者 株式会社伊予銀行

公益信託宮崎要社会福祉奨学基金第二十期決算公告

告

一、事業概要

愛媛県出身で社会福祉分野の資格取得を目指す学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

令和七年五月十五日

松山市南堀端町一番地
公益信託宮崎要社会福祉奨学基金
受託者 株式会社伊予銀行

公益信託愛媛県災害ボランティアファンド第十九期決算公告

本年度も助成金の交付を行わなかった。

令和七年五月十五日

農事組合法人伊木いき区田
清算人 渡辺 庄信

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

五六、一七一、六〇〇円
資産合計 五六、一七一、六〇〇円

正味信託財産
令和七年五月十五日

松山市南堀端町一番地
公益信託愛媛県災害ボランティアファンド第十九期決算公告

受託者 株式会社伊予銀行

公益信託内田奨学基金第九期決算公告

一、事業概要

福山市内の高校生に対する奨学金給付事業として、九名の学生に対し、総額二、一六〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

公益信託愛媛県災害ボランティアファンド第十九期決算公告

受託者 株式会社伊予銀行

公益信託内田奨学基金第九期決算公告

一、事業概要

福山市内の高校生に対する奨学金給付事業として、九名の学生に対し、総額二、一六〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

公益信託内田奨学基金第九期決算公告

受託者 株式会社伊予銀行

公益信託山内順子奨学基金第三期決算公告

一、事業概要

愛媛県内の中学生・高校生に対する奨学金給付事業として、十一名に対し、総額四、二六〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

公益信託山内順子奨学基金第三期決算公告

受託者 株式会社伊予銀行

公益信託山内順子奨学基金第三期決算公告

一、事業概要

愛媛県出身で社会福祉分野の資格取得を目指す学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

学生十二名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

受託者 株式会社伊予銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市昭和大久保字北野街道上七〇番地三、最後の住所秋田県潟上市昭和大久保字街道下八四番地五フレディ

被相続人 死 佐藤 正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十五日

事務所秋田市山王二丁目七番三六号山王ソラリスビル一階

相続財産清算人 弁護士 嵐嶋 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平中山字宮下一番地二番地二六

被相続人 死 作間 昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年五月十五日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福島県いわき市平中山字宮下一番地二番地二六

被相続人 死 作間 昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市かやの町二番、最後の住所千葉県柏市篠籠田一〇五一番地の六二

被相続人 死 橋原 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十五日

事務所千葉県松戸市松戸一一二八一一二九京阪松戸ビル五階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福富美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区山王町七七番地二二

被相続人 死 宮原 平文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区新田町二三番一五号K一六ビル三〇五陽だまり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川さやか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市千葉区若葉区貝塚町四〇〇番地、最後の住所千葉市千葉区若葉区貝塚町四〇〇番地、

被相続人 死 植草 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号

クリエ千葉中央六階B号室 かなで法律事務所

相続財産清算人 弁護士 相田 敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市古茂口二二二番地、最後の住所千葉県館山市古茂口二二二番地

被相続人 死 安西 廣高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号リエ千葉中央六階B号室

相続財産清算人 弁護士 上原 昌也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡横芝光町横芝二〇九五ー第一青柳グリーンパレス二階 横芝光法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉野 英昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉県山武郡横芝光町横芝二〇九五ー第一青柳グリーンパレス二階 横芝光法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野嶋 真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市竹原二五五三番地、最後の住所千葉県館山市上野原八八番地の一

被相続人 死 吉野 英昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号

千葉県館山市北条一八六五番地えざわ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 江澤 正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市古茂口二二二番地、最後の住所千葉県館山市古茂口二二二番地

被相続人 死 安西 廣高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十五日

千葉県館山市北条一八六五番地えざわ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 江澤 正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島勇崎六八八番地、最後の住所東京都北区十条仲原三丁目一〇番八号

被相続人 死 井手扶佐美 博明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所東京都新宿区左門町六一七鯉江ビル七〇二号室 東京クローバー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野嶋 真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

日本における株式会社セントラルブルックルセントラル・メディア・エス・アーエール・エル

代表者 令和4年12月31日現在

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

令和七年五月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号

千葉県館山市北条一八六五番地えざわ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 江澤 正志

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	7,492
	固定資産	44,806
	合計	558
		52,855
負 債 部	流動負債	48,838
	固定負債	4,017
	合計	32
		44,518
純 資 産 及 び 部	資本	10,533
	剰余金	(5,050)
	合計	52,855

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	7,492
	固定資産	44,806
	合計	558
		52,855
負 債 部	流動負債	48,838
	固定負債	4,017
	合計	32
		44,518
純 資 産 及 び 部	資本	10,533
	剰余金	(5,050)
	合計	52,855

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	7,492
	固定資産	44,806
	合計	558
		52,855
負 債 部	流動負債	48,838
	固定負債	4,017
	合計	32
		44,518
純 資 産 及 び 部	資本	10,533
	剰余金	(5,050)
	合計	52,855

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市緑ヶ丘南町三八九四番地、最後の住所三重県伊賀市緑ヶ丘南町三八八五番地の一ユタカハイソ二〇二二

被相続人 亡 豊住 勇治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外

令和七年五月十五日
三重県名張市栄町二八七五番地 名張法律
事務所
相続財産清算人 弁護士 大塚 耕二
被相続人 亡 前田 洋子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

大阪市中央区北浜一丁目一番二号第二中
井ビル三階
相続財産清算人弁護士中嶋勝規
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍佐賀県小城市牛津町勝八四番地、最後の
住所大阪市淀川区木川西四丁目五番四〇号淀
川暖氣の苑 被相続人亡 牧瀬三次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外
します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍和歌山県日高郡印南町大字田ノ垣内一五
八番地、最後の住所大阪府柏原市大字高井田
一五九二番地の七 被相続人 死 熊代 賢一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岡山県赤磐市仁堀中二二五七番地、最後
の住所岡山市北区白石二五六番地五工ステー
トビアM一〇五号 被相続人 亡 岸本 富男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月十五日
事務所岡山県岡山市北区富田町二丁目一三
番五一号 吉澤ビル三階
相続財産清算人 弁護士 周東 秀成
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岡山県倉敷市船穂町船穂一八六番地、最
後の住所岡山市東区可知四丁目一番一〇号
被相続人亡中原和美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

事務所岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山
町ビル八階岡山ひかり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥野 哲也
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県三次市十日市中二丁目四番、最後
の住所広島県三次市十日市中二丁目四番一一
号 被相続人 亡 坂本 量司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十
七日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍徳島県那賀郡那賀町平谷字寺ノ本一番地
二、最後の住所徳島県徳島市徳島町三丁目三
一番地の二、支口虎一、二、三番付近

第 47 期 決 算 公 告

2025 年 5 月 15 日

岩手県一関市大町 1 番 24 号

株式会社北上書房

代表取締役 藤木 俊長

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	87,138
流動資産	1,013
固定資産	88,152
合計	88,152
負純 資産 及の び部	△ 43,859
流动資本	△ 10,000
株主資本	△ 53,859
利益剰余金	△ 53,859
その他利益剰余金	△ (462)
(うち当期純利益)	△
合計	88,152

令和 7 年 5 月 15 日 木曜日

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次とおり供託しました。
一 対象土地・建物 福島県郡山市田村町徳定字塚ノ越四〇番地三
二 供託所 福島地方法務局郡山支局
三 供託番号
(一) 対象土地 令和七年度金第三六号
(二) 対象建物 令和七年度金第三七号
四 供託金額
(一) 対象土地 一、九三四、二四一円
(二) 対象建物 一、九三四、四九〇円
五 裁判所 福島地方裁判所郡山支部
六 事件名 所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七 事件番号 令和五年(チ)第五号
八 令和五年(チ)第六号
令和七年五月十五日
福島県郡山市中町一一七アオキヤビル四階うねめ法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人 稲葉 裕之不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次とおり供託しました。
一 不在者 矢部 恭司
住所 神奈川県相模原市緑区城山一丁目二〇番八号
生年月日 昭和四十二年十月二十六日
二 供託所 横浜地方法務局相模原支局
三 供託番号 令和七年度金第一五号
四 供託金額 二三、六八〇、一七〇円
五 裁判所 横浜家庭裁判所相模原支部
六 事件番号 令和四年(家)第七二六二号
七 不在者財産管理人 弁護士 江崎 智彦
無縁墳墓等改葬公告
当施設納骨堂の閉鎖をすることになりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故に関係ある方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和七年五月十五日

一、納骨堂所在地 山梨県元絹屋町六〇番地
二、死亡者の氏名及び本籍地 聖ヨゼフ寮納骨堂
三、山梨県甲府市富竹二丁目五四五番地、小林勇吉 新潟県
四、対象建物 令和七年度金第三七号
五、対象土地 一、九三四、二四一円
六、所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七、事件番号 令和五年(チ)第五号
八、令和五年(チ)第六号
令和七年五月十五日
福島県郡山市中町一一七アオキヤビル四階うねめ法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人 稲葉 裕之不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次とおり供託しました。
一 不在者 矢部 恭司
住所 神奈川県相模原市緑区城山一丁目二〇番八号
生年月日 昭和四十二年十月二十六日
二 供託所 横浜地方法務局相模原支局
三 供託番号 令和七年度金第一五号
四 供託金額 二三、六八〇、一七〇円
五 裁判所 横浜家庭裁判所相模原支部
六 事件番号 令和四年(家)第七二六二号
七 不在者財産管理人 弁護士 江崎 智彦
無縁墳墓等改葬公告
当施設納骨堂の閉鎖をすることになりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故に関係ある方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和七年五月十五日

一、納骨堂所在地 山梨県元絹屋町六〇番地
二、死亡者の氏名及び本籍地 圣ヨゼフ寮納骨堂
三、山梨県甲府市富竹二丁目五四五番地、小林勇吉 新潟県
四、対象建物 令和七年度金第三七号
五、対象土地 一、九三四、二四一円
六、所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七、事件番号 令和五年(チ)第五号
八、令和五年(チ)第六号
令和七年五月十五日
福島県郡山市中町一一七アオキヤビル四階うねめ法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人 稲葉 裕之不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次とおり供託しました。
一 不在者 矢部 恭司
住所 神奈川県相模原市緑区城山一丁目二〇番八号
生年月日 昭和四十二年十月二十六日
二 供託所 横浜地方法務局相模原支局
三 供託番号 令和七年度金第一五号
四 供託金額 二三、六八〇、一七〇円
五 裁判所 横浜家庭裁判所相模原支部
六 事件番号 令和四年(家)第七二六二号
七 不在者財産管理人 弁護士 江崎 智彦
無縁墳墓等改葬公告
当施設納骨堂の閉鎖をすることになりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故に関係ある方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和七年五月十五日

一、納骨堂所在地 山梨県元絹屋町六〇番地
二、死亡者の氏名及び本籍地 圣ヨゼフ寮納骨堂
三、山梨県甲府市富竹二丁目五四五番地、小林勇吉 新潟県
四、対象建物 令和七年度金第三七号
五、対象土地 一、九三四、二四一円
六、所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七、事件番号 令和五年(チ)第五号
八、令和五年(チ)第六号
令和七年五月十五日
福島県郡山市中町一一七アオキヤビル四階うねめ法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人 稲葉 裕之不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次とおり供託しました。
一 不在者 矢部 恭司
住所 神奈川県相模原市緑区城山一丁目二〇番八号
生年月日 昭和四十二年十月二十六日
二 供託所 横浜地方法務局相模原支局
三 供託番号 令和七年度金第一五号
四 供託金額 二三、六八〇、一七〇円
五 裁判所 横浜家庭裁判所相模原支部
六 事件番号 令和四年(家)第七二六二号
七 不在者財産管理人 弁護士 江崎 智彦
無縁墳墓等改葬公告
当施設納骨堂の閉鎖をすることになりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故に関係ある方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和七年五月十五日

第 11 期 決 算 公 告			
令和 7 年 5 月 15 日			
東京都墨田区横川 1-16-3			
株式会社ワンダーフューチャーコーポレーション 代表取締役 福田 光樹			
貸 借 対 照 表 (令和 6 年 3 月 31 日現在) (単位: 千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	60,882	負債	50,619
固定資産	54,636	負債	41,859
		資本	23,040
		資本	45,000
		資本	307,224
		資本	222,489
		資本	84,734
		資本	△329,184
		資本	△329,184
		資本	(98,410)
資 产 合 计	115,519	負 債・純資 产 合 计	115,519

無縁墳墓等改葬公告

墳墓等の名義人所在不明のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に關する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に關する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に關する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縯仏として改葬することになりますのでご承知ください。

者等、死亡者の縁故者及び無縯仏として改葬することになりますのでご承知ください。

第2期決算公告

令和7年5月15日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Virtuos Japan株式会社
代表取締役 ジル・ラングリュー
貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金額
資の 産部	13,278,393
流動資産	2,014,949
固定資産	
資産合計	15,293,342
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	7,316,326
賞与引当金	927,053
株主資本	7,977,016
資本金	5,000,000
益利	2,977,016
益剩余金	2,977,016
その他利益剩余金	(うち当期純利益)
負債・純資産合計	15,293,342

第4期決算公告 令和7年5月15日

宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番28号
楽天カスタマーサービス株式会社
代表取締役 染川 芳宏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,028,711
流動資産	171,419
固定資産	
合計	1,200,130
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	478,435
固定負債	409,295
株主資本	312,399
資本金	10,000
資本剩余额	23,295
その他資本剩余额	23,295
利益	279,104
利益剩余金	279,104
その他利益剩余金	(137,868)
合計	1,200,130

第21期決算公告 令和7年5月15日

宮城県仙台市宮城野区名掛丁205番地の1
株式会社楽天野球団
代表取締役 森井 誠之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	4,959,707
流動資産	5,248,891
固定資産	
合計	10,208,598
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	8,698,384
固定負債	311,590
株主資本	1,198,624
資本金	100,000
資本剩余额	700,000
資本準備金	400,000
その他資本剩余额	300,000
利益	398,624
利益剩余金	398,624
その他利益剩余金	(410,117)
合計	10,208,598

決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区二番町11番地19
株式会社ジョージジェンセンジャパン
貸借対照表の要旨(令和5年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,217,888
流動資産	253,203
固定資産	
資産合計	1,471,092
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	772,870
長期負債	28,137
退職給付引当金	28,137
株主資本	670,084
資本金	100,000
資本剩余额	2,100,000
その他資本剩余额	2,100,000
利益	△1,529,915
利益剩余金	△1,529,915
利益準備金	4,600
その他利益剩余金	△1,534,515
(うち当期純損失)	(16,190)
負債・純資産合計	1,471,092

決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区二番町11番地19
株式会社ジョージジェンセンジャパン
貸借対照表の要旨(令和4年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,191,539
流動資産	241,810
固定資産	
資産合計	1,433,349
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	717,863
長期負債	29,212
退職給付引当金	29,212
株主資本	686,274
資本金	100,000
資本剩余额	2,100,000
その他資本剩余额	2,100,000
利益	△1,513,725
利益剩余金	4,600
利益準備金	△1,518,325
その他利益剩余金	(13,132)
負債・純資産合計	1,433,349

決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区二番町11番地19
株式会社ジョージジェンセンジャパン
貸借対照表の要旨(令和3年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,234,728
流動資産	256,664
固定資産	
資産合計	1,491,393
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	785,901
長期負債	32,350
退職給付引当金	32,350
株主資本	673,141
資本金	100,000
資本剩余额	2,100,000
その他資本剩余额	2,100,000
利益	△1,526,858
利益剩余金	4,600
利益準備金	△1,531,458
その他利益剩余金	(39,875)
負債・純資産合計	1,491,393

第37期決算公告 令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川二丁目21番1号
ワールドトラベルシステム株式会社
代表取締役 永富 文彦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	3,905
流動資産	194
固定資産	
資産合計	4,099
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	3,632
固定負債	15
株主資本	452
資本金	161
資本剩余额	103
資本準備金	103
利益	188
利益剩余金	6
利益準備金	182
その他利益剩余金	(34)
合計	4,099

第30期決算公告 令和7年5月15日
東京都港区南青山二丁目6番21号
楽天インシュアランスプランニング株式会社
代表取締役社長 酒井 将平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,632,572
流動資産	1,893,356
固定資産	
資産合計	3,525,929
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	881,633
固定負債	248,834
株主資本	2,395,461
資本金	200,000
資本剩余额	630,000
利益	1,565,461
利益剩余金	50,000
利益準備金	1,515,461
その他利益剩余金	(21,307)
合計	3,525,929

第30期決算公告 令和7年5月15日
東京都港区西新橋2-3-1
ガロ・ジャパン株式会社
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	77,219,687
流動資産	6,934,144
固定資産	
資産合計	84,153,831
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	28,044,920
有給休暇引当金	1,218,543
固定負債	8,121,700
退職給付引当金	8,121,700
株主資本	47,987,211
資本金	10,000,000
資本剩余额	2,388,515
その他資本剩余额	2,388,515
利益	35,598,696
利益剩余金	33,598,696
その他利益剩余金	(4,040,529)
合計	84,153,831

第10期決算公告 令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天マネジメント株式会社
代表取締役 長谷 勇希
貸借対照表の要旨

科 目	金額
資の 産部	98,114
流動資産	19,000
固定資産	
資産合計	98,114
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	36,932
株主資本	61,182
資本金	25,000
資本剩余额	25,000
資本準備金	11,182
利益	11,182
利益剩余金	(3,055)
合計	98,114

第9期決算公告 令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天ドローン株式会社
代表取締役 牛鳴 裕之
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	88,387
流動資産	25,007
固定資産	
資産合計	113,395
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	81,539
合計	81,539
株主資本	31,856
資本金	44,700
資本剩余额	33,760
資本準備金	33,760
利益	△ 46,603
利益剩余金	△ 46,603
純資産合計	(10,134)
負債・純資産合計	31,856

第8期決算公告 令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社エグゼクティブゴルフ
代表取締役 中矢 光司
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	53,064
流動資産	3,386
固定資産	
資産合計	56,450
負純 資 産 及 の び部	
流動負債	84,031
合計	84,031
株主資本	△ 27,581
資本金	83,200
資本剩余额	3,250
資本準備金	3,250
利益	△ 114,031
利益剩余金	△ 114,031
純資産合計	(44,066)
負債・純資産合計	△ 27,581

第6期決算公告

令和7年5月15日
東京都中央区八丁堀四丁目3番3号
アクティア株式会社
代表取締役社長 生田 政光

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	82,218
固定資産	24,824
合 計	107,043
負純 資産 及の び部	
流動負債	563,093
株主資本	456,050
資本剰余金	100,000
その他資本剰余金	69,024
利益剰余金	69,024
その他利益剰余金	△625,074
(うち当期純損失)	△625,074
合 計	107,043

第7期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天マート株式会社
代表取締役 増 誠録

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,034,904
固定資産	41,380
合 計	4,076,285
負純 資産 及の び部	
流動負債	10,336,255
株主資本	52,220
資本剰余金	△ 6,312,189
資本準備金	100,000
その他資本剰余金	23,890,000
利益剰余金	11,995,000
その他資本剰余金	11,895,000
利益剰余金	△30,302,189
その他利益剰余金	△30,302,189
(うち当期純損失)	(5,860,253)
合 計	4,076,285

第14期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天チケット株式会社
代表取締役社長 梅本 悅郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	2,215
固定資産	1
合 計	2,216
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,327
株主資本	△ 4,112
資本剰余金	100
資本準備金	145
その他資本剰余金	122
利益剰余金	23
その他利益剰余金	△ 4,357
(うち当期純損失)	△ 4,357
合 計	(2,226)

第21期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
リンクシェア・ジャパン株式会社
代表取締役社長 石角 裕一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	9,446
固定資産	102
合 計	9,549
負純 資産 及の び部	
流動負債	4,951
固定負債	44
合 計	4,995
株主資本	4,554
資本剰余金	259
資本準備金	4,295
その他利益剰余金	64
(うち当期純利益)	4,230
純資産合計	(2,525)
負債・純資産合計	4,554
負債・純資産合計	9,549

第10期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天カーブル株式会社
代表取締役 大崎周二郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,500,247
固定資産	390,426
合 計	1,890,673
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,614,937
合 計	2,614,937
株主資本	724,263
資本剰余金	72,499
資本準備金	1,043,596
利益剰余金	1,043,596
利益準備金	△ 1,840,360
その他利益剰余金	△ 1,840,360
(うち当期純損失)	(172,050)
純資産合計	724,263
負債・純資産合計	1,890,673

第21期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天トラベルサービス株式会社
代表取締役 高野 芳行

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,560,213
固定資産	36,624
合 計	1,596,838
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,476,135
合 計	1,476,135
株主資本	120,702
資本剰余金	40,000
利益剰余金	80,702
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	70,702
(うち当期純利益)	(31,110)
純資産合計	120,702
負債・純資産合計	1,596,838

第8期決算公告 2025年5月15日

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天ステイ株式会社
代表取締役 小出 靖明

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,180,706
固定資産	260,029
合 計	2,440,736
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,874,179
(うち賞与引当金)	(5,854)
株主資本	566,556
資本剰余金	10,000
資本準備金	558,490
その他資本剰余金	359,374
利益剰余金	199,115
△ 1,933	△ 1,933
その他利益剰余金	(307,025)
合 計	2,440,736

第3期決算公告 2025年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天モバイルインフラソリューションズ株式会社
代表取締役 矢澤 俊介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	849,981
固定資産	747
合 計	850,728
負純 資産 及の び部	
流動負債	220,747
株主資本	629,981
資本剰余金	300,000
資本準備金	300,000
利益剰余金	300,000
△ 29,981	29,981
その他利益剰余金	(2,546)
合 計	850,728

第3期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天データソリューションズ株式会社
代表取締役社長 田中 利昌

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	149,813
固定資産	6
合 計	149,820
負純 資産 及の び部	
流動負債	14,190
株主資本	135,630
資本剰余金	50,000
資本準備金	50,000
利益剰余金	35,630
その他利益剰余金	35,630
(うち当期純利益)	(10,840)
純資産合計	135,630
負債・純資産合計	149,820

第5期決算公告

令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天東急プランニング株式会社
代表取締役社長 笠原 和彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	19,570
合 計	19,570
負純 資産 及の び部	
流動負債	382
株主資本	19,187
資本剰余金	50,000
資本準備金	50,000
△ 80,812	△ 80,812
△ 4,565	(4,565)
合 計	19,570

第4期決算公告 2025年5月15日

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天ステイアセッタマネジメント株式会社
代表取締役 橋田 尚彦

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	434,557
固定資産	15,955
合 計	450,512
負純 資産 及の び部	
流動負債	139,240
株主資本	311,272
資本剰余金	62,500
資本準備金	17,500
△ 231,272	231,272
△ 182,104	(182,104)
合 計	450,512

第4期決算公告 2025年5月15日

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天ステイホスピタリティ株式会社
代表取締役 小出 靖明

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	108,850
固定資産	—
合 計	108,850
負純 資産 及の び部	
流動負債	74,681
株主資本	34,168
資本剰余金	10,000
資本準備金	—
△ 24,168	24,168
△ 24,168	(1,577)
合 計	108,850

第19期決算公告 令和7年5月15日 東京都中野区中央2丁目9-1 サン・ロータスピル4階 ハングリード株式会社 代表取締役 吉武 修平		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 511,251 固定資産 24,917 合 計 536,168	
負純 資産 及の び部	流动負債 373,237 株主資本 162,931 資本剰余金 57,484 資本準備金 47,234 利益剰余金 47,234 その他利益剰余金 58,212 (うち当期純利益) 58,212 合 計 (58,362)	
	536,168	

第7期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天ビック株式会社 代表取締役 丸山 孝		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 356,627 合 計 356,627	
負純 資産 及の び部	流动负债 46,859 株主資本 309,768 資本剰余金 100,000 資本準備金 300,000 その他資本剰余金 200,000 利益剰余金 100,000 その他利益剰余金 △ 90,232 △ 90,232 (うち当期純利益) (11,572) 合 計 356,627	
	356,627	

第6期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天スクリーク株式会社 代表取締役社長 春山 宜輝		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流动负债 305,529 固定資産 10,297 資産合計 315,826	
負純 資産 及の び部	流动负债 106,390 株主資本 209,436 資本剰余金 50,000 資本準備金 50,000 利益剰余金 109,436 その他利益剰余金 109,436 (うち当期純利益) (44,351) 純資産合計 209,436 負債・純資産合計 315,826	
	315,826	

第8期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 M I H A株式会社 代表取締役社長 田中 利昌		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 745,968 固定資産 5,837 資産合計 751,805	
負純 資産 及の び部	流动负债 283,019 負債合計 283,019 株主資本 468,785 資本剰余金 20,000 資本準備金 20,000 利益剰余金 428,785 その他利益剰余金 428,785 (うち当期純利益) (95,094) 純資産合計 468,785 負債・純資産合計 751,805	
	751,805	

第18期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天ソシオビジネス株式会社 代表取締役 永井さくらクリスティーナ		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 802,987 固定資産 166,651 資産合計 969,638	
負純 資産 及の び部	流动负债 328,166 (うち賞与引当金) (69,928) 固定负债 21,785 株主資本 619,688 資本剰余金 10,000 資本準備金 60,000 利益剰余金 549,688 その他利益剰余金 549,688 (うち当期純利益) (102,332) 合 計 969,638	
	969,638	

第17期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天ビジネスサポート株式会社 代表取締役 渡辺 浩一		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 463,019 固定資産 45,654 資産合計 508,674	
負純 資産 及の び部	流动负债 184,070 负債合計 85,846 株主資本 238,756 資本剰余金 100,000 資本準備金 100,000 利益剰余金 38,756 その他利益剰余金 38,756 (うち当期純利益) (38,419) 負債・純資産合計 508,674	
	508,674	

第19期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 競馬モール株式会社 代表取締役 高野 芳行		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 7,636,462 固定資産 53,478 資産合計 7,689,941	
負純 資産 及の び部	流动负债 6,303,114 负債合計 6,303,114 株主資本 1,386,827 資本剰余金 499,000 資本準備金 499,000 利益剰余金 388,827 その他利益剰余金 388,827 (うち当期純利益) (374,058) 純資産合計 1,386,827 負債・純資産合計 7,689,941	
	7,689,941	

第16期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天インサイト・グローバル株式会社 代表取締役 渡邊 秀文		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 555,670 固定資産 201,588 資産合計 757,258	
負純 資産 及の び部	流动负债 613,925 负債合計 613,925 株主資本 143,333 資本剰余金 75,000 資本準備金 596,429 利益剰余金 150,971 その他資本剰余金 445,459 △ 528,096 △ 528,096 (うち当期純利益) (104,214) 負債・純資産合計 757,258	
	757,258	

第19期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天ANAトラベルオンライン株式会社 代表取締役 竹原 英雄		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 9,234,175 固定資産 32,759 資産合計 9,266,935	
負純 資産 及の び部	流动负债 7,940,668 负債合計 5,612 株主資本 1,320,654 資本剰余金 90,000 資本準備金 610,000 利益剰余金 610,000 △ 620,654 △ 22,500 その他利益剰余金 598,154 (うち当期純利益) (48,013) 合 計 9,266,935	
	9,266,935	

第11期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天スーパークリスティックス株式会社 代表取締役 佐藤 敏春		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 843,130 固定資産 133,377 資産合計 976,507	
負純 資産 及の び部	流动负债 204,586 负債合計 462,111 株主資本 309,809 資本剰余金 5,000 資本準備金 5,000 利益剰余金 999,551 その他利益剰余金 999,551 (うち当期純損失) (1,926) 自己株式 △ 699,742 合 計 976,507	
	976,507	

第16期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 株式会社ケイドリームス 代表取締役 高野 芳行		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 8,896,484 固定資産 130,424 資産合計 9,026,908	
負純 資産 及の び部	流动负债 3,319,159 负債合計 3,319,159 株主資本 5,707,749 資本剰余金 285,000 資本準備金 275,000 △ 275,000 △ 5,147,749 △ 5,147,749 △ 1,298,425 △ 5,707,749 △ 5,707,749 △ 9,026,908	
	9,026,908	

第26期決算公告 令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 ターゲット株式会社 代表取締役 寺地 純太		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 2,710,109 固定資産 3,182 資産合計 2,713,292	
負純 資産 及の び部	流动负债 2,356,879 负債合計 356,412 株主資本 100,000 資本剰余金 192,346 資本準備金 130,000 △ 62,346 △ 64,066 △ 64,066 (うち当期純利益) (63,776) 合 計 2,713,292	
	2,713,292	

第13期決算公告

令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社Monzen Corporation Japan
代表取締役 加藤 達也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	86,554
固定資産	11,880
資産合計	98,434
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	53,996
負債合計	53,996
株主資本	44,438
資本金	1,000
利益剰余金	43,438
その他利益剰余金(うち当期純利益)	43,438 (4,032)
純資産合計	44,438
負債・純資産合計	98,434

第6期決算公告

令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社センディ
取締役 孫 承鉉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	23,639
繰延資産	309
資産合計	23,948
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	16,811
負債合計	16,811
株主資本	7,137
資本金	9,900
利益剰余金	△ 2,762
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△ 2,762 (1,028)
純資産合計	7,137
負債・純資産合計	23,948

第17期決算公告

令和7年5月15日
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
Rakuten Direct Logistics株式会社
代表取締役 佐藤 敏春

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	303,924
固定資産	9,030
資産合計	312,954
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	33,251
定資本	65,062
資本	214,641
資本	10,000
資本	57,257
資本	10,000
資本	47,257
利益剰余金	147,384
その他利益剰余金(うち当期純損失)	147,384 (32,710)
純資産合計	312,954

第30期決算公告

令和7年5月15日
東京都港区麻布十番一丁目11番3号
株式会社東亞商館
代表取締役 加藤 総一

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	53,750
固定資産	15,727
資産合計	69,478
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	16,315
定資本	2,230
資本	50,932
資本	195
資本	1,420
資本	1,420
利益剰余金	49,317
利益準備金	350
その他利益剰余金(うち当期純利益)	48,967 (2,820)
負債・純資産合計	69,478

第9期決算公告

令和7年5月15日
東京都港区麻布十番一丁目11番3号
株式会社東亞FG
代表取締役 加藤 総一

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	121,741
資産合計	121,741
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	29,361
株主資本	92,379
資本	20,000
利益剰余金	72,379
利益準備金	72,379
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(4,456)
負債・純資産合計	121,741

第69期決算公告

令和7年5月15日
東京都港区麻布十番一丁目11番3号
株式会社東亞
代表取締役 新井 有羅

貸借対照表の要旨(令和6年8月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	187,125
固定資産	62,812
資産合計	249,938
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	76,655
資本	30,000
資本	143,282
資本	50,000
資本	98,242
利益剰余金	12,500
利益準備金	85,742
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(14,927)
自己株式	△ 4,960
負債・純資産合計	249,938

第58期決算公告

令和7年4月24日
神奈川県川崎市高津区宇奈根731番地6
グロリア・アーツ株式会社
代表取締役 鈴木 敦久

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	322,678
固定資産	778,028
資産合計	1,100,706
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	211,165
定資本	654,623
資本	234,917
資本	50,000
資本	25,000
資本	25,000
利益剰余金	159,917
利益準備金	12,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	147,417 (3,853)
合 計	1,100,706

第91期決算公告

2025年4月24日
東京都港区新橋二丁目13番8号
東和電気株式会社
代表取締役 石井 照万

貸借対照表の要旨(2025年1月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	9,584
固定資産	2,369
資産合計	11,953
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	7,068
定資本	1,649
資本	3,236
資本	301
利益剰余金	2,935
利益準備金	75
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,860 (616)
負債・純資産合計	11,953

第3期決算公告

令和7年3月30日
東京都港区元麻布三丁目1番6号
Ria Financial Services Japan株式会社
代表取締役 エスペン・クリステンセン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	314,022
資産合計	314,022
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	175,000
負債合計	175,000
株主資本	139,022
資本	1,000,000
利益剰余金	△ 860,978
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 860,978 (755,978)
純資産合計	139,022
負債・純資産合計	314,022

第34期決算公告

令和7年5月15日
新潟市中央区鑑西二丁目29番15号
株式会社クリップス
代表取締役 阿部 広則

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	777,324
固定資産	235,505
資産合計	1,012,829
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	182,706
負債合計	182,706
株主資本	830,123
資本	10,000
利益剰余金	820,123
利益準備金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	817,623 (198,260)
純資産合計	830,123
負債・純資産合計	1,012,829

第1期決算公告

令和7年5月15日
神奈川県小田原市栄町一丁目16番37号
株式会社オフグリッドフィールド
代表取締役 廣里 成隆

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	60,700
固定資産	135
繰延資産	196
資産合計	61,031
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	7,864
定資本	53,167
資本	30,000
資本	30,000
資本	30,000
利益剰余金	△ 6,833
利益準備金	△ 6,833
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(6,833)
負債・純資産合計	61,031

第7期決算公告

令和7年5月15日
横浜市港北区新横浜三丁目7番18号
スコットベーダー・ジャパン株式会社
代表取締役 デイビッド・ロッソウ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	29,970
資産合計	29,970
負純 資 産 及 の び部	
流动負債	59,384
負債合計	59,384
株主資本	△ 29,414
資本	5,000
利益剰余金	△ 34,414
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 34,414 (5,205)
純資産合計	△ 29,414
負債・純資産合計	29,970

第24期決算公告

令和7年5月15日
滋賀県長浜市田村町字仙堂前1199番地
イオンディライトアカデミー株式会社
代表取締役社長 二宮 大祐
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	446,679
	固定資産	15,676
合計		462,356
負純資産及び部	流动負債	74,968
	固定負債	387,387
	資本金	30,000
	利益剰余金	357,387
	利息準備金	7,500
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	349,887
合計		(29,420)
	合計	462,356

第34期決算公告

2025年5月15日
名古屋市東区泉一丁目23番22号
株式会社名古屋グランパスエイト
代表取締役社長 清水 克洋
貸借対照表の要旨(2025年1月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の産部	流动資産	1,397
	固定資産	859
	有形固定資産	20
	無形固定資産	17
	投資その他の資産	820
資産合計		2,257
負純資産及び部	流动負債	1,264
	固定負債	196
	資本金	795
	本益剰余金	105
	利息準備金	690
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	690
合計		(170)
	負債・純資産合計	2,257

第72期決算公告

令和7年5月14日
名古屋市中区錦一丁目16番7号
株式会社アサダユウ
代表取締役 齋藤 久也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の産部	流动資産	1,171
	固定資産	316
資産合計		1,488
負純資産及び部	流动負債	846
	固定負債	20
	資本金	613
	本益剰余金	20
	利息準備金	593
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	5
合計		588
	評価・換算差額等	(158)
	負債・純資産合計	9
	負債・純資産合計	1,488

第21期決算公告 令和7年5月15日

神戸市中央区海岸通一丁目2番31号
楽天ヴィッセル神戸株式会社
代表取締役社長 千布 勇気
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	2,111,743
	固定資産	1,603,778
合計		3,715,522
負純資産及び部	流动負債	2,147,126
	固定負債	154,242
	資本金	1,414,153
	資本剰余金	98,000
	資本準備金	561,011
	利益剰余金	561,011
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	755,142
合計		(5,963)
	合計	3,715,522

第18期決算公告 令和7年5月15日

兵庫県川西市久代三丁目6番1号
株式会社ORS
代表取締役 藤木 俊長
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の産部	流动資産	88,516
	固定資産	154,604
合計		243,120
負純資産及び部	流动負債	505,399
	固定負債	12,000
	資本金	△ 274,278
	本益剰余金	10,000
	利息準備金	△ 284,278
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△ 284,278
合計		(7,132)
	合計	243,120

第11期決算公告 令和7年5月15日

大阪市中央区安土町三丁目3-9
田村駒ビル3階
株式会社ヒルストン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	128,774
	固定資産	34,986
資産合計		163,761
負純資産及び部	流动負債	83,194
	与引負債	6,729
	資本金	81,666
	本益剰余金	△ 1,099
	利息剰余金	30,000
	その他資本剰余金	15,531
	利益剰余金	15,531
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 46,631
	合計	△ 46,631
	負債・純資産合計	(110,167)
	負債・純資産合計	163,761

第46期決算公告 2025年5月15日

大分県由布市湯布院町川上1556番地2
株式会社ゆふいんくつろぎの郷
代表取締役 伊藤 雅人
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	158,274
	固定資産	13,667
合計		171,941
負純資産及び部	流动負債	95,144
	固定負債	471,730
合計		566,874
純資産合計		△ 394,933
	負債・純資産合計	171,941

第5期決算公告 令和7年5月14日

福岡県北九州市小倉北区米町2-1-21
株式会社アイキューブデジタル
代表取締役社長 伊井 稔博
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	558,953
	固定資産	250,503
資産合計		809,457
負純資産及び部	流动負債	583,085
	資本金	226,371
	本益剰余金	350,000
	利息準備金	363,019
	その他資本剰余金	13,019
	利益剰余金	△ 486,647
	その他利息剰余金(うち当期純利益)	△ 486,647
合計		(170,435)
	負債・純資産合計	809,457

第10期決算公告 令和7年5月15日

福岡県大野城市山田5丁目1-17
株式会社プレミアムロジックス
代表取締役社長 森 五岳
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	123,778
	固定資産	372,377
資産合計		496,155
負純資産及び部	流动負債	117,019
	固定負債	117,500
合計		234,519
株主資本	資本金	261,636
	本益剰余金	10,000
	利息剰余金	251,636
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	251,636
合計		(33,168)
純資産合計		261,636
	負債・純資産合計	496,155

第38期決算公告 令和7年5月15日

東京都千代田区神田多町二丁目1-23
押入れ産業株式会社
代表取締役 森田 浩史
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	879,223
	固定資産	413,993
合計		1,293,216
負純資産及び部	流动負債	208,506
	固定負債	104,156
	資本金	980,553
	本益剰余金	100,000
	利息準備金	350,000
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	548,003
	自己株式	548,003
合計		(77,295)
	合計	△ 17,450
	負債・純資産合計	1,293,216

第26期決算公告 令和7年5月15日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株式会社ビービット
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流动資産	673,608
	固定資産	376,776
資産合計		1,050,385
負純資産及び部	流动負債	1,189,618
	固定負債	196,506
	資本金	△ 369,693
	本益剰余金	50,000
	利息準備金	3,099,966
	その他利息剰余金(うち当期純損失)	1,634,869
	自己株式	△ 3,519,526
合計		(1,458,520)
	新株予約権	△ 134
	負債・純資産合計	33,953
	負債・純資産合計	1,050,385

第2期決算公告 令和7年5月15日

札幌市白石区平和通15丁目北1番21号
一般財団法人キノルド杉本恵昭記念財團
代表理事 杉本 恵昭
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の産部	流动資産	60,315
	固定資産	10,000
資産合計		70,315
負債財産及び部	流动負債	—
	負債合計	—
	指定正味財産	10,000
	(基本財産充当額)	(10,000)
	一般正味財産	60,315
	正味財産合計	70,315
	合計	70,315

第6期決算公告 令和7年3月31日
東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
co-lab渋谷キャスト

Ripples株式会社
代表取締役 ヨセフ・メシュラム
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動 資産 80,395,933 固定 資産 839,056
	資産合計 81,234,989
負純 資産 及の び部	流動 負債 72,663,989 株主資本 8,571,000 資本利益 5,000,000 利益剰余金 3,571,000 利益準備金 577,310 その他利益剰余金 2,993,690 (うち当期純利益) (1,092,847)
	負債・純資産合計 81,234,989

第39期決算公告 令和7年5月15日
東京都文京区本郷二丁目38番16号
ビー・フランエースクラップ株式会社
代表取締役社長 丸上 琢也
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 10,397 固定 資産 6,674
	資産合計 17,070
負純 資産 及の び部	流動 負債 9,832 (賞与引当金) (309) 固定 負債 523 (引当金等) (436) 株主資本 6,715 資本利益 200 利益剰余金 6,515 利益準備金 50 その他利益剰余金 6,465 (うち当期純利益) (573)
	負債・純資産合計 17,070

第1期決算公告

令和7年3月27日
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー16階
PJTパートナーズジャパン株式会社
代表取締役 カラン・ダノ・カーティス・レズニック

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 399 固定 資産 11
	資産合計 410
負純 資産 及の び部	流動 負債 316 固定 負債 0 株主資本 94 資本利益 190 利益剰余金 △96 その他利益剰余金 △96 (うち当期純損失) (28)
	負債・純資産合計 410

第2期決算公告 令和7年3月31日
東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル11階

株式会社ICMG Digital
代表取締役 高橋 宏
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 305,726 固定 資産 306
	資産合計 306,032
負純 資産 及の び部	流動 負債 157,346 株主資本 148,686 資本利益 10,000 利益剰余金 138,686 繰越利益剰余金 33,338 (うち当期純利益) (105,348)
	負債・純資産合計 306,032

第37期決算公告 令和7年5月15日
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー30階
プラット&ホイットニー・ジャパン株式会社
代表取締役 ハイディ・デバスカーレ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,281 固定 資産 69
	資産合計 1,350
負純 資産 及の び部	流動 負債 118 固定 負債 260 株主資本 972 資本利益 400 利益剰余金 572 利益準備金 100 その他利益剰余金 472 (うち当期純利益) (194)
	負債・純資産合計 1,350

第17期決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区神田佐久間町
3丁目20番5号

株式会社Nexedi
代表取締役 田原 悠西
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 57,882 固定 資産 3,998
	資産合計 61,880
負純 資産 及の び部	流動 負債 8,499 固定 負債 53,381 株主資本 5,500 資本利益 47,882 利益剰余金 2,000 利益準備金 45,882 その他利益剰余金 (6,834) (うち当期純利益)
	合計 61,880

第3期決算公告 令和7年5月15日
東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社アシスト

代表取締役 東 怜弥

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 44,998 固定 資産 1,340
	資産合計 46,338
負純 資産 及の び部	流動 負債 25,252 株主資本 21,086 資本利益 7,770 利益剰余金 13,316 その他利益剰余金 13,316 (うち当期純利益) (2,386)
	合計 46,338

第6期決算公告

令和7年5月15日
東京都中央区銀座七丁目17番2号
株式会社ネクストユニオンmp
代表取締役社長 園部雄一郎
貸借対照表の要旨(令和6年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 123,859 固定 資産 6,624
	資産合計 130,484
負純 資産 及の び部	流動 負債 81,643 固定 負債 25,000 株主資本 23,840 資本利益 10,000 利益剰余金 13,840 その他利益剰余金 13,840 (うち当期純利益) (12,362)
	合計 130,484

第4期決算公告 令和7年3月31日
東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル11階

株式会社ICMG Partners

代表取締役 濑川 獻

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 113,468 固定 資産 816
	資産合計 114,284
負純 資産 及の び部	流動 負債 63,026 固定 負債 51,258 株主資本 2,500 資本利益 46,258 利益剰余金 39,660 繰越利益剰余金 (6,598) (うち当期純利益)
	合計 114,284

第16期決算公告 令和7年5月15日
東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社おくりバント

代表取締役 高山 洋平

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 35,253
	合計 35,253
負純 資産 及の び部	流動 負債 8,563 株主資本 26,690 資本利益 10,000 利益剰余金 16,690 その他利益剰余金 16,690 (うち当期純損失) (492)
	合計 35,253

第1期決算公告 令和7年5月15日

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社AWU

代表取締役 西岡 明彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 20,000
	合計 20,000
負純 資産 及の び部	流動 負債 330 株主資本 19,669 資本利益 10,000 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 △330 △330 (うち当期純損失) (330)
	合計 20,000

第1期決算公告 令和7年5月15日

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

MetricWorks Japan株式会社

代表取締役 神田 佑貴

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 11,088
	合計 11,088
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,000 株主資本 10,087 資本利益 10,000 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 △9,912 △9,912 (うち当期純損失) (9,912)
	合計 11,088

第13期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社ADWAYS EN	
代表取締役 熊倉 直紀	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 合計	49,555
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純損失)	14,637 34,917 24,900 15,000 15,000 △4,982 △4,982 (11,301)
合計	49,555

第13期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
774株式会社	
代表取締役 西岡 明彦	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 合計	229,917
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	57,669 172,248 45,000 15,000 15,000 112,248 112,248 (45,272)
合計	229,917

第14期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社サムライ・アドウェイズ	
代表取締役 澤入 拓巳	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産 合計	517,823 188,037 705,861
負純資産部 流動負債 固定負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	173,650 12,000 520,211 60,000 50,000 50,000 410,211 410,211 (76,944)
合計	705,861

第11期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社アドウェイズペイジー	
代表取締役 大牟田伸洋	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 合計	1,087
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	282 804 818 △13 △13 (47)
合計	1,087

第12期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
UNICORN株式会社	
代表取締役 山田 翔	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産 合計	1,683,749 41,402 1,725,151
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,049,852 675,299 239,950 344,840 344,840 90,509 90,509 (30,838)
合計	1,725,151

第12期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社昭和デジタル	
代表取締役 岡村 陽久	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産 合計	100,240 15 100,255
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純損失)	93,075 7,179 25,000 15,000 15,000 △32,820 △32,820 (3,938)
合計	100,255

第12期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
予約トップ10株式会社	
代表取締役 山田 翔	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 合計	27,113
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純損失)	7,735 19,378 58,477 57,477 57,477 △96,577 △96,577 (28,725)
合計	27,113

第10期決算公告 令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社preheat	
代表取締役 龍神 尚輝	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 合計	64,715
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	53,877 10,838 5,000 5,000 5,000 838 838 (299)
合計	64,715

第11期決算公告 令和7年5月15日 ¹ 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号	
株式会社アドウェイズ・フロンティア	
代表取締役 上村 拓矢	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の産部 流動資産 固定資産 合計	176,639 5,884 182,524
負純資産部 流動負債 資本金 主本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	69,457 3,194 109,872 30,000 20,000 20,000 59,872 59,872 (37,511)
合計	182,524

決算公告 令和7年5月15日 東京都千代田区二番町11番地19	
フィスカースジャパン株式会社	
代表取締役 パイヴィティモネン	
貸借対照表の要旨(令和5年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
流動資産 固定資産 合計	3,437,176 1,222,923 4,660,099
流動負債 賞与引当金 有給休暇引当金 株主資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,429,426 5,882 45,658 2,230,673 100,000 2,240,000 500,000 1,740,000 △109,326 70,000 △179,326 (159,977)
資産合計	4,660,099
負債・純資産合計	4,660,099

決算公告 令和7年5月15日 東京都千代田区二番町11番地19	
フィスカースジャパン株式会社	
代表取締役 パイヴィティモネン	
貸借対照表の要旨(令和4年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
流動資産 固定資産 合計	3,498,136 1,471,177 4,969,313
流動負債 賞与引当金 有給休暇引当金 その他引当金 株主資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,898,617 65,697 43,127 15,791 2,070,696 100,000 2,240,000 500,000 1,740,000 △269,303 70,000 △339,303 (246,806)
資産合計	4,969,313
負債・純資産合計	4,969,313

第32期決算公告

令和7年5月15日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパークイースタワー5階
代表取締役 太田 有哉
株式会社
代表取締役 太田 有哉

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,709	流动負債	5,010
固定資産	6,008	固定負債	4,975
株主資本		株主資本	1,732
資本剰余金		資本剰余金	50
資本準備金		資本準備金	24
その他資本剰余金		その他資本剰余金	40
利益剰余金		利益剰余金	△15
その他利益剰余金		その他利益剰余金	1,658
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	1,658
資産合計	11,717	負債・純資産合計	11,717

決算公告

令和7年5月15日

東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館3階
代表取締役 及川 洋一
株式会社
代表取締役 及川 洋一

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,792,201	流动負債	6,543,581
固定資産	1,151,285	固定負債	2,072,577
株主資本		(退職給付引当金)	(932,097)
資本剰余金		株主資本	△2,672,671
資本準備金		資本剰余金	80,000
その他資本剰余金		資本準備金	20,000
利益剰余金		利益剰余金	20,000
その他利益剰余金		その他利益剰余金	△2,772,671
(うち当期純損失)		(うち当期純損失)	△2,772,671
資産合計	5,943,487	負債・純資産合計	5,943,487

第34期決算公告

2025年5月15日

大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号

株式会社オーランダテイメント

代表取締役社長 野村 康隆

貸借対照表の要旨

(2025年2月20日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,861	流动負債	3,772
固定資産	2,162	固定負債	1,117
有形固定資産	1,494	退職給付引当金	191
無形固定資産	133	役員退職慰労引当金	30
投資その他の資産	535	その他の負債	896
		株主資本	1,134
		資本剰余金	100
		資本準備金	454
		その他資本剰余金	314
		利益剰余金	140
		その他利益剰余金	580
		(うち当期純損失)	580
資産合計	6,023	負債・純資産合計	6,023

第54期決算公告

令和7年5月15日

愛知県北名古屋市徳重御宮前62番地

中部日化サービス株式会社

代表取締役 岩田 幸成

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,250,454	流动負債	809,296
固定資産	300,801	固定負債	238,599
		負債合計	1,047,895
株主資本		株主資本	2,490,394
資本剰余金		資本剰余金	31,000
利益準備金		利益準備金	2,459,394
その他利益剰余金		その他利益剰余金	7,750
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	2,451,644
評価・換算差額等		評価・換算差額等	(183,903)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	12,966
純資産合計	3,551,255	純資産合計	2,503,360
負債・純資産合計	3,551,255	負債・純資産合計	3,551,255

第34期決算公告

2025年4月11日茨城県鹿嶋市大字栗生字東山2887番地

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・ジー

代表取締役 小泉 文明

貸借対照表の要旨

(2025年1月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,418	流动負債	3,511
固定資産	1,852	賞与引当金	63
有形固定資産	1,591	固定負債	193
無形固定資産	72	退職給付引当金	46
投資その他の資産	188		
		負債合計	3,705
		株主資本	1,571
		資本剰余金	2,257
		資本準備金	834
		その他資本剰余金	△1,520
		利益剰余金	△1,520
		評価・換算差額等	45
		純資産合計	1,566
資産合計	5,271	負債・純資産合計	5,271

損益計算書の要旨

(自2024年2月1日) (至2025年1月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	7,200
上原価	4,967
販売費及び一般管理費	2,233
業利益	2,157
業外収益	75
業外費用	3
経常利益	40
税引前当期純利益	38
法人税、住民税及び事業税	38
法人税等調整額	30
当期純利益	1
	7

第4期決算公告

令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社オールドルーキー

代表取締役 岡村 陽久

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	208,788
流动資産	984,313
固定資産	
合計	1,193,102
負純資産及のび部	
流动負債	48,534
固定負債	966,197
株主資本	178,369
資本剰余金	99,000
資本準備金	99,000
利益剰余金	△19,630
その他利益剰余金	△19,630
(うち当期純利益)	(5,450)
合計	1,193,102

第9期決算公告

令和7年5月15日

東京都港区港南二丁目16番5号

楽天Edy株式会社

代表取締役社長 和田 圭

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	143,116	流动負債	167,845
固定資産	29,183	(退職引換引当金)	(58)
株主資本		固定負債	21
資本剰余金		資本準備金	4,432
資本準備金		その他資本剰余金	75
その他資本剰余金		利益剰余金	1,388
利益剰余金		評価・換算差額等	75
評価・換算差額等		法人税、住民税及び事業税	1,313
法人税、住民税及び事業税		法人税等調整額	2,968
法人税等調整額		当期純利益	2,968
当期純利益			521
資産合計	172,299	負債・純資産合計	172,299

第4期決算公告

令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社オールドルーキー

代表取締役 岡村 陽久

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	30,105
流动資産	17,837
固定資産	
合計	47,942
負純資産及のび部	
流动負債	1,359
固定負債	1,042
株主資本	45,540
資本剰余金	15,000
資本準備金	15,000
利益剰余金	15,540
法人税、住民税及び事業税	15,540
法人税等調整額	(614)
合計	47,942

第2期決算公告 令和7年5月15日
東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
株式会社ADWAYS DEEE
代表取締役 田村 鷹正

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,710,560
	固定資産 528
	合 計 3,711,089
負純 資産 及の び部	流動負債 2,645,442
	株主資本 1,065,646
	資本剰余金 45,000
	資本準備金 45,000
	利益剰余金 975,646
	その他利益剰余金(うち当期純利益) 975,646
	合 計 (304,694)
	資産合計 3,711,089

令和7年5月15日

第14期決算公告

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天ペイメント株式会社
代表取締役社長 小林 重信

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	208,332	流動負債	206,394
固定資産	7,441	(賞与引当金)	(338)
		固定負債	1,440
		(退職給付引当金)	(1,440)
		株主資本	7,938
		資本剰余金	100
		資本準備金	3,475
		利益剰余金	3,475
		その他利益剰余金	4,362
		資産合計	215,773
		負債・純資産合計	215,773

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日至令和6年12月31日)(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	74,919
売上原価	33,869
売上総利益	41,049
販費営業	38,428
業外収益	2,621
業外費用	405
常利	150
経常引前税	2,877
法人税等調整額	2,877
当期純利益	△ 43
当期純利益	△ 1,441
	4,362

第26期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天インサイト株式会社
代表取締役 渡邊 秀文

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,906,878
	固定資産 210,430
	合 計 3,117,309
負純 資産 及の び部	流動負債 1,278,308
	株主資本 1,839,000
	資本剰余金 246,100
	資本準備金 300,789
	その他資本剰余金 158,100
	利益剰余金 142,689
	その他利益剰余金 1,292,111
	利益剰余金(うち当期純利益) 1,292,111
	(962,454)
	合 計 3,117,309

令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	406,493
固定資産	1,287,133
	流動負債 1,114,024
	(賞与引当金) (850)
	固定負債 347,805
	(退職給付引当金) (4,083)
	株主資本 229,066
	資本剰余金 100
	資本準備金 459,191
	利益剰余金 459,191
	その他利益剰余金 △ 230,224
	評価・換算差額等 2,730
	その他有価証券評価差額金 2,730
	資産合計 1,693,627
	負債・純資産合計 1,693,627

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日至令和6年12月31日)(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	284,155
売上原価	438,235
売上総損失	154,080
販費営業	116,562
業外収費	270,642
業外費用	8,844
常別損	30,630
経特損	292,428
特別損失	79,759
引前当期純損失	4,743
税引前当期純損失	217,412
法人税等調整額	65,291
当期純損失	78,103
	230,224

第8期決算公告 令和7年5月15日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天データマーケティング株式会社
代表取締役 古角 桜一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 4,045,403
	固定資産 170
	資産合計 4,045,574
負純 資産 及の び部	流動負債合計 3,049,296
	株主資本 996,277
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 100,000
	利益剰余金 796,277
	その他利益剰余金 796,277
	(うち当期純利益) (45,859)
	純資産合計 996,277
	負債・純資産合計 4,045,574

令和7年5月15日 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天シンフォニー株式会社
代表取締役社長 シャラット・スリオアストア

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	92,108
固定資産	217,168
	流動負債 5,731
	(うち賞与引当金) (125)
	固定負債 2,163
	退職給付引当金 529
	関係会社事業損失引当金 1,634
	株主資本 301,382
	資本剰余金 100
	資本準備金 301,032
	その他資本剰余金 100,000
	利益剰余金 201,032
	250
	その他利益剰余金 250
	資産合計 309,277
	負債・純資産合計 309,277

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日至令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
売上高	3,964
売上原価	2,622
売上総利益	1,341
販費営業	2,969
業外収費	1,628
業外費用	175
常別損	1,423
経特損	2,876
特別損失	4,497
引前当期純利益	1,168
法人税等	452
事業税	525
法人税等調整額	△ 1,363
当期純利益	2,340

第7期決算公告

令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿3丁目9番7号
フロンティア新宿タワー4階

ボールドライイト株式会社
代表取締役 宮本 章弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 443,271
	固定資産 8,014
	合 計 451,285
負純 資産 及の び部	流動負債 101,403
	株主資本 349,882
	資本剰余金 10,000
	資本準備金 350,241
	利益剰余金 350,241
	その他利益剰余金 (114,394)
	自己株式 △ 10,358
	合 計 451,285

第10期決算公告

令和7年5月15日 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9-18
楽天モバイルエンジニアリング株式会社
代表取締役 磯邊 直志

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	4,005,479
固定資産	180,889
	流動負債 2,505,101
	固定負債 □
	負債合計 2,505,101
	株主資本 1,681,267
	資本剰余金 20,000
	資本準備金 25,383
	その他資本剰余金 25,383
	利益剰余金 1,635,884
	その他利益剰余金 1,635,884
	純資産合計 1,681,267
	負債・純資産合計 4,186,369

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日至令和6年12月31日)(単位:千円)

科 目	金額
売上高	10,635,130
売上原価	8,390,024
売上総利益	2,245,105
販費営業	2,087,875
業外収費	157,229
業外費用	15,349
常別損	699
経特損	171,880
特別損失	347
引前当期純利益	1,862
法人税等	170,364
事業税	16,699
法人税等調整額	84,333
当期純利益	69,330

第50期決算公告

令和7年5月10日
沖縄県島尻郡南風原町字兼城514番地1
イオン琉球株式会社
代表取締役社長 鯉渕豊太郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,657	流動負債	20,306
固定資産	24,815	固定負債	7,066
有形固定資産	18,020	負債合計	27,372
無形固定資産	11		
投資その他の資産	6,784		
資産合計	36,472	負債・純資産合計	36,472

損益計算書の要旨
(自6年3月1日)
(至令和7年2月28日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	100,879
売上原価	76,774
売上総利益	24,105
その他営業収入	4,875
販売費一般管理	28,980
売上外業常別	27,148
税引前当期純利益	1,832
法人税等調整額	△21
法人税等調整額	1,811
当期純利益	△379
純資産合計	1,432
当期純利益	353
純資産合計	27
負債・純資産合計	1,052

第36期決算公告 令和7年5月15日
札幌市手稲区前田五条九丁目8番24号**道央朝日販売株式会社**

代表取締役 菊池 正仁

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	6,425
固定資産	9,010
資産合計	15,435
負純資産及のび部	
流動負債	4,462
固定負債	14,243
資本	△3,270
利益	20,000
剰余金	△23,270
その他利益剰余金	△23,270
(うち当期純利益)	(12,936)
負債・純資産合計	15,435

資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を二千万円減少し〇円	とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司	告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり	です。
令和7年5月十五日	札幌市手稲区前田五条九丁目八番二四号 道央朝日販売株式会社 代表取締役 菊池 正仁

第3期決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階

EdgeConneX Japan OpCo株式会社

代表取締役 フォン・ユー・オン

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	252,551
固定資産	910
資産合計	253,461
負純資産及のび部	
流動負債	617,644
固定負債	△364,182
資本	100
利益	△364,282
剰余金	△364,282
(うち当期純損失)	(125,267)
合 計	253,461

第43期決算公告 令和7年5月15日
埼玉県所沢市大字城1番地の1
協栄流通株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年1月20日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	6,569,017
固定資産	4,685,274
資産合計	11,254,291
負純資産及のび部	
流動負債	4,857,978
固定負債	4,185,892
資本	2,210,421
利益	100,000
剰余金	340,426
その他資本剰余金	340,000
利益	426
剰余金	1,769,994
利益	121,250
剰余金	1,648,744
その他利益剰余金	(389,885)
負債・純資産合計	11,254,291

準備金の額の減少公告	
当社は、資本準備金の額を二億四〇〇〇万円	減少し、一億円とすることにいたしました。
効力発生日は、令和7年六月二十日であり、	株主総会の決議は、令和7年四月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司	告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり	です。
令和7年5月十五日	埼玉県所沢市大字城一番地の一 協栄流通株式会社 代表取締役 石井 雅栄

第51期決算公告 令和7年4月17日
神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目17-3
株式会社コームー

代表取締役 加藤 寛之

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	890,295
固定資産	2,566,403
資産合計	3,456,698
負純資産及のび部	
流動負債	245,261
固定負債	995,593
資本	2,129,085
利益	60,000
剰余金	2,069,085
利益	15,000
剰余金	2,054,085
(内当期純利益)	(54,649)
評価・換算差額等	86,759
合 計	3,456,698

令和7年5月15日
東京都千代田区神田美土代町11番地2
ラクビル株式会社

代表取締役 大内健太郎

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	29,841,465
固定資産	20,995,124
資産合計	50,836,589
負純資産及のび部	
流動負債	1,785,435
固定負債	49,051,154
資本	56,025,000
利益	50,025,000
剰余金	△56,998,846
その他利益剰余金	△56,998,846
(うち当期純損失)	(30,981,194)
負債・純資産合計	50,836,589

資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を三〇九九万八三五円	減少し一億円とすることにいたしました。
減少する資本金全額を資本準備金に振り替えます。	この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおり
令和7年5月十五日	東京都千代田区神田美土代町11番地2 ラクビル株式会社 代表取締役 大内健太郎

第1期決算公告

令和7年5月15日
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田1丁目37番地2

株式会社Enj oy Kid's

代表取締役 高橋 亨

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	1,100
固定資産	—
資産合計	1,100
負純資産及のび部	
流動負債	—
固定負債	—
資本	1,100
利益	1,100
剰余金	1,100
合 計	1,100

第18期決算公告 令和7年5月15日
名古屋市東区東桜一丁目10番24号
株式会社アールプランナー不動産
代表取締役社長 桥 政樹

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	806,915
固 定 資 産	267,763
合 計	1,074,679
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	362,325
貯 金	22,690
引 当 貸 金	231,240
定 主 資 本	481,113
資 本 金	50,000
利 益 剰 余 金	431,113
利 益 剰 余 金	12,500
その他の利益剰余金	418,613
(うち当期純利益)	(276,474)
合 計	1,074,679

第67期決算公告 令和7年5月15日
東京都千代田区飯田橋二丁目6番6号
三共化成株式会社
代表取締役 森平 昌人

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	857,606
固 定 資 産	722,636
合 計	1,580,243
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	174,329
固 定 負債	731,863
役員退職慰労引当金	14,700
事業再構築引当金	6,820
株 主 資 本	674,050
資 本 金	10,198
利 益 剰 余 金	663,852
利 益 剰 余 金	1,335
利 益 剰 余 金	662,517
その他の利益剰余金	(193,144)
(うち当期純損失)	
合 計	1,580,243
負債・純資産合計	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金十九万八千円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決 算 公 告
令和7年5月15日
大阪市北区梅田一丁目12番12号
東京建物梅田ビル12階
Ora Japan株式会社
代表取締役 スチュワート・エイペルソン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	86,794
固 定 資 産	513
合 計	87,308
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	52,496
株 主 資 本	34,812
資 本 金	50
資 本 余 備 金	50
利 益 剰 余 金	50
利 益 剰 余 金	34,712
その他の利益剰余金	34,712
(うち当期純利益)	(385)
合 計	87,308

第22期決算公告 令和7年5月15日
愛知県豊橋市三ツ相町277番地
株式会社伊勢安ワイヤクリエイティック
代表取締役 安藤 充宏

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	977,269
固 定 資 産	79,997
合 計	1,057,267
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	453,983
株 主 資 本	0
資 本 金	603,283
資 本 余 備 金	20,000
利 益 剰 余 金	583,283
利 益 剰 余 金	583,283
その他の利益剰余金	(60,507)
合 計	1,057,267

準備金の額の減少公告
当社は、令和7年6月二十日を効力発生日とする株式会社伊勢安ワイヤクリエイティック(以下、「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額が減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第74期決算公告 令和7年5月15日
神戸市中央区三宮町2丁目10番19号
株式会社ドンク
代表取締役 中土 忠

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	12,417
固 定 資 産	20,671
合 計	33,088
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	3,661
株 主 資 本	469
資 本 金	28,957
資 本 余 備 金	210
利 益 剰 余 金	93
資 本 準 備 金	93
利 益 剰 余 金	28,653
利 益 剰 余 金	53
その他の利益剰余金	28,600
(うち当期純利益)	(792)
合 計	33,088

決 算 公 告
令和7年5月15日
三重県伊勢市黒瀬町1464番地
吹上鋼材株式会社
代表取締役 吉田 豊

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	252,279
固 定 資 産	131,134
合 計	383,413
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	173,970
株 主 資 本	21,310
資 本 金	188,133
資 本 余 備 金	8,000
利 益 剰 余 金	180,133
利 益 剰 余 金	2,000
その他の利益剰余金	178,133
(うち当期純利益)	(23,550)
合 計	383,413

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産業に関する権利義務を承継し乙はそれを承認することにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のあった債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

新 所 在 場 所 記
岩手県八幡平市平館第一六地割七五番地一
旧 所 在 場 所 記
岩手県八幡平市平館第一六地割七五番地一
令和7年5月15日

本店移転についてのお知らせ
当社は令和7年3月三十日をもって、本店を左記のとおり移転しましたのでお知らせいたします。

第5期決算広告
令和7年5月15日 東京都千代田区有楽町1-8-1
ペニンシュラマーチャンダイジングジャパン合同会社
職務執行者 ベンジャミン・ジュリアン・アーサー・ヴュショ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
流 動 資 産	295,451
固 定 資 産	151,698
有形 固定 資 産	102,293
無形 固定 資 産	19,507
投資 その他の資産	29,898
合 計	447,149
負 債	1,074,802
資 本	609,220
負債合計	1,684,022
資本合計	△1,236,874
資本余金	17,500
資本剰余金	17,500
純資産合計	△1,271,874
負債・純資産合計	447,149

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
売 上	726,134
原 利	342,714
販 費	383,420
営 業 経 費	942,898
営 業 常 営 利 益	559,478
外 営 利 益	6
業 常 営 利 損	71,537
業 常 営 利 損	631,008
業 常 営 利 損	631,008
税 引	440
法 事 業 税	440
業 常 営 利 損	631,448
当 期 純 損 失	631,448

令和7年5月15日
岩手県盛岡市津志田南三丁目8番22号
館沢電気株式会社
代表取締役 川村 茂光

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	115,754
固定資産	1,248,049
合 計	27,389
負純資産及のび部	
流動負債	45,631
固定負債	1,223,190
株主資本	122,371
資本剰余金	20,500
利益剰余金	101,871
その他の利益剰余金	6,150
(うち当期純利益)	95,721
合 計	(607)
	1,391,192

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するTK不動産総合管理株式会社(住所:岩手県盛岡市津志田南三丁目八番二二号)に対して当社の不動産賃貸事業並びに食料品及び日用品雑貨の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月15日
岩手県盛岡市津志田南三丁目八番二二号
館沢電気株式会社
代表取締役 川村 茂光

第45期決算公告 令和7年5月15日
神戸市中央区三宮町2丁目10番19号
株式会社ジョアン・ジャポン
代表取締役 中土 忠

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	216,107
固定資産	172
合 計	216,279
負純資産及のび部	
流動負債	487
固定負債	0
株主資本	215,791
資本剰余金	10,000
資本準備金	0
資本利得	0
資本利得準備金	205,791
資本利得準備金	2,500
その他利益剰余金	203,291
(うち当期純利益)	(2,866)
合 計	216,279

第1期決算公告

令和7年5月15日
東京都港区赤坂二丁目14番5号
Daiwa赤坂ビル7階
株式会社SAO不動産
代表取締役 白須 靖浩

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	73,370
固定資産	326,630
合 計	400,000
負純資産及のび部	
流動負債	300,000
固定負債	100,000
株主資本	100,000
資本剰余金	0
利益剰余金	0
その他の利益剰余金	0
(うち当期純利益)	(0)
負債・純資産合計	400,000

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四億円減少し一億円とし、減少額のうち三億円はその他資本剰余金、一億円は資本準備金に振り替えることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和7年5月15日
東京都港区赤坂二丁目一四番五号
Daiwa赤坂ビル7階
株式会社SAO不動産
代表取締役 白須 靖浩

第45期決算公告 令和7年5月15日
神戸市中央区三宮町2丁目10番19号
株式会社イル・ド・フランス
代表取締役 中土 忠

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	55,095
固定資産	2,633
合 計	57,728
負純資産及のび部	
流動負債	15,926
固定負債	111,040
株主資本	△69,238
資本剰余金	15,000
資本準備金	238,417
資本利得	238,417
資本利得準備金	△322,656
資本利得準備金	3,750
その他利益剰余金	△326,406
(うち当期純損失)	(24,092)
合 計	57,728

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	401,188
固定資産	62,842
合 計	464,031
負純資産及のび部	
流動負債	144,730
(賞与引当金)	(27,064)
(その他引当金)	(1,307)
固定負債	538
株主資本	318,761
資本剰余金	19,000
資本準備金	9,000
利益剰余金	9,000
利益準備金	290,761
その他利益剰余金	1,176
(うち当期純利益)	289,585
合 計	(70,755)
	464,031

吸收分割公告
当社(甲)は、吸收分割により株式会社イアクト(乙)、住所:東京都千代田区大手町一丁目五番一號大手町ファーストスクエアウエストタワーE2F号のウェブ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公表いたします。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りですが、期中に増資を行い、現在の資本金の額は五億円となつております。

令和7年5月15日
東京都千代田区大手町一丁目五番一号
株式会社イアクト
代表取締役 白須 靖浩

第25期決算公告 令和7年5月15日
山口県山口市大字朝田字流通センター601番地11
株式会社MSYフーズ
代表取締役 松本 豊

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	154,838
固定資産	76,969
合 計	231,808
負純資産及のび部	
流動負債	28,545
固定負債	86,738
株主資本	116,524
資本剰余金	3,000
資本準備金	118,334
資本利得	118,334
資本利得準備金	(18,974)
その他利益剰余金	△4,809
自己株式	
合 計	231,808

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	110,654
固定資産	2,374
合 計	113,028
負純資産及のび部	
流動負債	34,808
(賞与引当金)	1,200
固定負債	78,220
株主資本	10,000
資本剰余金	68,220
資本準備金	68,220
利益剰余金	68,220
利益準備金	(9,510)
合 計	113,028

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年2月18日
(乙)左記のとおりです。
令和7年5月15日
大阪市西区新町一丁目二八番一一号
(甲)株式会社エクストラント
代表取締役 丹羽 直樹
(乙)株式会社エクストラント
代表取締役 丹羽 直樹

「決算公告」は、信頼と実績のある
「官報」をご利用ください。

独立行政法人 国立印刷局

第11期決算公告 令和7年5月15日
山口県山口市大字朝田字流通センター
601番地11

山口フードサービス株式会社

代表取締役 松本 豊

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	57,791
	固定資産	6,248
	合計	64,040
負純 資 産 及 の び部	流动負債	27,580
	固定負債	64,788
	資本	△28,328
資 利 益 及 の び部	資本	8,000
	利益	△36,328
	その他利益	△36,328
資 本 及 の び部	余金	(11,780)
	合計	64,040

第26期決算公告 令和7年5月15日
東京都豊島区池袋二丁目40番13号
株式会社フォーエス
代表取締役 和泉 武志

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	534,264
	固定資産	26,200
	合計	560,465
負純 資 産 及 の び部	流动負債	214,405
	固定負債	598,327
	資本	△252,266
資 利 益 及 の び部	資本	50,000
	利益	△302,266
	その他利益	2,000
資 本 及 の び部	余金	△304,266
	合計	(93,457)
負債・純資産合計		560,465

受取分割開発事業に係る権利義務を承継し、乙はこれを承継することにいたしました。この会社分割による異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。お問い合わせ下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

第92期決算公告 令和7年4月14日
東京都千代田区6番町13番地5
公益財団法人 岩垂獎学会
代表理事 岩垂 秀一

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	23,178,336
	固定資産	2,677,854,836
	合計	2,701,033,172
負債 及 の び部	流动負債	—
	固定負債	—
	合計	—
正味 財 及 の び部	基 金	—
	指定正味財産	720,309,811
	一般正味財産	1,980,723,361
正味 財 及 の び部	正味財産合計	2,701,033,172
	合計	2,701,033,172

第75期決算公告 令和7年5月15日
滋賀県甲賀市水口町三本柳39番地
滋賀酒造株式会社
代表取締役 原 一郎

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	64,164
	固定資産	409,078
	合計	473,242
負純 資 産 及 の び部	流动負債	235,050
	固定負債	509,152
	資本	△270,960
資 利 益 及 の び部	資本	40,000
	利益	△310,960
	その他利益	△310,960
資 本 及 の び部	余金	(2,436)
	合計	473,242

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。計算書類の公告義務はありません。

第34期決算公告 令和7年5月15日
青森県弘前市大字東城北三丁目2番地の21
株式会社オフコ
代表取締役 濱名 正裕

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	49,008
	固定資産	348
	合計	49,356
負純 資 産 及 の び部	流动負債	26,026
	固定負債	560
	資本	22,770
資 利 益 及 の び部	資本	20,000
	利益	2,770
	その他利益	2,770
資 本 及 の び部	余金	(1,252)
	合計	49,356

第22期決算公告 令和7年5月15日
青森市浜館二丁目1番地1
株式会社リンクステーション
代表取締役 大鷗 憲通

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,435,063
	固定資産	1,541,241
	合計	2,976,304
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,619,056
	固定負債	21,626
	資本	769,184
資 利 益 及 の び部	資本	588,063
	利益	70,000
	その他利益	107,278
資 本 及 の び部	余金	107,278
	合計	410,785
資 利 益 及 の び部	資本	410,785
	利益	(83,950)
資 本 及 の び部	合計	2,976,304
	負債・純資産合計	2,976,304

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。左記のとおりです。左記のとおりです。

第5期決算公告 令和7年5月15日
千葉県白井市折立32番地の7
株式会社HOP

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	109,998
	固定資産	3,599,508
	合計	3,709,506
負純 資 産 及 の び部	流动負債	560,229
	固定負債	2,550,000
	資本	599,276
資 利 益 及 の び部	資本	38,500
	利益	402,816
	その他利益	28,500
資 本 及 の び部	余金	374,316
	利潤	157,960
	その他利益	157,960
資 利 益 及 の び部	金	(221,764)
	合計	3,709,506
負債・純資産合計		3,709,506

第51期決算公告 令和7年5月15日
千葉県白井市折立32番地の8
株式会社フジコー

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	584,612
	固定資産	2,608,957
	合計	3,193,570
負純 資 産 及 の び部	流动負債	302,196
	固定負債	20,433
	資本	2,870,939
資 利 益 及 の び部	資本	30,000
	利益	1,350,227
	その他利益	750,353
資 本 及 の び部	余金	599,873
	利潤	1,490,712
	その他利潤	81,550
資 利 益 及 の び部	合計	1,409,162
	負債・純資産合計	(211,214)
負債・純資産合計		3,193,570

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。左記のとおりです。左記のとおりです。

決算公告

令和7年5月15日
千葉県市川市新井二丁目15番21号
株式会社セカンドカンパニー
代表取締役 長石 剛
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	12,985
	固定資産	35,429
	合 計	48,414
負純 資産 及の び部	流动負債	63,242
	固定負債	29,380
	株主資本	△ 44,207
資の 産部	利益	1,000
	剰余金	△ 45,207
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 45,207 (25,100)
合 計		48,414

第19期決算公告

令和7年5月15日
東京都港区六本木七丁目7番7号
トライセブン六本木8階
タイタンパートナーズ株式会社
代表取締役 水上 誠
貸借対照表の要旨
(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	7,401
	合 計	7,401
	負純資産及の び部	281
資の 産部	株主資本	7,120
	資本	10,000
	利益	△ 2,879
資の 産部	剰余金	△ 2,879
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 673
合 計		7,401

第2期決算公告

令和7年5月15日
東京都新宿区新宿五丁目2-7
株式会社S・Laboratory
代表取締役 濱 一
貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	3,872
	固定資産	476
	合 計	4,349
資の 産部	流动负债	73
	固定负债	9,838
	株主資本	△ 5,563
資の 産部	資本	3,000
	利益	△ 8,563
	繰越利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 8,563 (5,106)
合 計		4,349

第13期決算公告

令和7年5月15日
静岡県御前崎市御前崎35番地
ブード株式会社
代表取締役 藤田 洋平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	84
	固定資産	15
	資産合計	99
資の 産部	流动负债	29
	固定负债	74
	株主資本	△ 4
資の 産部	資本	30
	利益	165
	剰余金	95
資の 産部	資本	69
	利益	△ 200
	剰余金	△ 200 (26)
負債・純資産合計		99

決算公告

令和7年5月15日
千葉県市川市新井二丁目15番21号
株式会社スライヴカンパニー
代表取締役 長石 剛
貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	153,219
	固定資産	323,887
	合 計	477,106
資の 産部	流动负债	76,898
	固定负债	322,985
	株主資本	△ 77,221
資の 産部	資本	1,000
	利益	76,221
	剰余金	△ 76,221 (20,641)
合 計		477,106

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月十五日

千葉県市川市新井二丁目15番21号

(甲) 株式会社スライヴカンパニー
代表取締役 長石 剛
貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	153,219
	固定資産	323,887
	合 計	477,106
資の 産部	流动负债	76,898
	固定负债	322,985
	株主資本	△ 77,221
資の 産部	資本	1,000
	利益	76,221
	剰余金	△ 76,221 (20,641)
合 計		477,106

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月十五日

千葉県市川市新井二丁目15番21号

(乙) 株式会社セカンドカンパニー
代表取締役 長石 剛
貸借対照表の要旨
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	153,219
	固定資産	323,887
	合 計	477,106
資の 産部	流动负债	76,898
	固定负债	322,985
	株主資本	△ 77,221
資の 産部	資本	1,000
	利益	76,221
	剰余金	△ 76,221 (20,641)
合 計		477,106

第9期決算公告 令和7年5月15日
東京都港区六本木七丁目7番7号
トライセブン六本木8階
トライシングループ株式会社
代表取締役 水上 誠
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	379,318
	固定資産	920,785
	合 計	1,300,103
資の 産部	流动负债	5,226
	固定负债	30,606
	株主資本	△ 1,264,271
資の 産部	資本	9,000
	利益	152,067
	剰余金	△ 152,067
資の 産部	その他資本	1,103,203
	利益	1,103,203
	剰余金	(6,287)
合 計		1,300,103

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月十五日

東京都港区六本木七丁目7番7号

(甲) トライシングループ株式会社
代表取締役 水上 誠
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	379,318
	固定資産	920,785
	合 計	1,300,103
資の 産部	流动负债	5,226
	固定负债	30,606
	株主資本	△ 1,264,271
資の 産部	資本	9,000
	利益	152,067
	剰余金	△ 152,067
資の 産部	その他資本	1,103,203
	利益	1,103,203
	剰余金	(6,287)
合 計		1,300,103

第51期決算公告 令和7年5月15日
長野県諏訪市中州4750番地
日本商事株式会社
代表取締役 游一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	156,208
	固定資産	291,400
	合 計	447,609
資の 産部	流动负债	51,758
	固定负债	65
	株主資本	△ 395,785
資の 産部	資本	14,323
	利益	591,470
	剰余金	950
資の 産部	自己株式	590,520
	利益	△ 210,008
	剰余金	(485)
合 計		447,609

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月十五日

静岡県御前崎市御前崎5590番地

(甲) 日光水産株式会社
代表取締役 鈴木一
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	1,934
	固定資産	3,009
	合 計	4,943
資の 産部	流动负债	1,171
	固定负债	1,403
	株主資本	△ 2,368
資の 産部	資本	30
	利益	8
	剰余金	8
資の 産部	自己株式	2,336
	利益	7
	剰余金	2,329
合 計		4,943

第67期決算公告 令和7年5月15日
静岡県御前崎市御前崎5590番地
日光水産株式会社
代表取締役 鈴木一
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	1,934
	固定資産	3,009
	合 計	4,943
資の 産部	流动负债	1,171
	固定负债	1,403
	株主資本	△ 2,368
資の 産部	資本	30
	利益	8
	剰余金	8
資の 産部	自己株式	2,336
	利益	7
	剰余金	2,329
合 計		4,943

第14期決算公告 令和7年5月15日
愛知県豊橋市舟原町1番地1
株式会社インフィルプラス
代表取締役 市川 靖哲

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	565,234
固定資産	165,772
合 計	193
負純資産及のび部	
流動負債	985,242
定資本	525
資利益	△254,568
その他の利益	9,000
資利益	△263,568
その他の利益	△263,568
合 計	(108,307)
合 計	731,199

第56期決算公告 令和7年5月15日
愛知県豊橋市舟原町1番地1
タイコウハウス株式会社
代表取締役 市川 靖哲

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,189,747
固定資産	2,595,104
合 計	8,377
負純資産及のび部	
流動負債	2,242,278
定資本	2,284,435
資利益	1,266,515
その他の利益	61,680
資利益	1,207,835
その他の利益	17,104
資利益	1,190,731
その他の利益	(1,771,362)
合 計	△3,000
合 計	5,793,228

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第49期決算公告 令和7年5月15日
大阪府堺市美原区木材通一丁目13番28号
株式会社プレカット中畑
代表取締役 中畑 安伴

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	42,588
固定資産	28,456
合 計	71,045
負純資産及のび部	
流動負債	75,313
定資本	△ 4,268
資利益	10,000
その他の利益	△ 14,268
資利益	400
その他の利益	△ 14,668
合 計	(15,446)
合 計	71,045

第75期決算公告 令和7年5月15日
大阪府堺市美原区木材通一丁目13番28号
中畑木材株式会社
代表取締役 中畑 安伴

貸借対照表の要旨(令和6年6月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	449,897
固定資産	152,250
合 計	602,147
負純資産及のび部	
流動負債	293,451
定資本	26,586
資利益	282,110
その他の利益	10,000
資利益	286,910
その他の利益	2,500
資利益	284,410
その他の利益	(15,579)
合 計	△ 14,800
合 計	602,147

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告 令和7年5月15日
北海道千歳市日の出一丁目1番41号
株式会社カルナ
代表取締役 谷口 弘樹

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	15,361
固定資産	70,989
合 計	86,351
負純資産及のび部	
流動負債	852
定資本	37,188
資利益	48,310
その他の利益	10,000
資利益	38,310
その他の利益	38,310
合 計	(966)
合 計	86,351

決算公告 令和7年5月15日
札幌市中央区南五条西三丁目1番地4
G H K株式会社
代表取締役 谷口 弘樹

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	167,216
固定資産	2,535,589
合 計	2,702,806
負純資産及のび部	
流動負債	325,007
定資本	1,147,698
資利益	1,230,099
その他の利益	20,000
資利益	1,210,099
その他の利益	1,000
資利益	1,209,099
その他の利益	(83,073)
合 計	2,702,806

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。

第6期決算公告 令和7年5月15日
大阪府吹田市江坂町一丁目23番32号2F
株式会社ファンリノベ
代表取締役 木村 智幸

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	150,690
固定資産	8,568
合 計	159,258
負純資産及のび部	
流動負債	183,201
定資本	62,999
資利益	△86,942
その他の利益	20,000
資利益	△106,942
その他の利益	△106,942
合 計	(29,141)
合 計	159,258

第33期決算公告 令和7年5月15日
大阪府豊中市穂積一丁目3番7号
株式会社ファンカンパニー
代表取締役 木村 智幸

貸借対照表の要旨(令和6年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,365,962
固定資産	1,217,963
合 計	2,583,926
負純資産及のび部	
流動負債	315,289
定資本	764,994
資利益	1,503,642
その他の利益	30,000
資利益	1,473,642
その他の利益	4,000
資利益	1,469,642
その他の利益	(233,704)
合 計	2,583,926

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。

第82期決算公告

令和7年5月15日 東京都千代田区東神田一丁目8番11号
スカソネ工業株式会社
代表取締役 菅佐原 純

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	30,502	流动負債	7,291
固定資産	14,589	固定負債	3,725
		負債合計	11,016
株主資本		資本金	34,075
資本剰余金		400	1
その他資本剰余金		1	1
利益剰余金		33,674	
利益準備金		295	
任意積立金等		30,400	
その他利益剰余金		2,979	
(当期純利益)		(2,649)	
純資産合計		34,075	
資産合計	45,092	負債・純資産合計	45,092

第15期決算公告

令和7年5月15日 北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番7号ORE札幌ビル7F
株式会社N D Pマーケティング
代表取締役 中村 詞貴

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,899,802,159	流动負債	1,612,716,159
固定資産	379,043,141	固定負債	417,902,000
		株主資本	243,260,884
		資本剰余金	30,000,000
		利益準備金	213,260,884
		その他利益剰余金	6,000,000
		(うち当期純損失)	207,260,884
		評価・換算差額等	(11,324,427)
		その他有価証券評価差額金	3,954,257
		新株予約権	3,954,257
資産合計	2,278,845,300	負債・純資産合計	2,278,845,300

第4期決算公告

令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号

株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス
代表取締役 西岡 明彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	522,083	流动負債	136,098
固定資産	211,669	株主資本	597,654
		資本剰余金	17,000
		資本準備金	17,000
		利益剰余金	17,000
		その他利益剰余金	563,654
		(うち当期純利益)	563,654
資産合計	733,753	負債・純資産合計	733,753

第15期決算公告

令和7年5月15日 東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ

代表取締役 山田 翔

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	218,768	流动負債	23,764
固定資産	244,494	固定負債	651,800
		株主資本	△245,837
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	128,291
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	83,291
		その他利益剰余金	△419,129
		(うち当期純損失)	△419,129
		評価・換算差額等	(218,648)
		その他有価証券評価差額金	33,535
資産合計	463,263	負債・純資産合計	463,263

第11期決算公告

2025年5月15日 東京都文京区小石川二丁目22番2号

楽天ブックスネットワーク株式会社

代表取締役社長 川村 興市

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	19,930	流动負債	19,538
固定資産	1,757	賞与引当金	17
		その他の固定期	19,520
		退職給付引当金	750
		その他の他	329
		株主資本	421
		資本剰余金	1,394
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	7,792
		利益剰余金	7,792
		その他利益剰余金	△6,498
		自己株式	△6,498
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	21,687	負債・純資産合計	21,687

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
営業収益	3,803	特別利益	22
営業費用	3,344	特別損失	0
営業利益	459	税引前当期純利益	516
営業外収益	35	法人税、住民税及び事業税	8
営業外費用	0	法人税等調整額	△
経常利益	494	当期純利益	509

注) 営業収益は、収益認識基準に基づき、販売に係る対価の総額から仕入金額を控除した純額により認識しております。

第11期決算公告

令和7年5月15日 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
住友不動産原宿ビル5階

株式会社hacomono

代表取締役 蓮田 健一

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	2,211,632	流动負債	616,053
固定資産	161,141	固定負債	1,850,000
		負債合計	2,466,053
株主資本		株主資本	△96,381
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	4,518,396
		利益剰余金	4,518,396
		その他利益剰余金	△4,714,778
		(うち当期純損失)	44,714,778
新株予約権		新株予約権	(2,403,907)
		純資産合計	3,102
資産合計	2,372,773	負債・純資産合計	△93,279

第48期決算公告

令和7年5月15日 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

株式会社山陽フレンズ

取締役社長 福井 秀樹

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	1,033,179	流动負債	199,309
固定資産	134,512	固定負債	27,792
		株主資本	932,668
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	70,000
		利益準備金	812,668
		その他利益剰余金	12,500
		(うち当期純利益)	800,168
		評価・換算差額等	(98,116)
合計	1,167,692	合計	7,921

決算公告

令和7年5月15日

東京都千代田区二番町11番地19

フィスカースジャパン株式会社

代表取締役 パイヴィティモネン

貸借対照表の要旨

(令和3年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	流動資産 3,106,272
	固定資産 1,600,871
	資産合計 4,707,143
負債 及び 純資 産の 部	流动負債 2,884,874
	賞与引当金 101,369
	有給休暇引当金 49,163
	その他引当金 21,604
	負債合計 2,884,874
	株主資本金 1,823,889
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 2,240,000
	その他資本剰余金 500,000
	利益剰余金 1,740,000
負債 及び 純資 産の 部	△516,110
	△70,000
	△586,110
	(189,660)
	△1,620
	△1,620
	純資産合計 1,822,269
	負債・純資産合計 4,707,143

第28期決算公告 令和7年5月15日
奈良県生駒市北新町12番5号
株式会社美栄

代表取締役 中井 美栄

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 6,396,699
	固定資産 37,364,748
	資産合計 43,761,447
負純 資 産 及 び 部	流动負債 38,059,402
	固定負債 2,255,000
	負債合計 40,314,402
株主 資本 及 び 部	株主資本金 3,447,045
	資本剰余金 30,000,000
	△26,552,955
	△26,552,955
	(うち当期純損失) (3,854,061)
	純資産合計 3,447,045
	負債・純資産合計 43,761,447

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第49期決算公告 令和7年5月15日
福岡市南区三宅三丁目16番39号
株式会社守田工務店

代表取締役 守田 秀雄

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	流動資産 3,760
	固定資産 5,682
	合計 9,443
負純 資 産 及 び 部	流动負債 18,810
	固定負債 1,510
	合計 10,876
株主 資本 及 び 部	株主資本金 35,000
	資本剰余金 △45,876
	△45,876
	(うち当期純利益) (2,203)
	合計 9,443

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第27期決算公告

令和7年5月15日

東京都港区芝四丁目13番2号

田町フロントビル8階

AGCファブリテック株式会社

代表取締役 平崎 優矢

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	流動資産 3,252,206
	固定資産 154,316
	資産合計 3,406,522
負債 及び 純資 産の 部	流动負債 2,601,708
	賞与引当金 20,543
	その他の固定負債 2,581,165
	退職給付引当金 92,176
	△92,176
	負債合計 2,693,884
	株主資本金 712,638
	資本剰余金 30,000
	△682,638
	△7,500
	△675,138
	(580,534)
	純資産合計 712,638
	負債・純資産合計 3,406,522

第62期決算公告

令和7年5月15日

青森市佃二丁目19番7号

志田内海株式会社

代表取締役 秋田 正孝

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 额
資の 産部	流動資産 1,747,568,467
	固定資産 913,085,753
	合計 2,635,760
負債 及び 純資 産の 部	流动負債 1,747,568,467
	固定負債 913,085,753
	合計 2,635,760
	株主資本金 921,302,732
	資本剰余金 582,932,000
	△1,159,055,248
	△50,000,000
	△40,000,000
	△40,000,000
	△1,069,055,248
	△27,900,000
	△615,500,000
	△425,655,248
	(うち当期純利益) (58,685,397)
	合計 2,663,289,980

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年6月二十日であり、終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

科 目	金 额
資の 産部	流動資産 4,614,705
	固定資産 77,946,475
	合計 82,561,180
負債 及び 純資 産の 部	流动負債 987,860
	固定負債 84,460,000
	合計 82,561,180
	株主資本金 △2,886,680
	資本剰余金 1,000,000
	△3,886,680
	△3,886,680
	(うち当期純損失) (2,958,727)
	合計 82,561,180

第24期決算公告

令和7年5月15日
東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社パワーエッジ
代表取締役 塩原 正也

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	843,662
固定資産	2,177,275
合 計	3,020,938
負純資産及び部	
流動負債	1,331,127
固定負債	678,340
資本	1,011,471
利益	57,000
利益	954,471
利益	901
その他の利益	953,570
(うち当期純利益)	(164,449)
合 計	3,020,938

合併公 告
記会社は合併して存続して乙及び丙は解散することになります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。
最終貸借対照表の要旨は次のとおりで
す。

第53期決算公告

令和7年5月15日
東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社ベスコ

代表取締役 塩原 正也

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	44,153
固定資産	7,888
合 計	52,041
負純資産及び部	
流動負債	6,246
固定負債	65,689
資本	△19,894
利益	10,000
利益	△29,894
その他の利益	△29,894
(うち当期純損失)	(28,733)
合 計	52,041

第3期決算公告

令和7年5月15日
東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社H P R I M E

代表取締役 宇都 徹矢

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	42,444
固定資産	48,315
合 計	90,759
負純資産及び部	
流動負債	20,148
株主資本	70,611
資本	50,000
資本	50,000
利益	50,000
利益	△29,388
その他利益	△29,388
(うち当期純損失)	(15,338)
合 計	90,759

第61期決算公告

令和7年5月15日

東京都中央区銀座七丁目17番2号

ユニオン映画株式会社

代表取締役社長 梅原 高実

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	895,481
固定資産	139,276
合 計	1,034,757
負債及び純資産の部	
流动負債	366,761
賞与引当金	11,000
役員賞与引当金	4,010
その他の固定負債	351,751
退職給付引当金	170,172
役員退職慰労引当金	93,405
その他の他	76,301
合 計	536,933
株主資本	497,823
資本	100,000
資本	160,000
資本	65,000
その他資本	95,000
利益	262,823
利益	22,170
利益	240,653
その他利益	(96,300)
自己株式	△25,000
純資産合計	497,823
負債・純資産合計	1,034,757

（甲）（乙）下記のとおりです。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

アローズコミュニケーションズ（乙、住所:京都府市中京区山伏山町五五八三洋室町ビル四〇六）のまーすた店舗（下北沢店、王子店、松戸店、新長田店）における麻雀クラブ事業に関する権利義務、及び有限会社イプシロン（丙、住所:大阪市天王寺区堀越町一六番九号毎日シルバービル五階A号室）のまーすた京橋店における麻雀クラブ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社スリーアローズコミュニケーションズ（乙、住所:京都府市中京区山伏山町五五八三洋室町ビル四〇六）

のまーすた店舗（下北沢店、王子店、松戸店、新長田店）における麻雀クラブ事業に関する権利義務、及び有限会社イプシロン（丙、住所:大阪市天王寺区堀越町一六番九号毎日シルバービル五階A号室）のまーすた京橋店における麻雀クラブ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

第14期決算公告

令和7年5月15日
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル15階

株式会社T B M

代表取締役 山崎 敦義

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	6,676,149
固定資産	3,259,889
合 計	9,936,038
負債及び純資産の部	
流动負債	1,730,721
4,878,261	
合 計	6,608,983
株主資本	3,234,565
資本	100,000
資本	9,066,470
資本	8,118,470
その他資本	948,000
利益	△5,931,904
利益	△5,931,904
(△5,931,904)	
評価・換算差額等	5,953
繰延ヘッジ損益	5,953
新株予約権	86,535
純資産合計	3,327,055
負債・純資産合計	9,936,038

第19期決算公告

令和7年5月15日
京都府中京区山伏山町558三洋室町ビル406
株式会社スリーアローズコミュニケーションズ

代表取締役 山田 昌和

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	191,349
固定資産	354,606
合 計	545,955
負純資産及び部	
流動負債	207,881
株主資本	338,074
資本	30,000
利益	308,074
利益	308,074
その他利益	(31,219)
合 計	545,955

第11期決算公告

令和7年5月15日
東京都世田谷区北沢二丁目8番4号
松田ビル3階A号室

株式会社まーすた

代表取締役 山田 昌和

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	58,119
固定資産	6,748
合 計	64,868
負純資産及び部	
流動負債	20,401
株主資本	44,466
資本	3,000
利益	41,466
利益	41,466
その他利益	(9,019)
合 計	64,868